

## 第9次鹿沼市総合計画

## 第9次鹿沼市総合計画の構成

### ● 序：総合計画策定にあたって

1. 策定の考え方.....	1
2. これまでの総合計画.....	2
3. 計画のかたち.....	4
4. 今に息づく歴史と伝統（先人の歩みと遺産）.....	5
5. まちの姿（今をみつめて）.....	8
(1) 魅力と実力.....	8
(2) 加速する社会の変化.....	14

### ◆ 鹿沼みらいビジョン（基本構想）

1. 鹿沼の"みらい".....	23
(1) まちづくりの基本的な考え方.....	23
(2) 市民とともにつくる"みらい"の鹿沼.....	25
2. 人々の定住と交流（人口、活動）.....	26
3. まちのかたち（土地利用の基本方針）.....	27
(1) 基本的な考え方.....	27
(2) まちの拠点と交流ネットワーク.....	29
4. 鹿沼の"みらい"実現に向けて（まちづくりのテーマ）.....	30

## ◆ 鹿沼 2030 プラン（基本計画）

1. 鹿沼 2030 プランの概要.....	37
(1) 目的と期間.....	37
(2) プランの構成.....	37
2. “みらい”への重点プログラム ～みんなが住みたいライフタウンを目指して～.....	38
◇1 「健康都市宣言のまち」人生 100 年時代の健康づくり.....	39
◇2 「こどもと過ごしやすいまち」すこやかな成長を応援.....	39
◇3 「文化の薫るまち」文化財の保護と新たな市民活動の促進.....	39
◇4 「安全安心のまち」総合防災対策.....	40
◇5 「みんな大好き鹿沼」知名度アップ作戦.....	40
◇6 広域交流拠点づくり.....	40
◇7 西北部「水とみどりのふるさと」の創造.....	41
◇8 中心市街地「みんなが集う楽しい街」の創造.....	41
◇+1 市制 80 周年記念事業.....	41
3. 施策展開の戦略ワード「鹿沼+（プラス）」.....	42
4. 5 か年の施策展開.....	44
(1) プランの施策体系.....	44
(2) プランの見方.....	47
5. 施策の概要.....	49
大項目 1 みんなが こどもたちを健やかに育て 一人ひとりを尊重して暮らす「心豊かなまち」.....	49
大項目 2 みんなが 心も体も健康で 互いに支え合い思いやりをもって暮らす「健やかなまち」.....	61
大項目 3 みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす「誇れるまち」.....	71
大項目 4 みんなが 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす「活力あるまち」.....	83
大項目 5 みんなが きれいな環境と安全安心な地域のなかで 助け合いながら暮らす「快適なまち」.....	97
大項目 6 みんなが 情報を共有し 必要な行政サービスを受けながら便利に暮らす「開かれたまち」.....	109



序：総合計画策定にあたって



## 1. 策定の考え方

鹿沼市は、令和4年に「第8次鹿沼市総合計画」を策定し、「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」を目指すまちの姿に掲げ、市民との協働による様々な取組を推進し、持続可能なまちづくりを進めてきました。

計画期間は、令和8年度末までとしていましたが、この間、歯止めのかからない人口減少と少子高齢化、コロナ禍を経た生活様式の変化、急速に進展するデジタル化とグローバル化、深刻さを増す気候変動と自然災害など、社会環境は大きく変化しています。

本市においても、これらに対応するための教育福祉施策や地域経済の活性化策、交通ネットワーク強化等の都市基盤整備、さらに南摩ダムの完成を契機とした西北部地域の振興など、急ぎ取り組むべき多くの新たな課題があります。

こうした内外の動向に的確に対応するためには、市民と行政、そして、地域コミュニティをはじめとした各種市民活動団体、事業者などの多様な主体が、それぞれの役割を担いながら協働し、新しい価値を共に創ることが必要です。

このような状況から、第8次総合計画の終了年度を1年早め、令和8年度を初年度とする「第9次鹿沼市総合計画」を策定し、本市の新たなまちづくりの指針とします。

## 2. これまでの総合計画

本市は、計画的かつ総合的な行政運営を進めるため、昭和46年に、第1次総合計画を策定して以降、社会経済状況の変化や諸課題に対応しながら、著しく変化する時代のニーズに応じて総合計画を策定し、各種施策に積極的に取り組んできました。

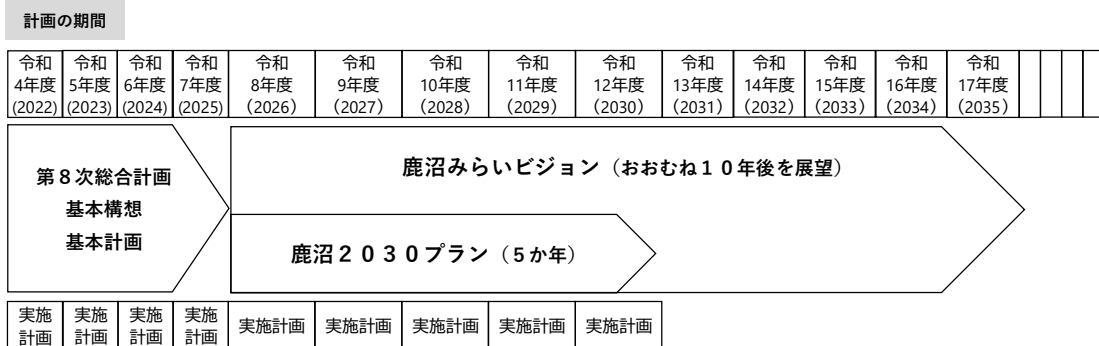
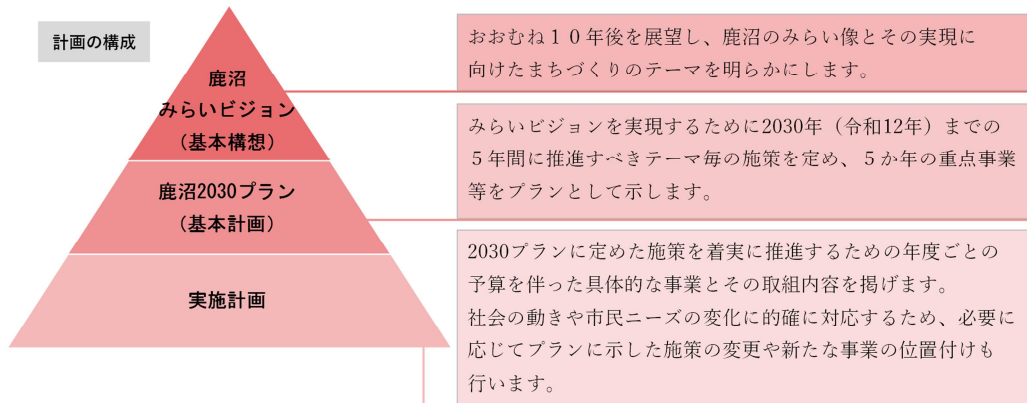
### ◇ 総合計画策定の経過

第1次	◆基本構想 将来都市像： <b>余裕ある豊かな都市</b> ＜昭和46年～昭和55年（1971年～1980年）＞
	◇前期基本計画 —オイルショックや都市的土地利用の拡大などの経済・社会情勢の大幅な変化に対応するため、前期基本計画終了時に改定 ＜昭和46年～昭和50年（1971年～1975年）＞
第2次	◆基本構想 将来都市像： <b>21世紀に向かって、個性豊かな人間環境都市</b> ＜昭和51年～昭和60年（1976年～1985年）＞
	◇前期基本計画 ＜昭和51年～昭和55年（1976年～1980年）＞
	◇後期基本計画 ＜昭和56年～昭和60年（1981年～1985年）＞
第3次	◆基本構想 将来都市像： <b>個性豊かな潤いと活力のあるまち</b> ＜昭和61年～平成7年（1986年～1995年）＞
	◇前期基本計画 ＜昭和61年～平成2年（1986年～1990年）＞
	◇後期基本計画「グリーンライフシティ」 ＜平成3年～平成7年（1991年～1995年）＞
第4次	「かぬまビジョン2010」 ◆基本構想 将来都市像： <b>人と自然が彩る「風景のある住みよいまち」</b> ＜平成8年～平成22年（1996年～2010年）＞
	◇第1ステージ ＜平成8年～平成12年（1996年～2000年）＞
	◇第2ステージ「かぬま”夢未来”創世プラン」 ＜平成13年～平成17年（2001年～2005年）＞
	—平成18年1月1日の鹿沼市・栗野町の合併に向け、平成17年2月に新市建設計画「かぬま・あわの新市まちづくりプラン」が策定されたことから、第3ステージに入らず改定
※ 新市建設計画「かぬま・あわの新市まちづくりプラン」 ＜平成17年～平成27年（2005年～2015年）＞ 新市の将来像： <b>美しい自然を愛し、健康で心豊かな市民がつどい、 "みんなでつくる元気なまち"</b>	

第5次	<p>「KANUMA”ステップ・アップ”ビジョン」</p> <p>◆基本構想 &lt;平成19年～平成28年(2007年～2016年)&gt;  将来都市像：人と自然が調和した“元気なまち・かぬま”</p> <hr/> <p>◇ファーストステージ &lt;平成19年～平成23年(2007年～2011年)&gt;  一東日本大震災の影響や人口減少、低迷する経済状況などに対応するため、セカンドステージに入らず改定</p>
第6次	<p>「ふるさと かぬま『絆』ビジョン」</p> <p>◆基本構想 &lt;平成24年～平成33年(2012年～2021年)&gt;  将来都市像：自然と共に歩む人情味あふれる絆のまち</p> <hr/> <p>◇前期基本計画 &lt;平成24年～平成28年(2012年～2016年)&gt;  一急速に進む人口減少や地方創生に対応するため、前期基本計画終了時に改定</p>
第7次	<p>「チャレンジ15(いちご)プロジェクト」</p> <p>◆総論(基本構想) &lt;平成29年～令和12年(2017年～2030年)&gt;  将来都市像：花と緑と清流のまち、笑顔あふれる人情味のあるまち</p> <hr/> <p>◇各論(基本計画) &lt;平成29年～令和3年(2017年～2021年)&gt;</p>
第8次	<p>◆基本構想 &lt;令和4年～令和13年(2022年～2031年)&gt;  目指すまちの姿：花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち</p> <hr/> <p>◇基本計画 &lt;令和4年～令和8年(2022年～2026年)&gt;</p>

### 3. 計画のかたち

鹿沼のみらい像とまちづくりのテーマを明らかにし、その実現のための施策展開の方向を「鹿沼みらいビジョン（基本構想）」として示すとともに、具体策の推進にあたっては、5か年の「鹿沼2030プラン（基本計画）」及び単年度の実施計画を策定し、変化の激しい社会・経済情勢に柔軟に対応します。



※ 第9次総合計画では、おおむね10年後を見据え、基本構想を策定します。そのおおむね10年後を"みらい"と表現します。

## 4. 今に息づく歴史と伝統（先人の歩みと遺産）

### ～原始・古代～

市内では、私たちの先人が生きて証である遺跡が多く見つかっています。縄文時代の水場遺構で、全国的にその名が知られる「上殿町の明神前遺跡」はその代表です。また、市南東部には「判官塚古墳」（市指定史跡）、「下台原古墳群 12 号墳」などの前方後円墳があり、太古から人々の生活が営まれていたことがうかがえます。

奈良時代には、草久の「深山巴の宿」（県指定史跡）で修業したといわれる勝道上人が男体山の登頂に成功したことから、山岳信仰の一大拠点として日光山が開かれました。その歴史を伝える「古峯神社」には、昔も今も多くの人々が訪れます。上粕尾の「発光路の強飯式」は日光山の強飯式の流れをくむ行事で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。また、東高野山と呼ばれる北半田の「医王寺」は、平安時代から伝わる仏像など多くの文化財を有し、広く信仰を集めています。

平安時代の記録には、「下野国賀蘇山神」の記載があり、これは、加蘇地区と栗野地区の境にある石裂山（尾鑿山）に宿る神と考えられており、上久我の加蘇山神社と入栗野の賀蘇山神社は、これを御神体とする神社と伝えられています。

### ～中世・近世～

鎌倉時代から室町時代にかけて、鹿沼市域の多くは日光山領となりました。泉町の周辺には日光山に係する「押原御所」という施設が設けられ、日光山領六十六郷の要衝となりました。戦国時代には、鹿沼氏に続いて壬生氏が鹿沼城を本拠地に勢力を誇り城下町として繁栄しましたが、豊臣秀吉による小田原征伐で壬生氏は滅亡し、鹿沼城も廃城となりました。

江戸時代に入り日光に東照宮が造営されると、日光道中壬生通り及び日光例幣使街道の宿場として鹿沼宿、奈佐原宿、楡木宿が設けられます。日光神領であった西北部の村むらでは、幕府の政策により朝鮮人参の栽培も行われました。鹿沼宿は、周辺の村むらで生産される大麻や木材等の流通の中心地となったことで町人文化が発展しました。彫刻屋台が繰り出す「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」（国指定重要無形文化財・ユネスコ無形文化遺産登録）は、そのレベルの高さを今に伝えています。また、「奈佐原文楽」（国選択無形民俗文化財・県指定無形民俗文化財）、「生子神社の泣き相撲」（国選択無形民俗文化財・市指定無形民俗文化財）など市内各地の伝統行事もこの時期から行われるようになりました。

### ～近代・現代～

明治時代になり、上都賀郡が設置されると、鹿沼宿には郡役所が置かれ、行政の中心となりました。明治 22 年、町村制が施行されると、市域の村むらは合併し、鹿沼町・東大芦村・菊沢村・板荷村・北押原村・西大芦村・加蘇村・北犬飼村・南摩村・南押原村・栗野村・粕尾村・永野村・清洲村が誕生しました。これと前後して、下野麻紡織会社（後の帝国繊維）が設立され、日光線が開通しました。今も永野地区において栽培が続く麻の生産量は、現在

も全国一で「野州麻の生産用具」は国の重要有形民俗文化財に指定されています。

また、粟野地域では、足尾銅山の活況に伴い、輸送路となった口粟野や上粕尾に多くの人々が集まりました。

大正時代から昭和初期には、関東大震災や戦災復興等の需要により木工業が盛んになり、「木のまち鹿沼」の形成に繋がりました。さらに、昭和4年には、東京へ直通する東武鉄道日光線が開通し、交通の要衝としての地位を高めました。

昭和23年に鹿沼町は市制を施行し、29年に、鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬飼村が合併します。さらに、30年に南摩村、南押原村も鹿沼市に合併しました。同じく30年には粟野町・粕尾村・永野村・清洲村も合併し新たな粟野町が誕生しました。

昭和30年代から40年代には、東北自動車道の開通と鹿沼インターチェンジの開設により首都圏における地理的優位性が高まりました。木工団地や工業団地の整備、農業公社や花木センター公社の設立などが相次いで進められ、現在に続く産業基盤が築かれました。さらに、50年代以降は、生活環境の整備、福祉や文化・スポーツの振興策などが着実に進められます。平成18年1月1日には鹿沼市と粟野町が合併し、現在の姿となりました。

<市制施行以降の主なできごと>

昭和23(1948)年	10月10日、鹿沼町が市制施行
昭和29(1954)年	鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬飼村が合併
昭和30(1955)年	鹿沼市、南摩村、南押原村が合併／粟野町、粕尾村、永野村、清洲村が合併／前日光県立自然公園指定
昭和31(1956)年	粟野町庁舎完成
昭和33(1958)年	鹿沼市庁舎完成
昭和34(1959)年	千手山公園整備
昭和37(1962)年	健康都市宣言
昭和40(1965)年	鹿沼木工団地完成
昭和44(1969)年	鹿沼工業団地完成／思川開発事業実施計画調査が開始される
昭和47(1972)年	第1回さつきまつり開催／東北自動車道開通／鹿沼インターチェンジ開設
昭和49(1974)年	農業公社設立
昭和50(1975)年	花木センターオープン／花木センター公社設立
昭和53(1978)年	運動公園野球場完成
昭和55(1980)年	鹿沼市民憲章制定／栃の葉国体開催
昭和56(1981)年	第1回さつきマラソン大会開催
昭和59(1984)年	市民文化センター開館

昭和 61 (1986) 年	運転免許センター開設
平成元 (1989) 年	図書館開館／とちぎ流通センター完成
平成 4 (1992) 年	川上澄生美術館開館／前日光ハイランドロッジオープン／中国鉄嶺市と友好都市提携／足立区と友好都市提携
平成 6 (1994) 年	宇都宮西中核工業団地完成
平成 7 (1995) 年	平和都市宣言／天皇皇后両陛下下行幸啓
平成 8 (1996) 年	「発光路の強飯式」が国の重要無形民俗文化財に指定される
平成 10 (1998) 年	市制 50 周年／総合体育館開館／屋台のまち中央公園オープン
平成 11 (1999) 年	市民情報センター開館／粟野総合運動公園完成
平成 12 (2000) 年	高齢者福祉センター開設／出会いの森総合公園整備／前日光つつじの湯交流館オープン
平成 13 (2001) 年	まちなか交流プラザ開館
平成 14 (2002) 年	新・健康都市宣言／文化活動交流館開館
平成 15 (2003) 年	「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」が国の重要無形民俗文化財に指定される／大越路トンネル開通
平成 16 (2004) 年	環境都市宣言／粟野町合併 50 周年
平成 18 (2006) 年	鹿沼市・粟野町合併／自然体験交流センター開館
平成 21 (2009) 年	古峯原宮通り上野町工区開通
平成 23 (2011) 年	まちの駅 新・鹿沼宿オープン
平成 24 (2012) 年	男女共同参画都市宣言／墨田区と友好都市提携
平成 27 (2015) 年	アメリカグランドフォークス市と友好都市提携／鹿沼市・粟野町合併 10 周年
平成 28 (2016) 年	いちご市宣言／「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録される
平成 30 (2018) 年	古峯原宮通り千渡工区開通
令和 2 (2020) 年	南摩ダム本体建設工事が始まる
令和 3 (2021) 年	気候非常事態宣言
令和 4 (2022) 年	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（第 77 回国民体育大会・第 22 回全国障害者スポーツ大会）開催／天皇皇后両陛下下行幸啓
令和 5 (2023) 年	鹿沼市新庁舎完成／古峯原宮通り千渡東工区開通
令和 6 (2024) 年	スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパオープン
令和 7 (2025) 年	鹿沼駅東通り開通／鹿沼インター産業団地完成／鹿沼市・粟野町合併 20 周年

## 5. まちの姿（今をみつめて）

### (1) 魅力と実力

#### ○ 歴史と伝統が育んだ市民のチカラ（いきいきとした市民の活動）

本市には、先人が遺した有形無形の貴重な文化財や特色ある生活習慣、産業遺産などがたくさんあります。

特に、無形民俗文化財は、庶民が育んできたものであり、国指定や国選択となって、各地域で市民に親しまれながら伝えられ、現在の活発な市民のコミュニティ活動や文化活動等に受け継がれています。

このような地域に根ざした歴史と伝統を背景に、スポーツや音楽、文学など様々な分野において、多くの本市出身者の皆さんが全国、世界で活躍しています。

また、古くからのものづくりのまちとして栄え、脈々と受け継がれてきた伝統技術は、多くの「鹿沼の名匠<sup>1</sup>」によって広く市内外に発信され、そのレベルの高さは全国から注目されています。

さらに、本市は、来訪者が気軽に立ち寄り、休憩し、地域の情報が得られる「まちの駅」の設置数も日本一を誇り、市民の生業や活動において、おもてなしの心や、人と人とのつながりを大切にする気質が根付いています。

平成 28 年には、多彩で高品質な農作物や工業製品がある中で、“いちご”を市の果実に定め、シティプロモーションの戦略として「いちご市」宣言をし、その後、「いちご王国」を宣言した栃木県と連携したアピールに努めています。

連綿と続く本市の歴史と伝統は、自主自立の気風も育んでおり、平成 24 年には、新しい自治のルールとしての「自治基本条例」を市民が手づくりで作り上げるなど、「自分たちのまちのことは自分たちで決めて実行する」という意識が浸透しています。

こうした市民の“チカラ”は、“協働・共創のまちづくり”の原動力となります。

---

<sup>1</sup> ものづくりのまち鹿沼を広く市内外に発信するため、鹿沼市地域の特色ある産業や文化の振興に貢献し、市内の第一人者と言われる方で、業として営んでいる方のこと。

## ○ 自然環境と地理的条件（美しい水と緑の大地）

### ① 自然環境

本市は、490.64 km<sup>2</sup>の広い大地と美しい自然に恵まれています。市域の約7割を森林が占め、奥深い山々を源流として、関東随一の清流といわれる大芦川や市街地でも鮎釣りができる黒川をはじめ、荒井川、南摩川、粟野川、粕尾川、永野川等の清流が流れています。これらにより、市の西北部では「山と高原」、「清流と渓谷」という特色ある美しい景観が形成されています。

また、市の南東部には平地と台地が広がり、美しい田園風景が市街地を囲んでいます。

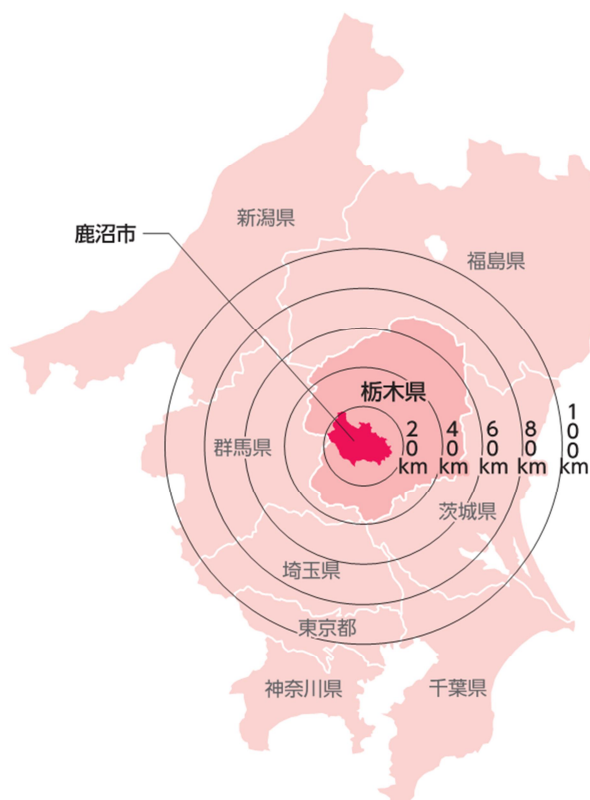
この美しい水と緑の大地は、“みらい”を超えて、私たちに大きな恵みをもたらします。

### ② 地理的条件

本市は、首都東京へ約100 km、北関東の真ん中に位置しています。また、栃木県の県央西部にあり、東は県都宇都宮市、北は国際観光地日光市に隣接しています。

交通ネットワークでは、東北自動車道鹿沼インターチェンジがあり、本市に近接して走る北関東自動車道へのアクセス性にも優れています。また、東武日光線は約80分で東京に直通し、JR日光線は宇都宮まで14分であり東北新幹線との連絡も容易です。

江戸から日光、京都から日光への道中の宿場町としての歴史を引き継ぎながら、広域交通の要衝として高い地理的優位性を有しているため、広域交通拠点としての機能のさらなる充実により、県内外、さらに全国との交流拡大が期待できます。



## ○ 多彩な産業（活力ある地域の産業）

本市の中心部は、北緯 36 度、東経 139 度にあつて、日本の中央部に位置し、海拔 79m～1,526m の大きな標高差、寒暖差が大きく冬の日照時間が長いなどの気候条件を有しています。また、首都圏に位置し、利便性の高い交通網が走るなど交通の要衝としての優位性も有しており、これらの優位性を生かし、農業や林業などの 1 次産業、工業などの 2 次産業、商業・サービス業などの 3 次産業のバランスのとれた豊かな産業のまちとして発展してきました。

### ① 高い品質を誇る農林業

農業では、本市中南部を中心に生産される「水稻」、市の果実であり市場から高い評価と信頼を得ている「いちご」をはじめ、県内一の生産量を誇る「にら」、「トマト」等の施設園芸、「なし」や「りんご」等の果樹や日本一にも輝いた「かぬま和牛」等の畜産など、多彩でレベルの高い農業が営まれています。日本一の生産量と品質を誇る「麻」、農林水産省の地理的表示（GI）保護制度<sup>1</sup>に登録された「鹿沼在来そば」、古くから盛んに栽培されてきた在来種の「鹿沼こんにゃく」など、高い品質と特色を備えた多彩な農作物も生産されています。

また、市の名を冠し全国的に有名な「鹿沼土」等の園芸用土と日本一の「さつき」に代表される花木生産は、本市の産業の特色の一つです。

林業では、市域の約 7 割を占める広大な森林や、寒暖差が大きく積雪の少ない気候などにより、古くから林業や木工業が盛んであり、良質な木材を育てています。私有林人工林面積<sup>2</sup>、素材生産量、木材・木製品の製造品出荷額等は県内 1 位を誇り、「木のまち鹿沼」の地位を確立しています。

また、伐採・搬出・製材・加工・流通と、川上から川下までつながる本市独自の生産体制を今後も維持するため、持続可能な木材産出の仕組みである森林認証<sup>3</sup>を取得しており、令和 5 年 5 月に完全開庁した市役所新庁舎は、関東地方で初の SGEC プロジェクト認証<sup>4</sup>を取得するなど、木のまち鹿沼のランドマークとなっています。さらに、国立競技場や有明アリーナなどで本市産の森林認証材の杉が使用されており、本市の木材は高い評価を得ています。

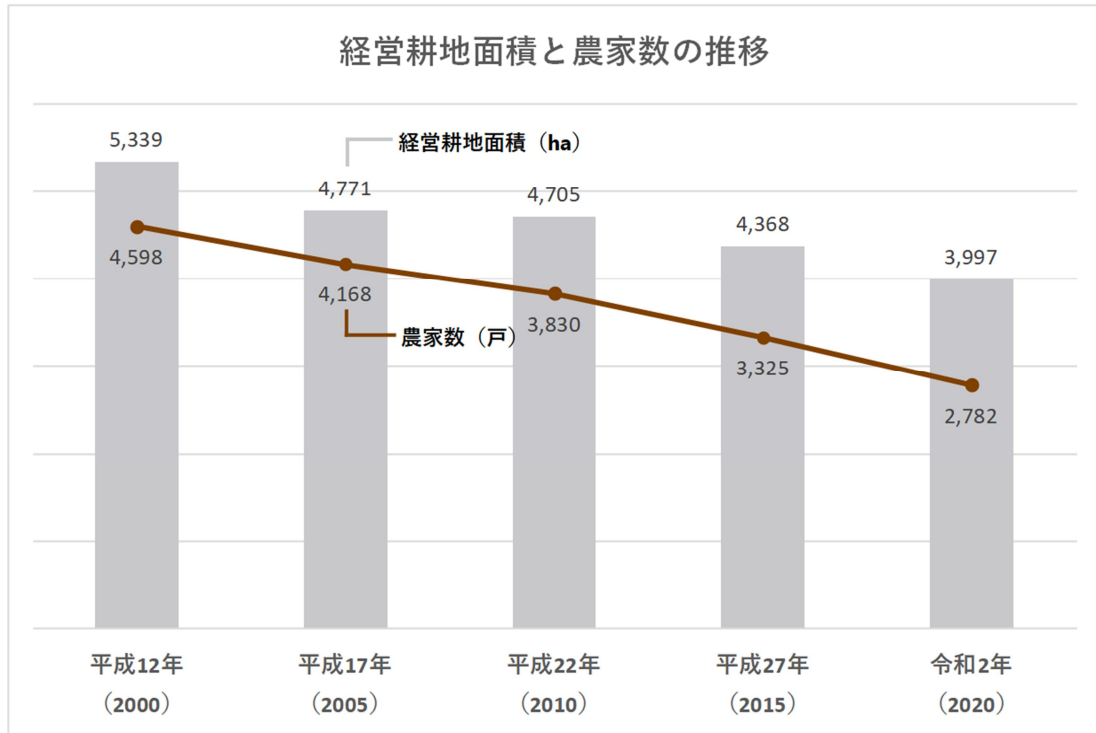
---

<sup>1</sup> その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度のこと。

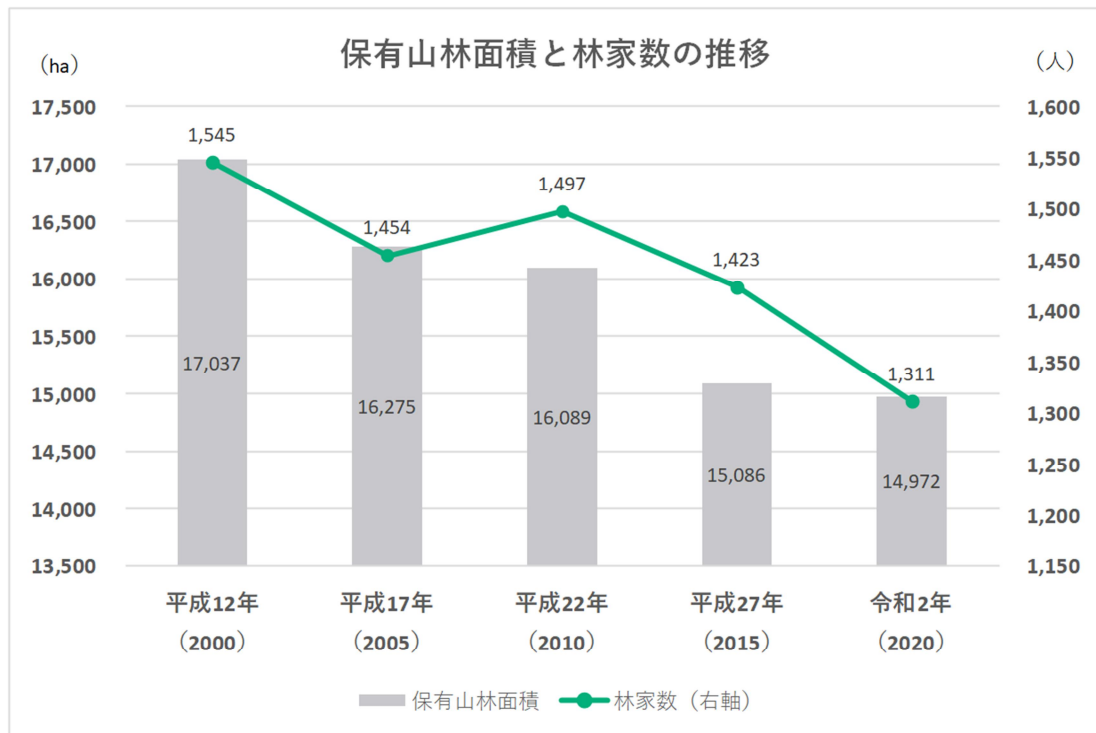
<sup>2</sup> 個人や企業が所有する森林のうち、人が木材生産を目的として種をまいたり苗木を植えて育てている森林のこと。

<sup>3</sup> 第三者機関が、経済的な持続性や環境保全への配慮等に関して森林管理を認定する「FM 認証」と、認証された森林から産出される木材や木製品の適切な流通や管理を認証する「CoC 認証」の 2 つの認証により適正に管理された森林から得られた木材を確実に消費者に届けるとともに、生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する制度のこと。

<sup>4</sup> 建物に使用される木材が SGEC 認証を受けたものであることを証明するもの。



農業の基盤となる経営耕地面積と農家数は減少傾向にあり、担い手の確保と農地の集約・集積、スマート農業の推進による生産性の向上など、持続可能な地域農業の環境づくりを進める必要があります。



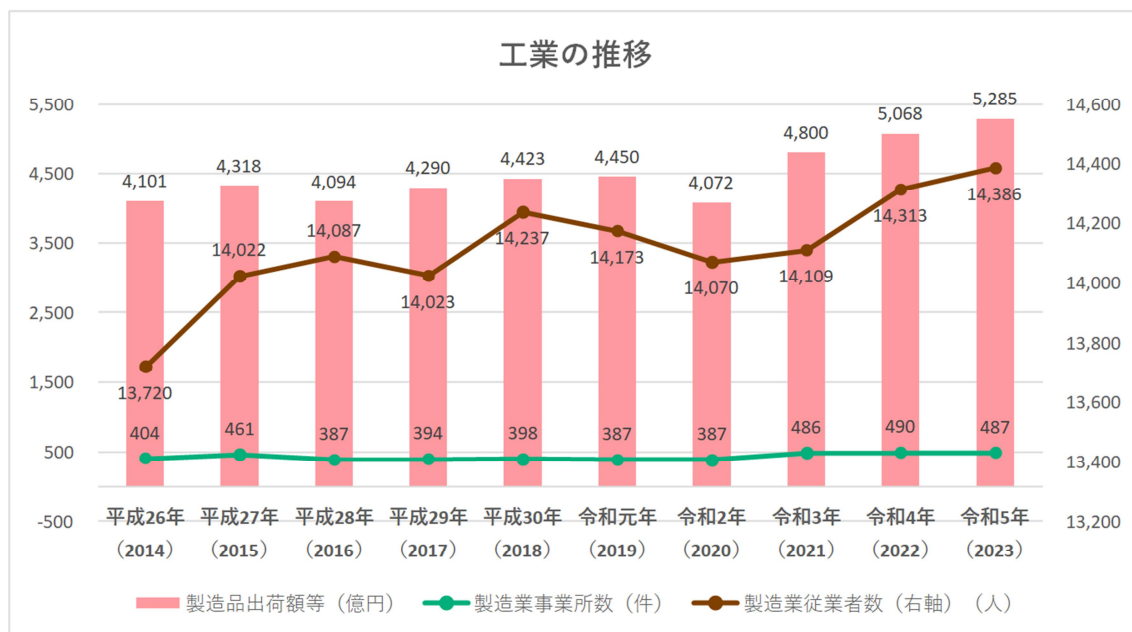
保有山林面積と林家数は、ともに減少が続いており、特に直近10年間で大きく減少しています。

## ② 恵まれた立地を生かした工業

本市は、良質な杉やヒノキなど豊かな木材資源を背景に、鹿沼組子等の伝統の技を伝えながら木工建具等の地場産業が発展し、鹿沼木工団地が整備されるなど、木の産業の川上から川下まで揃う日本屈指の木のまちです。

また、鋳物生産などの伝統も受け継ぎながら高い技術を持つ機械金属工業が発達し、医療機器産業や航空宇宙産業等の分野でも日本や世界をリードする企業も立地し、特に、立地条件の良い鹿沼工業団地や宇都宮西中核工業団地などの基盤整備によって多種多様な製造業の集積が進んできました。

全産業における製造業の占める割合は全国、栃木県と比較し非常に高く、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業は県内1位の出荷額となっており、鹿沼インター産業団地をはじめとした新たな基盤整備とともに、ものづくりのまちとしてさらなる発展が期待されています。

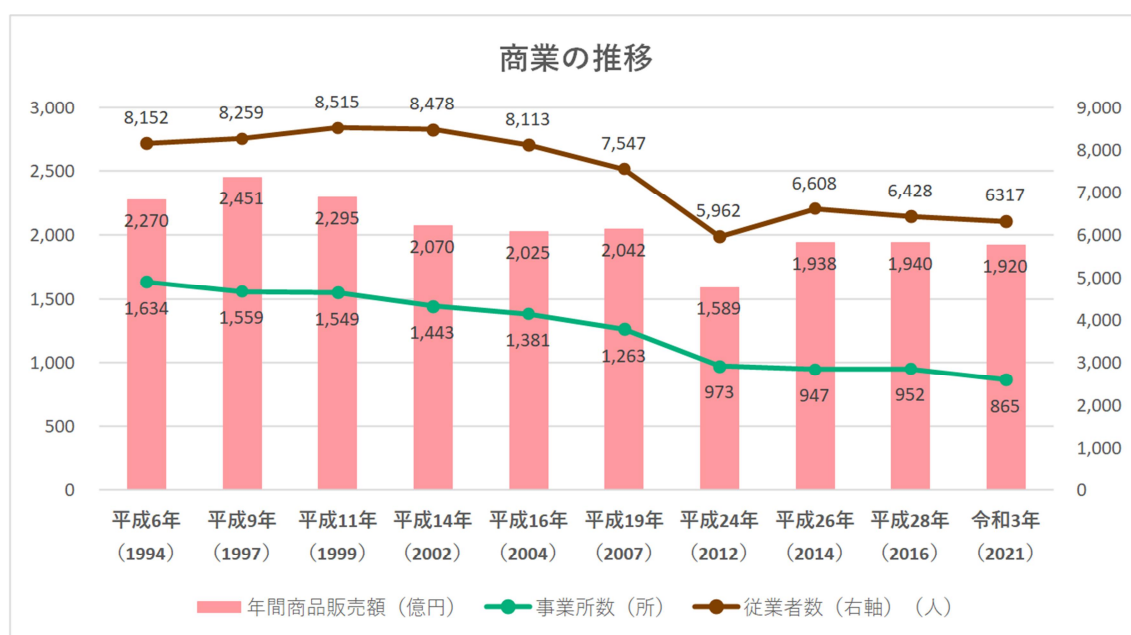


出所：経済産業省「工業統計調査」「経済センサス」「経済構造実態調査」

### ③ さらなる発展を目指す商業・サービス業

日光道中壬生通りや日光例幣使街道の宿場町として、また、周辺地域の農林産物の集積地として栄えた中心市街地は、明治以降、上都賀地域の拠点として、商業・流通業が発展しました。高度経済成長期以降は黒川左岸段丘上部が郊外路線商業地として開発が進み、県都宇都宮市と一体的な生活圏を形成しています。また、東北自動車道と北関東自動車道に近接する流通団地を中心に、物流拠点としての優位性を有しています。

従業者数、事業所数、年間商品販売額のいずれも減少傾向ですが、近年、旧市街地を中心に、空き店舗等のリノベーション<sup>1</sup>による起業が活発になり、業界団体等が主体となった「鹿沼そば」や「かぬまシウマイ」などによるまちおこしなど、新たな展開も始まっています。



出所：経済産業省「商業統計」「経済センサス」

<sup>1</sup> 既存の建物に対して改装工事を行い、新たな機能を付加し価値を高めること。

## (2) 加速する社会の変化

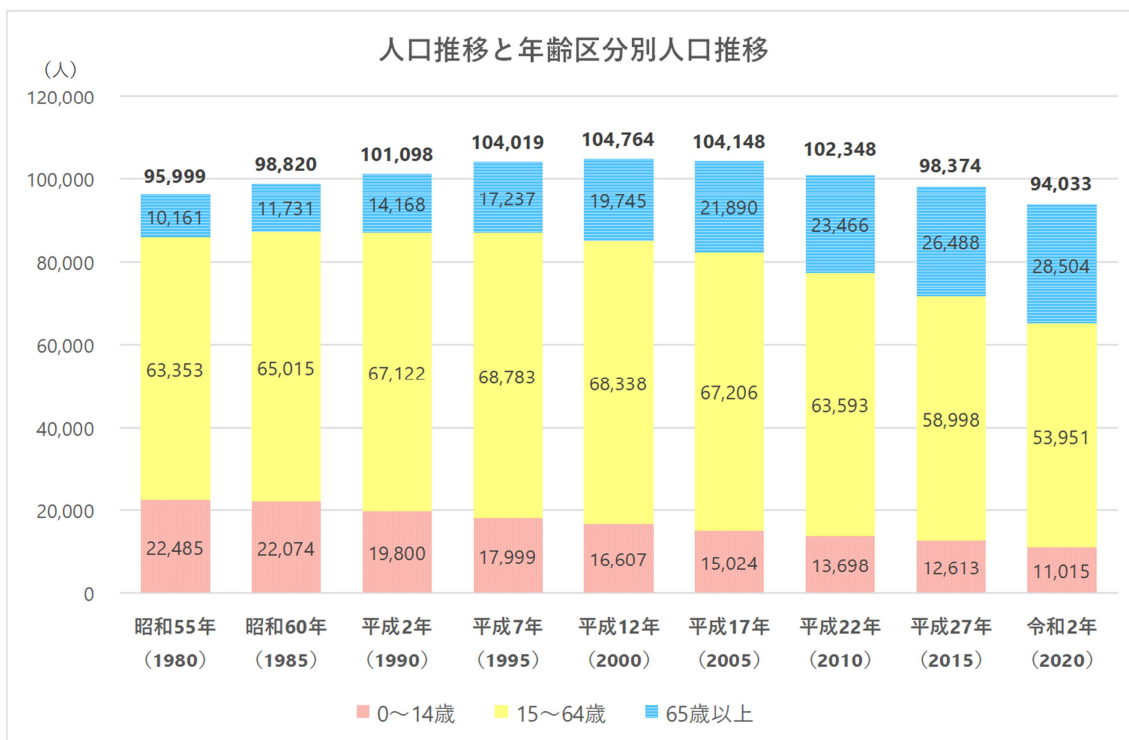
### ① 人口減少と超高齢社会への対応

国勢調査による本市の総人口は、平成12年の104,764人をピークに減少に転じ、令和2年に94,033人となり、そこに出生、死亡、転入、転出を反映させた推計人口は、令和8年1月時点で89,471人であり、9万人を割り込むに至りました。

年齢別人口は、64歳以下の人口は減少傾向が続いている一方、65歳以上は増加傾向が続いており、少子高齢化が急速に進行しています。これらの人口減少と少子高齢化は、地域経済の縮小や社会保障費の増大、さらには地域コミュニティの希薄化など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

前述の”鹿沼の魅力と実力”を市民一人ひとりが誇りとし、これを官民協働でアピールしながら、本市への移住と定住の促進策を一層強化する必要があります。

また、「人生100年時代」を迎え、長い人生を健やかに過ごすための健康づくりの取組、就労や地域活動など社会参画促進の取組がますます重要になっています。



出所：総務省「国勢調査」※総数には「不詳」を含む

※H17以前は、合併前の鹿沼市と栗野町の合算

## ② こどもを取り巻く環境の変化

こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、価値観の多様化など、社会の変化によって複雑化しており、こどもの貧困、虐待、不登校、自殺といった深刻な問題が増加傾向にあります。

本市では令和7年3月に策定した「鹿沼市こども計画」に基づき、幼児期から青年期にかけてのライフステージを通じた各種支援策を展開しています。”みらい”を担うすべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

また、教育に関しても、「鹿沼市教育ビジョン」をはじめとする各種計画に基づき教育環境の充実のための施策を展開しており、こどもたちが、将来の夢に向かって進んでいけるよう、学校、家庭、地域が一体となって見守り、協働していくことが必要とされています。

## ③ 住民と行政の協働による地域づくり

市民一人ひとりの価値観やライフスタイルは多様になり、地域が抱える課題も複雑になっています。また、これらを背景に地域における人と人とのつながりや連帯感、支え合いの意識の希薄化が進み、地域コミュニティの活動低下や担い手不足が深刻化しています。

本市は、平成24年に自治基本条例を定め、市民自治を基本として協働のまちづくりを進めてきました。今後、地域コミュニティ、NPO法人や各種市民活動団体、企業、行政などあらゆる主体がそれぞれの役割と責任を担いながら推進する協働・共創のまちづくりの重要性がますます高まっています。

## ④ 市民活動の活発化と交流の拡大

本市では、あらゆる世代、あるいは世代を超えて市民の自由な文化・スポーツ活動をはじめ多彩な生涯学習活動やボランティア活動、そしてコミュニティ活動などが活発に展開され、その活動は、市外、県外との交流にも広がっています。また、コロナ禍において停滞していた国際交流の再開、外国人観光客の急激な増加など、国際的な移動や交流が活発化しています。

友好都市等の国内各地との交流を促進するとともに、国外都市との交流や市内各地域における多文化共生の取組を進めながら、市民活動の活性化と交流の拡大を図ることが求められています。

#### ⑤ 多様性を増す“自分らしさ”と社会とのギャップ

令和5年に、日光市でG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日本で初めて開催されたことも一つのきっかけとなり、ジェンダー平等の実現に向けた機運が高まっています。また、「男性」と「女性」だけでない多様な性を尊重する「SOGIE（ソジー）<sup>1</sup>」などの考え方が広まりつつあり、本市では全国に先駆けて「パートナー&ファミリーシップ宣誓<sup>2</sup>」を制度化しました。

しかし、性別に基づく固定的な役割分担意識や社会的な慣習などがいまだに根強く存在し、ジェンダー・ギャップ指数<sup>3</sup>では、政治参画と経済参画の分野で著しい格差が生じています。

また、インターネット等を通じた人権侵害等の新たな人権問題の顕在化、障がいのある人、外国人等に対する差別や偏見などもあります。

性別、障がいの有無、国籍や文化的背景、性的指向や性自認など、様々な違いを尊重し、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けた継続的な取組が求められています。

#### ⑥ 変革が求められる地域産業と労働環境

本市は、各市場において評価の高い多種多様な農林産物をはじめ、伝統的なものづくりの文化や技術、首都圏からアクセスの良い立地条件など、豊かな地域資源に恵まれています。

一方、事業者は、少子高齢化に伴う人手不足や後継者不足に加え、仕事と子育ての両立が可能な環境の整備など価値観の多様化に伴う働き方改革の波にもさらされており、誰もが能力を発揮することができる働きやすい労働環境の整備が求められています。

IT技術の導入などによる業務の効率化や事業承継を支援するとともに、若者や女性が本市産業の魅力と実力を認識し、働きたくなる環境づくりと就業機会の確保が必要となっています。さらに、高齢者にとっても、これまで培った技術の継承はもとより、これからも元気に活躍できる雇用の場を創出していくことも必要です。

---

<sup>1</sup> どんな性別の人を好きになるかという「性的指向（Sexual Orientation）」、自分の性別をどう認識しているかという「性自認（Gender Identity）」、服装や髪形、自分を何と呼ぶか、どんな性別の表現をするかという「性表現（Sexual Expression）」を組み合わせた用語で、性の多様性を表す。

<sup>2</sup> 一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、対等の立場で継続的に同居し、相互に協力しながら共同生活を送る「パートナーシップ」と、そのカップルと子どもが家族として生活を共にする「ファミリーシップ」を宣誓した者に宣誓証明書を交付する制度のこと。

<sup>3</sup> 世界経済フォーラムが毎年発表している、各国の経済、教育、健康、政治の4分野における男女間の格差を数値化した指標のこと。

#### ⑦ 自然災害の激甚化・頻発化

近年、全国各地で地震や台風などによる大規模な災害が毎年のように発生しており、本市においても、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風により大きな被害に見舞われました。

災害の発生を防止する「防災」のほか、災害の被害を最小限に抑える「減災」の重要性が増しており、防災体制の構築やインフラ整備などの行政が行う「公助」、自分や家族の身を自分で守る「自助」、近所や地域で助け合う「共助」が不可欠であり、それぞれの連携により機能が力を発揮するよう、平時からの備えが重要となっています。

#### ⑧ 環境に対する関心の高まり

地球規模での大規模な気候変動は、自然災害の激甚化のみならず、人々の生活環境の悪化、生物多様性の喪失などを世界各地で引き起こしています。

また、様々な機能を持つ農地や森林の管理が困難となり、これらの荒廃が課題となっている一方で、豊かな自然の中での心豊かな暮らしを求める人も増えています。

国は、カーボンニュートラル<sup>1</sup>の実現、限りある資源を効率的に活用する循環型社会の形成を目指し、二酸化炭素排出量の削減と経済成長とを両立させるGX（グリーン・トランスフォーメーション）<sup>2</sup>を推進しており、本市においても、「みらいにつなぐ持続可能な社会」を実現するための取組が求められています。

#### ⑨ DX（デジタル・トランスフォーメーション）<sup>3</sup>の進展

新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式と価値観の変化、労働力人口の減少に備えデジタル技術の活用が求められています。

国は「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、デジタル技術活用による社会・地域の活性化を促進しており、住民サービスの向上や行政運営の効率化、活力ある地域づくりの推進が求められています。

本市では、「AI（人工知能）<sup>4</sup>」の活用を県内で最も早く着手するなど、積極的に取り組んでいます。デジタルでは得られない五感を活用した体験を重視するアナログ回帰の動きも出てきており、特に教育の分野などでは、自然とのふれあいや実体験なども重視しながらDX化を進めなければなりません。

---

<sup>1</sup> 二酸化炭素などの温室効果ガスについて、人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡（ニュートラル）を達成すること。

<sup>2</sup> 2050年までのカーボンニュートラル実現を目指し、化石燃料中心の経済・社会構造を、太陽光や風力などのクリーンエネルギー中心の構造に変えていくこと。

<sup>3</sup> デジタル技術が社会に浸透し、人々の生活をあらゆる面でより良いものに変えていくこと。

<sup>4</sup> 人間のように学習・推論・認知する能力を持つ技術であり、さまざまな分野での効率化や課題解決に貢献するもの。

## ⑩ 行財政改革の推進

地方自治体財政は、生産年齢人口の減少などによる税収の減少が見込まれる一方で、高齢者人口の増加などによる社会保障費の増加や人件費及び物件費の高騰等に伴う経常経費の増加に加え、老朽化が進む公共施設の維持・更新に伴う経費の増加などが見込まれています。

個別化し、多様化する市民ニーズに応えながら、将来にわたって安定した公共サービスを提供するため、行財政改革を推進し、事業の選択と集中による効率的な行政運営が求められています。

## ⑪ SDG s（持続可能な開発目標）の取組

2015年9月、持続可能な世界の実現に向けて、SDG s が国連サミットで採択されました。

SDG s は、2030年までに達成を目指す国際目標で、貧困、ジェンダー、気候変動などの17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

本市においても、行政、企業、地域等による主体的な取組が進められています。

また、SDGsの目標年である2030年が近づく中で、次世代の国際目標として「SWG s (持続可能な幸福目標)」が注目されています。これは、個人の「幸福」「健康」「充実感」などのウェルビーイングに焦点を当てた考え方であり、より人間中心の価値が重視されています。

身体的・精神的健康づくりや社会的つながりづくり、文化的充実に向けた取組が今後ますます重要となります。







## 鹿沼みらいビジョン（基本構想）



# 1. 鹿沼の“みらい”

## (1) まちづくりの基本的な考え方

### ● 先人の歩みを礎に

本市では、昭和 55 年 8 月に、“美しい山や川にかこまれたさつきの花咲く鹿沼市、恵まれた風土と伝統のもとに栄えてきた産業のまち、このふるさとに誇りをもち、希望あふれるまちづくり”を目指して、「鹿沼市民憲章」を定めました。

また、昭和 37 年に全国に先駆けて宣言した「健康都市」を発展させた「新・健康都市（H14 年）」をはじめ、「平和都市（H7 年）」、「環境都市（H16 年）」、「男女共同参画都市（H24 年）」を宣言し、これらを普遍的な理念として、まちづくりを進めてきました。

第 8 次総合計画では、美しい自然を大切にし、その恵みを受けながら、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、健康で心豊かに暮らせる「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれるやさしいまち」を目指すまちの姿に掲げました。

私たちは、これら基本的な考え方を継承しながら、守られてきた風土、培ってきた文化と産業を礎に、変化が激しく予測が困難な時代の中で、輝く鹿沼の“みらい”を切り拓いていくため、一人ひとりの市民のチカラを結集しなければなりません。

※ 第 9 次総合計画では、おおむね 10 年後を見据え、基本構想を策定します。

そのおおむね 10 年後を“みらい”と表現します。

※ この計画では、鹿沼で生活を営む人や鹿沼に住んで他の地域で働く人だけでなく、仕事や観光、レジャーなどで鹿沼を訪れる人も含め、“みんな”と表現します。

● “みらい”に向かって―「協働・共創」、「Made in 鹿沼」をキーワードに―

まちは、住む人々によってつくり育てられるものです。一人ひとりがまちづくりに積極的に取り組むことで、まちを好きになり、他に誇れる真の“ふるさと”と呼べるようになります。

企業や各種団体を含めた市民の皆さんと行政が、それぞれ持てる力を出し合い、ともに手を携え、さらに、市外の鹿沼ファンなど関係人口の皆さんの力もいただきながら様々な活動を展開し、鹿沼の“みらい”を創っていきます。

「協働・共創」は引き続きまちづくりの重要なキーワードです。

まちの個性は、風土や人々の生活の中で、守り受け継がれてきました。

本市は、様々な魅力（PR 資源）があるゆえに統一したイメージを打ち出すのが難しい状況であること、また、当たり前すぎて見過ごしていたものが、市外の方からは高く評価される場合や地元の人しか知らない隠れた自慢が埋もれている場合もあります。

こうしたことから、昔から市民にも親しまれ、老若男女に愛され、かわいいイメージを持つ“いちご”を本市の魅力我代表するイメージ PR アイテムとして位置付け、平成 28 年 11 月には「いちご市」を宣言し、すでに多くの市民に「いちご市かぬま」が定着し親しまれています。

今後も引き続き、鹿沼の文化や産業の歴史と伝統を大切に守りながら、新たな個性も加え、魅力的な“モノ”や“コト”を生み出します。

私たちは、これら“鹿沼産”、“鹿沼発”のすべての資源を「Made in 鹿沼」と位置付け、これをこれからのまちづくりのキーワードの一つとします。

## (2) 市民とともにつくる“みらい”の鹿沼

先人が守り築いてきた、このふるさと鹿沼は、自然環境と地理的条件に恵まれた暮らしやすいまちです。

私たちは、このふるさとの暮らしやすさをレベルアップするために、みんなで“協働・共創”のまちづくりを進め、“みらい”の鹿沼をつくっていきます。

その“みらい”にあっても、花と緑と清流が美しい豊かな自然環境と歴史と伝統に育まれた文化があり、そこには笑顔あふれるやさしい人たちが健やかで、心豊かに、助け合いながら暮らしています。

そして、不変の財産である恵まれた地理的条件や多彩な資源と産業の蓄積を礎に、さらに多くの新しい“鹿沼産”を全国、世界に発信しています。

さらに、伝統の継承と新たな交流によって生み出される“鹿沼発”の文化、スポーツ、産業、福祉など様々な活動やイベントに、鹿沼が大好きな多くの人々が集います。

“みらい”の鹿沼は、その多様な魅力に惹かれてみんなが住みたいまちです。

・・・私たちが目指す“みらい”の鹿沼のイメージは

**豊かな自然と文化につつまれ**

**人が輝き 地域が輝く みんなが住みたいまち**

## 2. 人々の定住と交流（人口、活動）

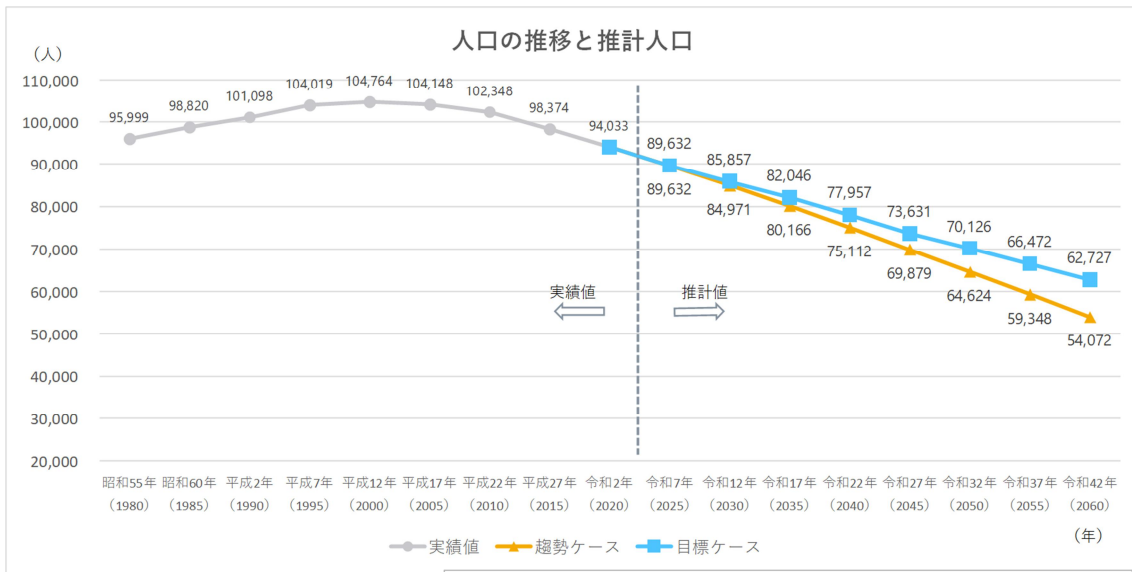
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、2000（平成12）年をピークに減少し、今後も2060（令和42）年まで減少を続けていくと見込まれています。

各種施策により出生率が向上しても、今後数十年間の出生数を決める若年層の大幅な人口増加は見込めないため、人口減少に歯止めをかけるには長い時間が必要となります。その中で、効果的な対策を早期に講じ、出生率の向上や転出超過の解消などができれば、将来の人口に与える影響は大きくなります。

近年の状況をみると、人口移動による社会増減は、2～5月の進学・就職の季節以外の月は、転入数が転出数を上回っており、鹿沼市への移住希望も新規就農等を含め少しずつ増えている傾向も見られます。

将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、国・県の施策とも連携しながら、少子化対策や移住・定住対策に取り組み、将来の合計特殊出生率<sup>1</sup>を栃木県が目標とする率に向上させ、さらに、転出者が転入者を上回る転出超過を2030（令和12）年までに解消させることで、2060（令和42）年に総人口62,000人程度を維持することを目指します。

また、地域活性化を担う人材を確保していくためにも、鹿沼市と継続的に関わり合う、様々な分野の市外、県外の関係人口の創出に取り組みます。



出所：（実績値）総務省「国勢調査」

※H17以前は、合併前の鹿沼市と栗野町の合算

（趨勢ケース）国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年）推計」準拠

項目	目標ケースの仮定内容
合計特殊出生率	段階的に向上し、2035年に1.47程度、2050年には、栃木県が目標とする率としている2.07程度に向上すると仮定
人口移動による社会増減	2030年までに転出者数が転入者数を上回る転出超過を解消

<sup>1</sup> 1人の女性が一生のうちに産むこどもの平均数を示す指標のこと。

### 3. まちのかたち（土地利用の基本方針）

#### (1) 基本的な考え方

土地利用にあたっては、先人から受け継がれた豊かな自然や歴史文化の保全と、地域経済の活性化、災害に強く快適で安心な生活環境の確保など、様々な分野の調和を図ることを基本に、広域のかつ長期的な視点で持続可能なまちづくりを進めます。

#### ① 大地の保全と活用

緑豊かで広大な大地、その土地利用にあたっては、豊かな自然を保全しながら、有利な地理的条件を生かし、農林業の振興を図るとともに、新たな産業基盤づくりを進めます。また、県都宇都宮市に隣接するなど、周辺市に通勤する方々の生活拠点としての広域的な優位性も踏まえ、快適な居住空間としての活用を推進しながら、計画的な利用に努めます。

#### ② 水の保全と活用

下流域の水源地域としての役割を担う本市では、水資源機構が思川開発事業として進めてきた南摩ダムが完成し、これをアピールしながら清流の保全と適切な活用を図ります。

また、引き続き需要に対応する安定した水資源の確保により、安全安心な水の供給に努めます。

#### ③ 自然と共生するくらしと産業

##### ○ 県立自然公園エリア

奥日光や足尾とも隣接する地域は、「前日光県立自然公園」に指定され、首都圏に最も近い多彩な資源を有する高原があるなど、本市の貴重な財産です。これらを保護し、多くの人々に訪れてもらえるよう整備を図ります。

##### ○ 市街地エリア

行政の中心地としての機能や商業サービス業等の集積を誘導し、快適で安心な居住空間の創出を図るとともに、重要な交通結節点である JR 鹿沼駅・東武新鹿沼駅周辺の活性化や交通ネットワークの強化を図ることで、人々の交流と魅力的な市街地の形成を促進します。

##### □ 自然を保全しながらその資源を活用した産業振興と定住促進を図る地域

奥深い山々と清流郡の源流を持つ市の西北部の地域は、地球温暖化の防止や水源のかん養につながる豊かな森林、前日光県立自然公園エリアを源とする美しい清流の保全を基本に、南摩ダムの完成を契機とした観光振興・レクリエーション機能の強化も促進しながら、農林業の振興と生活環境の整備を図ります。

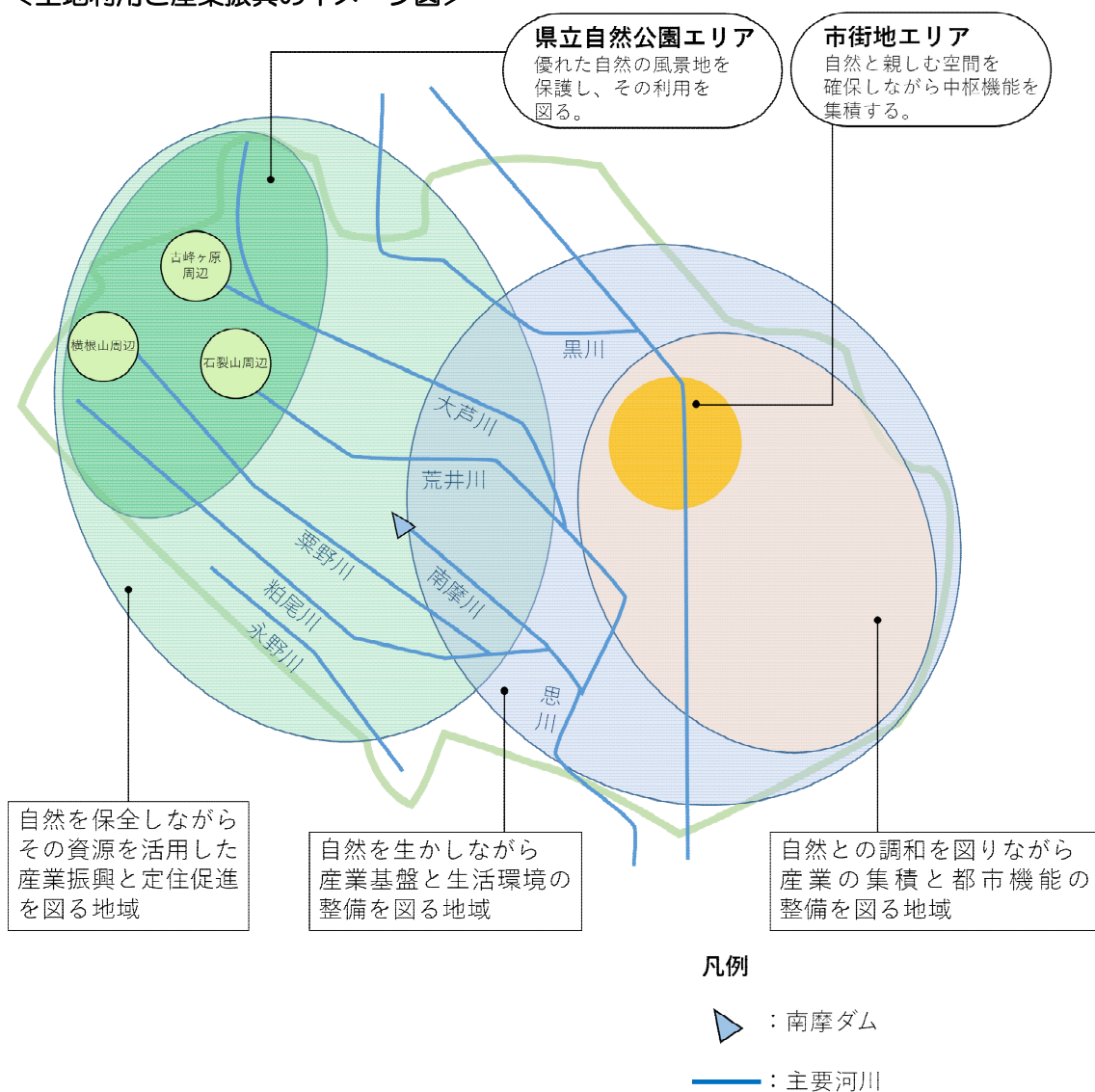
□ 自然を生かしながら産業基盤と生活環境の整備を図る地域

市の南東部の地域は、特に首都圏への食料供給基地としての大きな役割を持ちながら、米をはじめ園芸作物や畜産物等の農業を中心に、地域特性を生かした多彩な産業の振興を図ります。

□ 自然との調和を図りながら産業の集積と都市機能の整備を図る地域

市街地エリアを囲むこの地域は、地理的優位性を生かした産業基盤の集積を促進しながら、地域特性に応じた生活関連施設を適切に誘導し、居住環境の充実を図ります。

<土地利用と産業振興のイメージ図>



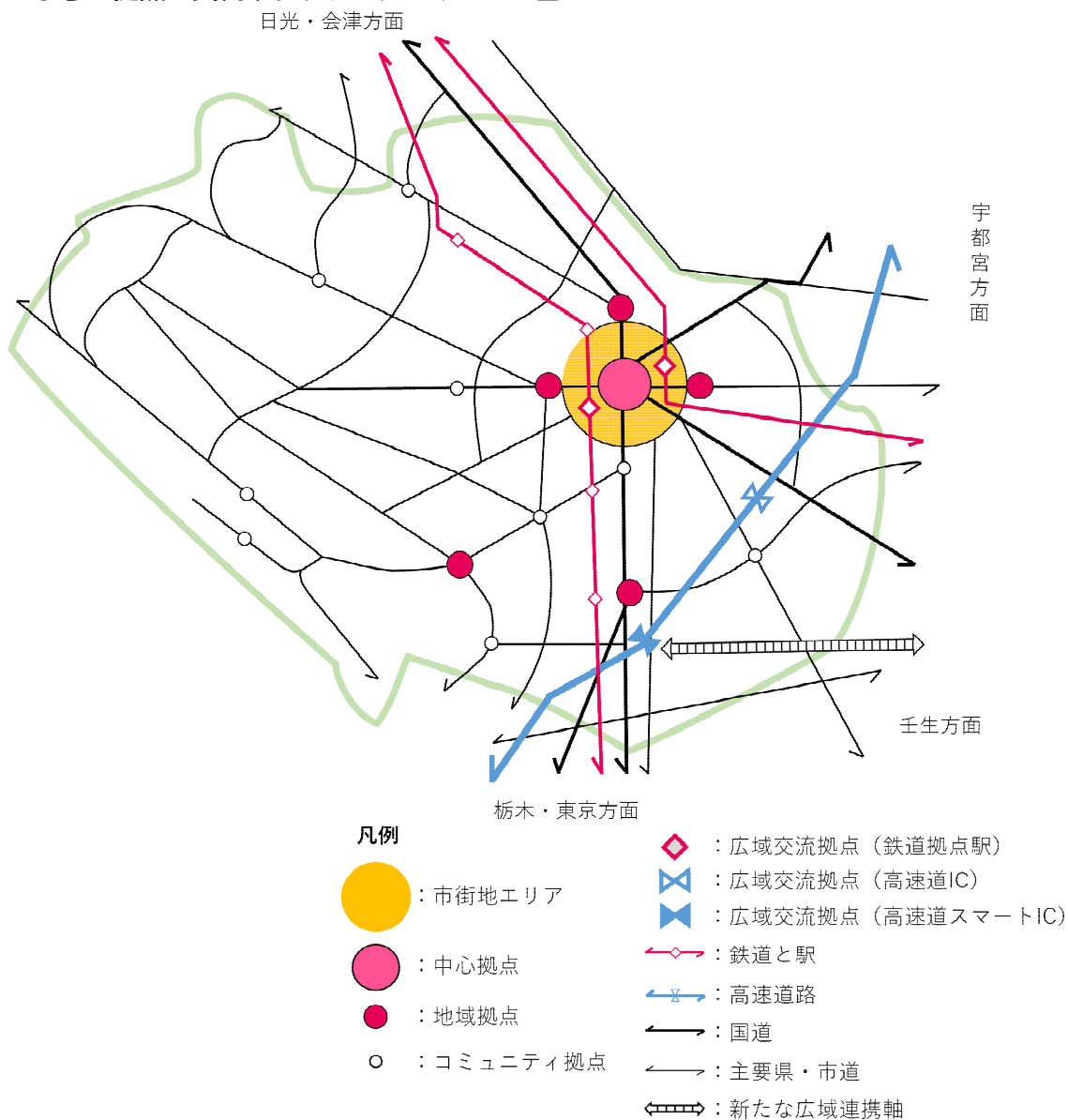
## (2) まちの拠点と交流ネットワーク

各地域の特性や地理的条件を踏まえながら、行政、経済の中核機能を担う「中心拠点」、地域の生活文化等を支える「地域拠点」、地区の様々な活動の場となる「コミュニティ拠点」を形成し、機能の集約による利便性の向上や市民活動の活発化などを図ります。

そして、それぞれの拠点を道路と交通システムなどで結ぶことで、拠点間の交流を促進し、住み慣れた地域で暮らしながら、必要なサービスを受けることができるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を進めます。

また、鉄道の拠点駅や高速道路のインターチェンジなどを広域交流拠点として、交通結節点機能を強化することで、周辺都市や全国・海外との広域連携を図りながら、訪れる人々と地域との交流を拡大し、将来にわたって活力のあふれるまちを目指します。

### <まちの拠点と交流ネットワークのイメージ図>



## 4. 鹿沼の“みらい”実現に向けて（まちづくりのテーマ）

鹿沼の“みらい”の実現に向けて、まちづくりの基本的な考え方をもとに、目指す「みらい像」を市民と行政が共有し、本市の特性や社会の変化、そして市民のニーズを的確に捉えながら、まちづくりを計画的に進めるため、市民と行政がともに進めるまちづくりの目標として、6つの「みんなが暮らすまち」のテーマを掲げ、これを鹿沼市が推進する施策展開の柱とします。

まちづくりのテーマ	
1	みんなが こどもたちを健やかに育て 一人ひとりを尊重して暮らす「心豊かなまち」
2	みんなが 心も体も健康で 互いに支え合い思いやりをもって暮らす「健やかなまち」
3	みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす「誇れるまち」
4	みんなが 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす「活力あるまち」
5	みんなが きれいな環境と安全安心な地域のなかで 助け合いながら暮らす「快適なまち」
6	みんなが 情報を共有し 必要な行政サービスを受けながら便利に暮らす「開かれたまち」

※ この計画では、鹿沼で生活を営む人や鹿沼に住んで他の地域で働く人だけでなく、仕事や観光、レジャーなどで鹿沼を訪れる人も含め、“みんな”と表現します。

## ■ テーマ1

### みんなが

こどもたちを健やかに育て 一人ひとりを尊重して暮らす「心豊かなまち」

安心して子育てできる環境を充実するとともに、少子化に対応するための小中学校再編や施設整備を含め、こどもたちが新しい時代に必要な資質・能力を身に付けられるよう教育環境を整えます。あわせて、一人ひとりが互いの違いを認め、個性を尊重し合う社会づくりを進め、“みんなが こどもたちを健やかに育て 一人ひとりを尊重して暮らす「心豊かなまち」”をつくりま

## ■ テーマ2

### みんなが

心も体も健康で 互いに支え合い思いやりをもって暮らす「健やかなまち」

健康寿命の延伸を目指す生涯にわたっての健康づくりと疾病対策の強化、高齢者や障がい者の社会参加促進と福祉サービス充実などを含め、包括的な支援体制を整備し、住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活できる地域づくりを進め、“みんなが 心も体も健康で互いに支え合い思いやりをもって暮らす「健やかなまち」”をつくりま

## ■ テーマ3

### みんなが

魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす「誇れるまち」

自治基本条例の理念に基づく協働のまちづくりを推進し、多様な人々の参画によるコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、一人ひとりが文化や芸術、スポーツなどを楽しみ、様々な分野で、特に若者が活躍できる環境づくりを進めながら、「Made in 鹿沼」をキーワードとして、ふるさとを自信をもって内外にアピールしながら交流拡大を図り、“みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす「誇れるまち」”をつくりま

#### ■ テーマ 4

##### みんなが

##### 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす「活力あるまち」

自然環境や地理的条件を生かして農業、林業、工業、商業・サービス業のバランスが取れた産業の持続的な発展を図るとともに、創業支援や企業誘致、人材確保や後継者対策を進め、歴史に育まれた文化財や、花と緑と清流など市内各地の特性を生かし、近隣自治体とも連携しながら戦略的な観光誘客を推進し、“みんなが 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす「活力あるまち」”をつくりま

#### ■ テーマ 5

##### みんなが

##### きれいな環境と安全安心な地域のなかで 助け合いながら暮らす「快適なまち」

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、脱炭素社会と循環型社会の構築を進めるとともに、高速道路の機能強化、新たな広域道路の整備、拠点駅の機能充実と周辺整備など交通ネットワークの構築、農山村と市街地のそれぞれの特性を生かした居住機能の整備、治山・治水対策や地域防災・消防体制の充実を図り、“みんなが きれいな環境と安全安心な地域のなかで 助け合いながら暮らす「快適なまち」”をつくりま

#### ■ テーマ 6

##### みんなが

##### 情報を共有し 必要な行政サービスを受けながら便利に暮らす「開かれたまち」

将来にわたって安定した行財政運営に努めながら、様々なツールを使って市政に関する情報を効果的に発信し、市民のニーズをきめ細やかに把握するとともに、デジタル技術等を活用した行政手続きのオンライン化と職員の気配りによる市民との信頼関係の構築を図りながら“デジタル自治体かぬま”を実現し、“みんなが 情報を共有し 必要な行政サービスを受けながら便利に暮らす「開かれたまち」”をつくりま





## 鹿沼 2030 プラン（基本計画）



## 1. 鹿沼 2030 プランの概要

### (1) 目的と期間

おおむね 10 年後を展望する「鹿沼みらいビジョン」の実現に向けた具体的な施策を明らかにするため、「鹿沼 2030 プラン」を策定します。

このプランは、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間の計画期間とします。

### (2) プランの構成

このプランは、「"みらい"への重点プログラム」と「5 か年の施策展開」で構成します。

「"みらい"への重点プログラム」は、おおむね 10 年後の"みらい"を見据え、今後 5 か年の間に特に力を入れて推進する施策を整理します。

「5 か年の施策展開」は、鹿沼みらいビジョンに掲げた 6 つの「まちづくりのテーマ」を施策展開の柱（大項目）とし、大項目ごとに施策（中項目）を定め、具体的な施策展開（小項目）を示します。

## 2. “みらい” への重点プログラム ～みんなが住みたいライフタウンを目指して～

”みらい”への重点プログラムは、「鹿沼 2030 プラン」の5か年を超えて”みらい”にまでつづく施策も視野に入れ、国・県の施策や市民団体等民間の事業などと連動させて推進します。

特に、人口減少と少子化への対応、産業の振興と市民生活の充実、鹿沼の魅力創出及び知名度アップのために必要な施策等を優先的かつ集中的に推進します。

近年は、DXの進展等により生活様式が変容し、在宅勤務やサテライトオフィス、二地域居住等、働き方は多様化し、休日のあり方も柔軟になりつつあります。

そのような中、本市は県都宇都宮に最も近いまちであり、東京へ100km、首都圏への通勤も可能な地理的優位性があります。

本市の豊かな自然環境や地理的条件は、市内に住み働く人々だけでなく、近隣のまちや首都圏で働く人にとっても魅力的な暮らしの場”みんなが住みたいまち”であること、これを「ライフタウン」としてアピールします。

「ライフタウン」は、“鹿沼に住み、働き、学び、生活を営む人”、“鹿沼に住み、充実した生活と地域活動等を楽しみながら他の地域で働く人”、あるいは、“鹿沼と他の地域、2か所に居住拠点を持つ人”など、様々なライフスタイルの人々が暮らすまちです。

市民はもちろん、市外、県外、国内外の人たちも住みたいと思えるまちをつくるという視点から「みんなが住みたい”ライフタウン”を目指して」を重点プログラムのサブタイトルとします。

### 1 「健康都市宣言のまち」人生 100 年時代の健康づくり

- ・ 9 月を“健康都市推進強調月間”として、集中して官民連携による市民の健康意識を醸成
- ・ 年間を通して「チャレンジ 15 健康マイレージ」を市民運動として展開
- ・ 官学連携の新たな身体活動による健康増進プログラムの構築と展開
- ・ 介護予防・認知症予防・フレイル予防の推進
- ・ 地域医療体制の確保・充実
- ・ クールシェアスポットの拡充とこどもの屋内遊び場づくり . . . etc

⇒ “健康都市”をアピール！

### 2 「こどもと過ごしやすいまち」すこやかな成長を応援

- ・ 結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の拡充
- ・ ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブの機能強化など子育て世代応援
- ・ のびのびと遊べる場所の拡充
- ・ 子育て世帯の住宅支援
- ・ 安全な道路の整備と公共交通の利便性向上
- ・ いちごっこ出産・子育て応援給付金、医療費助成、国県と連携した学校給食費の無償化
- ・ こどもの発達や特性に応じた支援の充実 . . . etc

⇒ “子育て支援充実のまち”をアピール！

### 3 「文化の薫るまち」文化財の保護と新たな市民活動の促進

- ・ 「鹿沼ルネサンス構想」を指針とした新たな文化芸術の地域づくり
- ・ 民俗文化財の伝承支援
- ・ 文化遺産や史料等の保存と活用
- ・ まるごと博物館事業の推進
- ・ 図書館、美術館、文化センター等の新たな活用と事業展開
- ・ 生涯学習、文化・スポーツ活動の支援
- ・ コミュニティ活動活性化支援 . . . etc

⇒ “レベルの高い市民活動”をアピール！

#### 4 「市民のチカラをあわせて守る」総合防災対策

- ・防災倉庫と避難所の市内各地への再配置
  - ・東部台防災多目的広場の整備
  - ・孤立可能性集落への支援体制整備
  - ・治山、治水と洪水対策
  - ・自主防災体制づくりの促進
  - ・消防団の強化
  - ・防災情報システムの充実
- ・・・etc

⇒ “安全安心のまち”をアピール！

#### 5 「みんな大好き鹿沼」知名度アップ作戦

- ・令和8年度に10周年を迎える「いちご市」のバージョンアップ
  - ・「みんな営業マン」シティプロモーション戦略
  - ・「キャンプ+(プラス)」観光戦略
  - ・目指せ10億円、ふるさと納税の倍増
  - ・「ゴルフのまち鹿沼」の推進
  - ・「東京サテライトオフィス」の営業活動
- ・・・etc

⇒ “鹿沼”をアピール！

#### 6 広域交流拠点づくり

- ・県央拠点エリアとしての鹿沼インターチェンジ周辺の新たな機能形成
  - ・新たな産業団地の整備と「さつきの聖地」花木センターのリニューアル
  - ・古峯原宮通り整備等による宇都宮市とのアクセス強化
  - ・東北自動車道スマートインターチェンジ整備推進と新たな広域連携軸の形成
  - ・JR鹿沼駅と東武新鹿沼駅の機能強化と周辺地域の賑わいの創出
- ・・・etc

⇒ “ポテンシャルの高さと首都圏・宇都宮への利便性”をアピール！

### 7 西北部「水とみどりのふるさと」の創造

- ・南摩ダムを拠点とした新たな回遊戦略の展開
  - ・“アウトドアの聖地”アピール作戦
  - ・前日光県立自然公園の保全と活用
    - －前日光つつじの湯交流館、前日光ハイランドロッジ&牧場等－
  - ・美しい清流、山林、農地の保全
  - ・治山・治水の長期プラン推進
  - ・コミュニティの維持と民俗文化の継承
- ・・・etc

⇒ “豊かな田舎暮らし”をアピール！

### 8 中心市街地「みんなが集う楽しい街」の創造

- ・創業支援、空き家・空き店舗の活用促進
  - ・UR やまちづくり団体、企業等との協働によるリノベーションまちづくりと賑わいの創出
  - ・公共交通の充実
  - ・拠点駅である JR 鹿沼駅と東武新鹿沼駅の機能強化と周辺地域の賑わいの創出
  - ・拠点駅周辺における高校生等の学習スペースの整備
  - ・まちの駅「新・鹿沼宿」を拠点とする観光案内システムづくり
  - ・鹿沼秋まつりの開催支援
- ・・・etc

⇒ “楽しい街暮らし”をアピール！

### +1 市制 80 周年記念事業

- ・令和 10（2028）年 10 月 10 日に市制施行 80 周年を迎えることから、これまでの歩みを振り返り、さらに飛躍するための新たな出発の年と位置付け、各種施策を展開

⇒ “みんなが住みたいまち鹿沼”を全国にアピール！

### 3. 施策展開の戦略ワード「鹿沼+（プラス）」

「鹿沼みらいビジョン」では、これまでに引き続き「協働・共創」、そして新たに「Made in 鹿沼」をまちづくりのキーワードとしました。(P24)


「鹿沼 2030 プラン」では、さらに施策展開の戦略ワードとして「鹿沼+（プラス）」をプラスします。

鹿沼には、新たなまちづくりの素材となる、自然、歴史、文化、産業、イベント、グルメ、そして人材がすべて揃い、しかもそのレベルはいずれも最上級です。

”みらい”に向けた新たなまちづくりを進めるにあたっては、この多彩でレベルの高い素材を組み合わせたハイブリッド効果により、時には想定外の効果を生み出す可能性があります。

市の新たな事業展開も、団体や企業の新たなまちづくり事業にあたっては、様々な異分野の連携を図ります。

その戦略ワードが「鹿沼+（プラス）」です。

その第1弾として、重点プログラム  の中で「キャンプ+（プラス）」を観光戦略としました。

アウトドアのメッカとなりつつある本市に、キャンプやグランピングを主目的に来た人が、他の体験やレジャーを楽しんでもらうというものです。

「キャンプ+鹿沼そば」、「キャンプ+美術館」、「キャンプ+花木センター」、「キャンプ+パワースポット」、「キャンプ+農業体験」・・・等々。

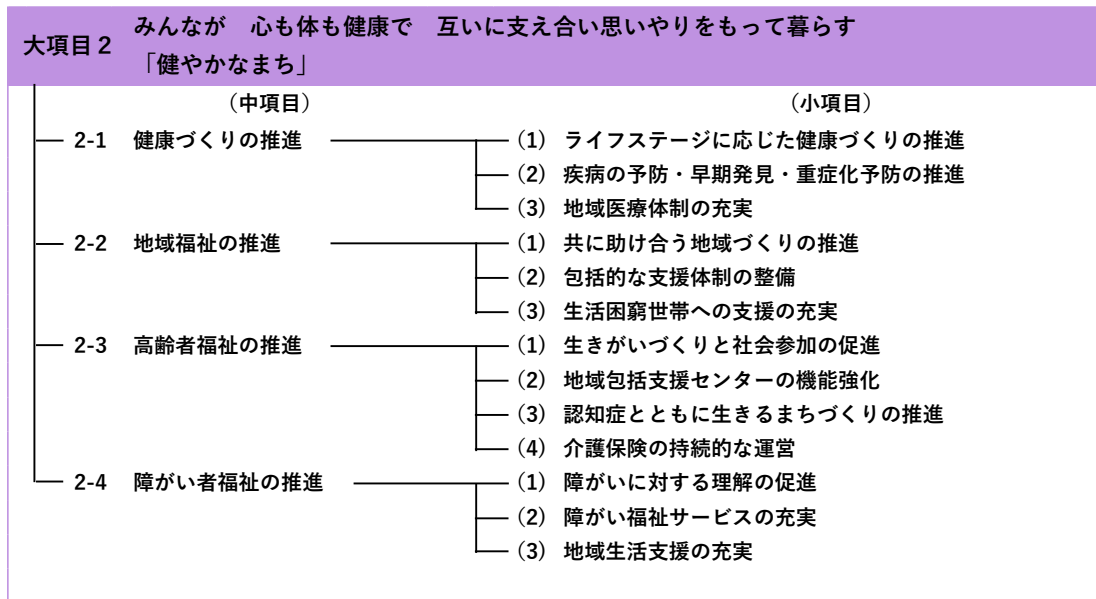
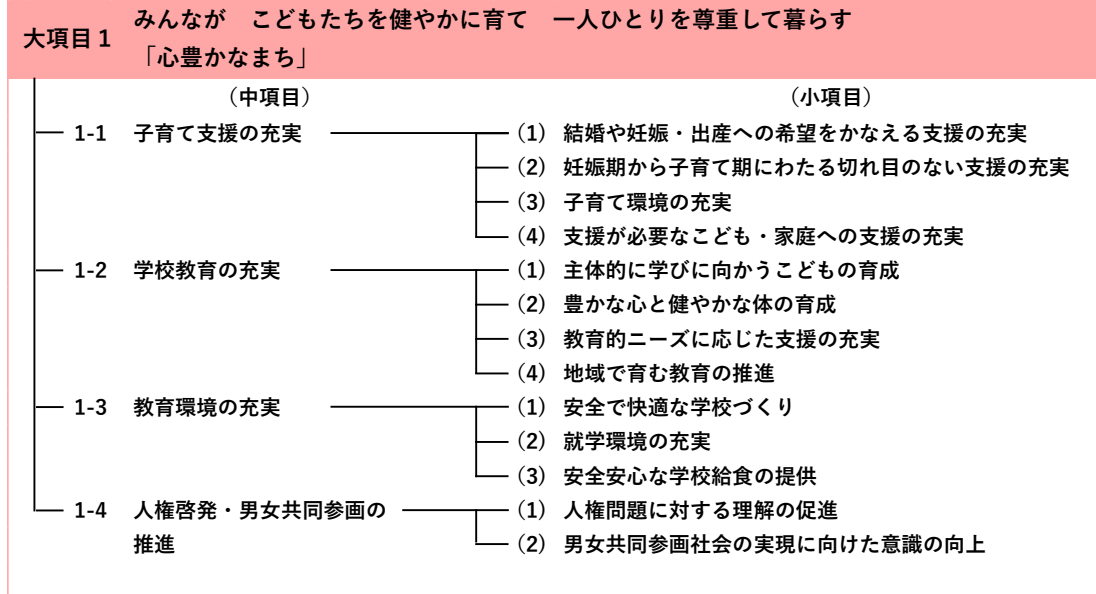
今後、「ゴルフ+」、「秋まつり+」、「いちご狩り+」、「地域産業+」、さらに広域連携も視野に入れて、「鹿沼+日光」、「鹿沼+友好都市」、「鹿沼+高速道路」・・・等、ハイブリッド施策展開は、無限に広がります。

この戦略ワードにより、鹿沼の魅力のアピールと関係人口の増加等に結びつく事業を市が、そして市民や企業が自由に展開します。

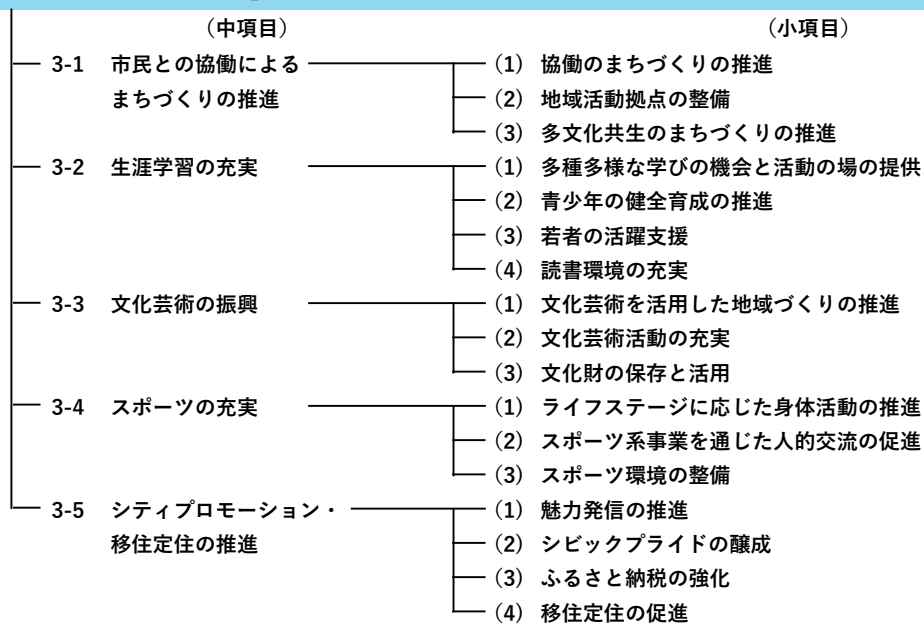


## 4. 5か年の施策展開

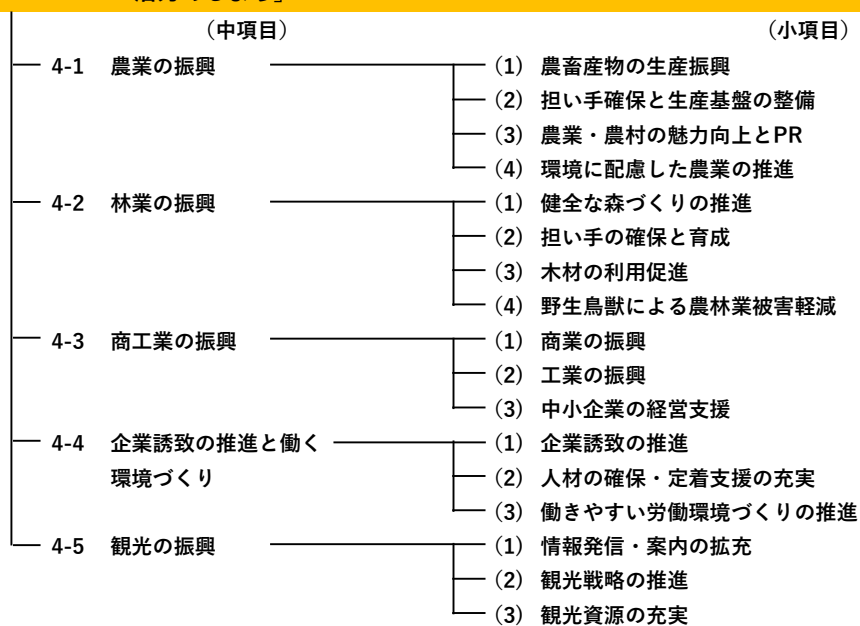
### (1) プランの施策体系

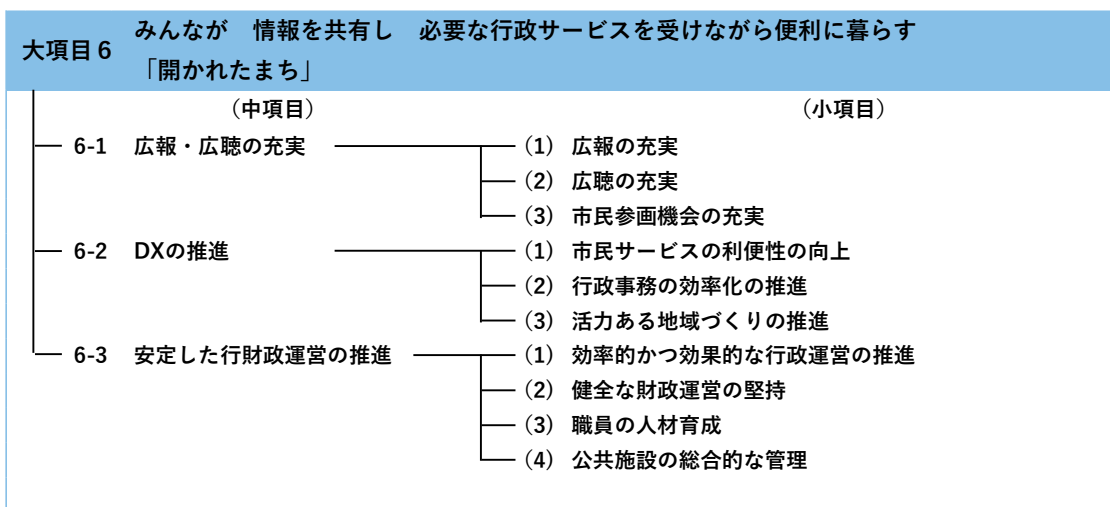
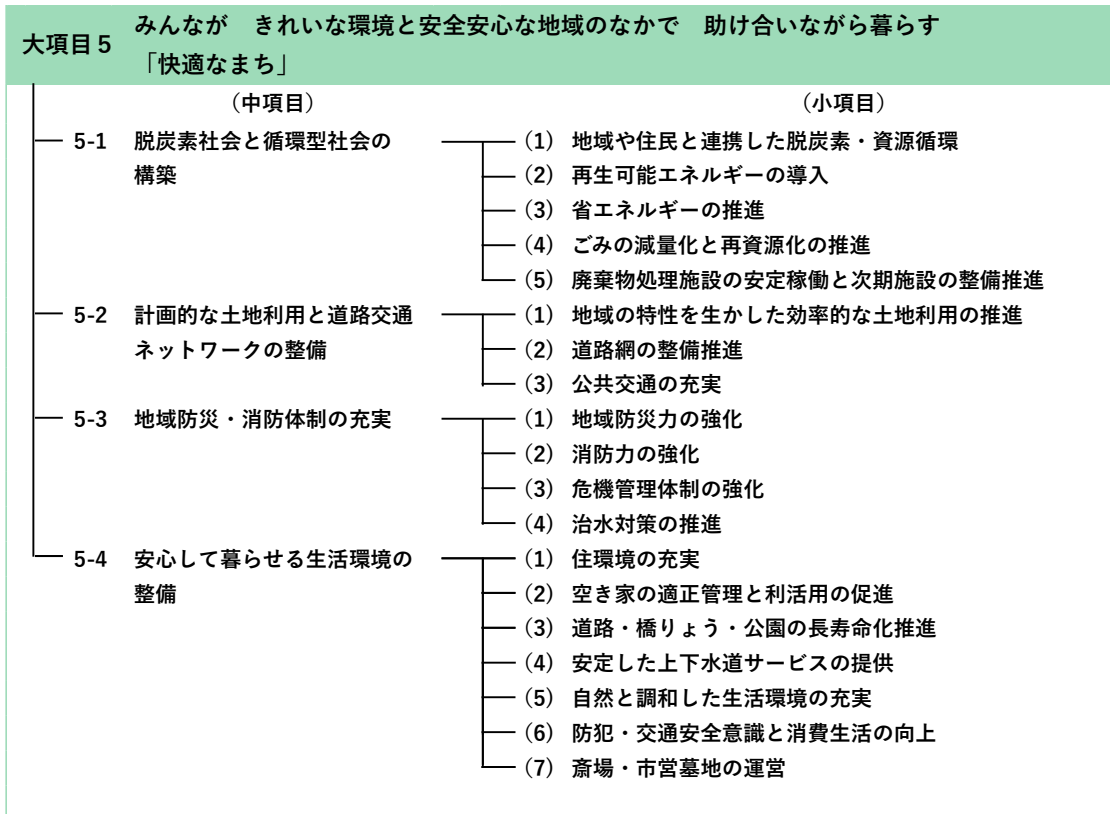


大項目3 みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす  
「誇れるまち」



大項目4 みんなが 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす  
「活力あるまち」





## (2) プランの見方

施策体系における「中項目」ごとに見開きで掲載しています。

大項目名

中項目名

現状課題に関する数値等

小項目名

具体事業内容

新規展開するもの

**2 みんなが心も体も健康で互いに支え合い思いやりをもって暮らす「健やかなまち」**

**1 健康づくりの推進**

**▶ 現状と課題**

- 全国的な傾向と同様、65歳以上の高齢人口は増加しており、高齢化の傾向が続く見込みです。
- 医療費や社会保険費についても増加傾向が継続することが見込まれており、日常的に健康意識を高く保ち、定期的な健診・検診により、健康寿命の延伸を図る必要があります。
- 自殺死亡率は、減少傾向にあるものの、依然として高い割合が続いています。
- 関係機関と連携し、こころのケアをさらに充実させる必要があります。
- 山間部における無医地区<sup>※</sup>においても、安心して暮らせるよう、医療体制の整備・充実が求められます。

**▶ 重点施策**

- 市民健康講座などの健康づくりに関する啓発強化による「こころも体も健やかなまち」に向けた取組の推進
- 毎年9月を「健康都市推進強調月間」として、集中して官民連携による市民の健康意識の醸成
- 年間を通したチャレンジ15（いちご）健康マイレージや生活習慣病等の予防対策の強化
- 官字連携の新たな身体活動による健康増進プログラムの構築と展開
- 健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、生活習慣病の発症・重症化予防やフレイル<sup>※</sup>予防施策、予防接種の拡充
- へき地診療<sup>※</sup>や在宅医療<sup>※</sup>、救急医療等、地域の医療体制の確保と充実

**▶ 施策指標**

No.	内容	単位	現状値 <sup>※</sup> (令和4年度)	目標値 <sup>※</sup> (令和12年度)
1.	健康寿命の延伸	歳	男：79.5（令和4年度） 女：83.4（令和4年度）	現状値より増加
2.	健康マイレージ参加者数	人	555	2,000
3.	特定健診受診率	%	36.2	43.0
4.	ゲートキーパー養成者数（累計）	人	1,019	2,219
5.	身体活動習慣者の増加	%	-	35.0

**▶ 施策内容**

**5か年の主な取組**

新規展開	5か年の主な取組
(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康増進の啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 官民連携による健康講座・講演会・フォーラムの実施</li> <li>● 健康相談の実施</li> <li>● 「健康都市推進強調月間」の推進</li> <li>● 熱中症予防に向けた啓発</li> </ul> </li> <li>② 健康づくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間を通したチャレンジ15（いちご）健康マイレージの拡充</li> <li>● 官字連携による健康増進プログラムの構築と展開</li> <li>● 食生活改善推進員活動の支援</li> <li>● 健康教育・運動教室の開催</li> <li>● フレイル予防対策</li> <li>● クールシェアスポット<sup>※</sup>やクーリングシェルター<sup>※</sup>の拡充</li> </ul> </li> <li>③ 自殺予防の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者期健康教育</li> <li>● ゲートキーパー<sup>※</sup>養成研修</li> <li>● まちの保健室の開設</li> </ul> </li> </ul>
(2) 疾病の予防・早期発見・重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健診（検診）及び生活習慣病の発症・重症化予防の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種がん検診</li> <li>● 特定健診・特定保健指導</li> <li>● 年代に応じた健診の実施</li> <li>● 生活習慣病の予防・重症化予防</li> <li>● 訪問指導</li> <li>● 医療用ウェアの購入等、がん治療者への支援</li> <li>● 各種定期予防接種</li> <li>● 感染症予防及び夏暑対策</li> </ul> </li> </ul>
(3) 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域医療の維持及び拡充                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急医療の充実</li> <li>● 鹿沼地区休日夜間急患診療所・鹿沼地区休日急患検科診療所の効率的運営</li> <li>● へき地巡回診療所の維持</li> <li>● 地域中核病院への運営支援</li> </ul> </li> </ul>

**用語解説**

- 無医地区**：医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を基点として、おむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用できない地区。
- フレイル**：健康と要介護の中間段階のこと。適切な予防策を講じることで、健全な状態を維持し、要介護への移行を遅らせることができる。
- へき地診療**：山間部や離島など、交通・社会条件に恵まれず医療確保が困難な地域で行われる医療。
- 在宅医療**：病気や障がいなどで通院が困難な方が、住み慣れた自宅や高齢者施設などで療養できるよう、医師や看護師、理学療法士などの医療・介護専門職が訪問して診療やケアを提供する医療。
- クールシェアスポット**：夏の暑い日に家庭でのエアコン使用を控え、公共施設や商業施設等で涼しさを共有することができる場所のこと。
- クーリングシェルター**：熱中症特別警戒アラート発令時に冷房が効いた環境で一時的に涼しさをしのぐことができる場所。
- ゲートキーパー**：自殺の危険を抱えるサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる人。「命の門番」。
- 特定健診**：40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームを中心に生活習慣病のリスクを早期に発見して予防・改善するための健診のこと。
- 特定保健指導**：生活習慣病の予防・改善を目的として、特定健診の結果に基づいて行われる個別保健指導。

施策の達成度

「-」：令和6年度時点で事業が開始していないもの。

ページ内に記載のある用語の解説



## 5. 施策の概要

### 大項目 1

みんなが こどもたちを健やかに育て  
一人ひとりを尊重して暮らす

「心豊かなまち」

## 1 子育て支援の充実

### ▶ 現状と課題

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化、女性の社会進出、共働き世帯の増加などにより、こどもを持つ考え方や子育て環境が変化しています。
- 子育て家庭における働き方の多様化に伴い、様々な保育サービスや放課後児童クラブなどへの需要が高まっています。
- こどもを取り巻く家庭内の問題が複雑化・多様化し、さらにヤングケアラー※など、支援を必要とするこどもが増えています。
- 子育てをする上で経済的な不安を抱えているひとり親家庭も多くなり、離婚相談のほか、離婚後の生活相談なども多く寄せられています。
- 若い世代においては、結婚に魅力や必要性を感じないなど、結婚に対する価値観が多様化するとともに、未婚化・晩婚化が進んでいます。
- 本市の出生数は、令和元年から令和3年までは500人台を推移していたものの、令和4年以降は400人台と減少傾向にあります。

### ▶ 重点施策

- 結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の拡充
- 出会いの場や、子育てしている親同士の交流を図る場の創出を促進
- 不妊治療支援や産後ケアの拡充、妊娠時の伴走支援、赤ちゃんふれあい体験交流等による、結婚・出産への希望をかなえる取組の推進
- いちごっこ出産・子育て応援給付金やこども医療費助成、子育て世帯の住宅支援、安全な道路の整備と公共交通の利便性向上など、安心してこどもを産み育てられる環境の整備
- ファミリー・サポート・センター※、放課後児童クラブの機能強化など子育て世代の応援
- あおば園での発達支援など、子育て支援の質の向上
- 児童虐待等の不適切な養育環境にあるこどもや、ヤングケアラー等、困難を抱えるこども・家庭への支援強化
- 暑い季節でもこどもたちが快適でいられるクールシェアスポットの拡充とこどもの屋内遊び場づくり

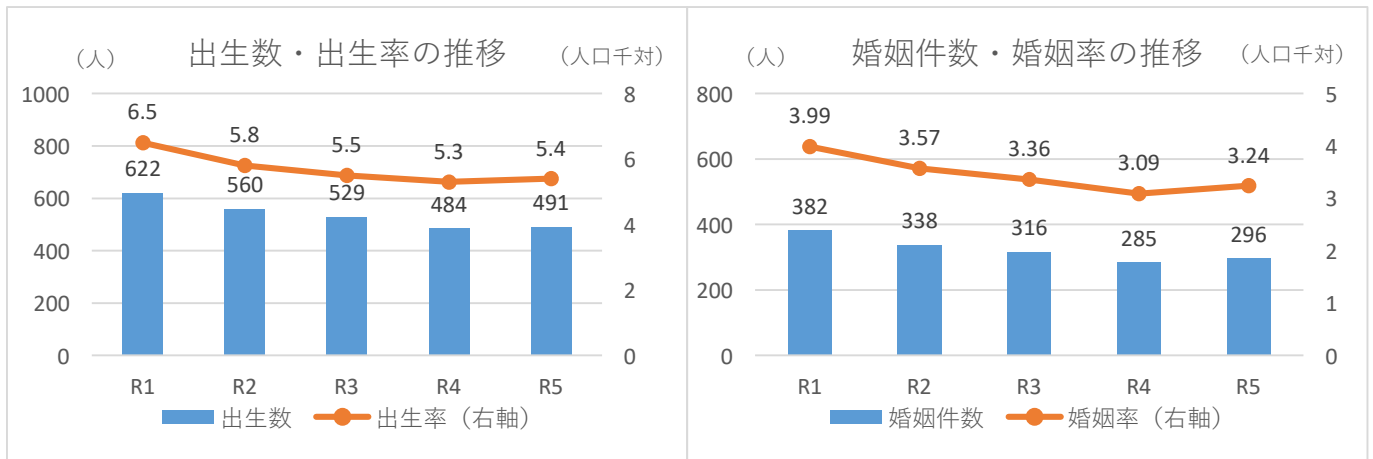
### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	合計特殊出生率※	—	1.21	1.35
2	待機児童数※	人	0	0

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 結婚や妊娠・出産への希望をかなえる支援の充実	① 結婚対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仲人会の活動支援</li> <li>● 様々な出会いの場創出の支援</li> <li>● 結婚新生活支援補助金</li> </ul>
	② 妊娠・出産支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生届のオンライン申請 <b>New!</b></li> <li>● いちごっこ出産・子育て応援給付金の支給</li> <li>● こんにちは赤ちゃん berry wood プレゼント事業</li> <li>● 不妊治療支援の拡充 <b>New!</b></li> <li>● 赤ちゃんふれあい体験交流事業</li> </ul>
(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	① 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦・こども・ひとり親家庭・未熟児養育医療費の助成</li> </ul>
	② 子育て保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援</li> <li>● 妊産婦・乳幼児健診等の妊娠から子育て期までの健康支援</li> <li>● 産後ケアの充実 <b>New!</b></li> </ul>
(3) 子育て環境の充実	① 子育て支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファミリー・サポート・センター運営体制の強化</li> <li>● 放課後児童クラブの利便性の向上</li> <li>● 赤ちゃんの駅の充実</li> <li>● 子育てイベント開催の支援</li> <li>● 子育て支援アプリ等、子育て世帯向け情報発信ツールの導入 <b>New!</b></li> </ul>
	② 保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公立保育園の運営</li> <li>● 民間保育園等の支援</li> <li>● 特別保育（一時保育、病児保育等）の実施</li> <li>● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</li> </ul>
	③ こどもの遊び場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いちごっこ広場の運営</li> <li>● 下水道リプレイス用地広場※の整備 <b>New!</b></li> <li>● のびのびと遊べる場所の拡充</li> <li>● クールシェアスポットの拡充</li> <li>● 屋内遊び場づくりの推進</li> </ul>
(4) 支援が必要なこども・家庭への支援の充実	① 発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援対象児の早期支援、発達支援システムによる連携支援の充実</li> <li>● こども発達支援センター「あおば園」での療育や相談支援の充実</li> </ul>
	② 困難を抱えるこども・家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭相談員等による専門的支援</li> <li>● 児童虐待防止対策</li> <li>● ヤングケアラーの支援</li> <li>● 子どもの居場所利用児童の将来の自立に向けた支援</li> <li>● こども食堂の開設支援</li> <li>● ひとり親家庭の自立のための就労支援</li> </ul>

# 1 みんなが こどもたちを健やかに育て 一人ひとりを尊重して暮らす 「心豊かなまち」



出典：栃木県保健統計年報および鹿沼市統計書

出典：鹿沼市統計書

## 用語解説

- ※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。
- ※ファミリー・サポート・センター：「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）と、「子育ての手助けができる方」（協力会員）からなる会員制の相互援助活動で、依頼会員の求めに応じ協力会員を紹介。
- ※合計特殊出生率：1人の女性が一生のうちに産むこどもの平均数を示す指標。
- ※待機児童数：保育の必要性の認定を受けており、認可保育所等への入所を希望しているにもかかわらず、定員超過などで入所できていない児童の数。
- ※下水道リプレイス用地広場：下水道事務所西側に位置し、黒川終末処理場が災害等により機能不全に陥った際、一時的に機能の一部を移すための用地。

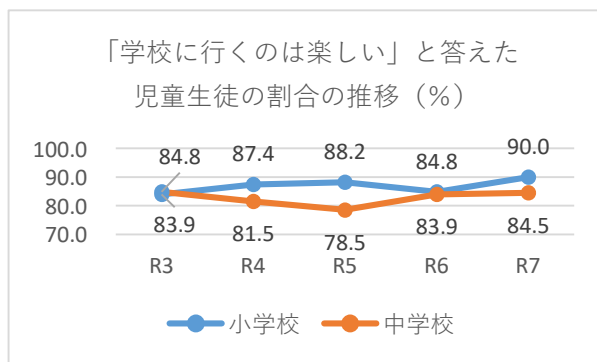




## 2 学校教育の充実

### ▶ 現状と課題

- 社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっており、これからも激しい変化が止まることのない時代を生きていくこどもたちには、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることが重要です。
- 本市では、こどもたちが今まで以上に充実した学校生活を送ることができるよう令和7年度から2学期制を導入しています。
- 情報化やグローバル化の進展に伴い、異なる価値観を持つ他者と当事者意識を持って対話を行い、問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性がこれまで以上に高まっています。
- 豊かな心身の育成を含め、多様な個人が幸せや生きがいを感じると同時に、地域や社会全体でも幸せや豊かさを享受できるよう、教育を通じて、ウェルビーイング\*の向上を図ることが必要です。
- こどもたちがこれからの社会で活躍するために、学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きいと考えられ、多様なニーズに対応する学校教育の充実を図るとともに、新たな体制づくりを検討する必要があります。



### ▶ 重点施策

出典：全国学力・学習状況調査質問紙調査

- 教員の専門性と指導力向上を図ることで、学校の授業を充実し、児童生徒の新しい時代に必要とされる資質・能力を育成
- コミュニケーション能力の向上を目指した英語教育の充実
- AIドリルやデジタル教材等の活用により、最適な学びを提供し、学力の向上を推進
- 働き方改革の推進による教員がこどもたちと向き合う時間の拡大
- 道徳教育や特別活動の充実、読書活動の推進による豊かな心の育成
- 地産地消及び食育の推進、運動習慣の形成や保健指導等を通じた健やかな体の育成
- こどもたちや保護者のニーズを的確に把握し、インクルーシブ教育\*や教育相談の充実
- 部活動の地域展開\*、コミュニティ・スクール\*や学校支援ボランティアの拡充などにより、住民、家庭、学校が一体となって、地域でこどもたちを見守り育む体制づくり

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	主体的で意欲の高い児童生徒の割合*	％	81.65 (令和7年度)	85.0
2	英検3級程度以上の英語力を有する中学3年生の割合	％	41.8	55.0
3	「運動やスポーツをすることが好き」かつ「新体カテストの総合評価C以上」の児童生徒の割合	％	64.0 (令和7年度)	69.0

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 主体的に学びに向かうこどもの育成	① 教員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員の指導力向上を図る研修会</li> <li>● 学校訪問による授業改善指導</li> <li>● 教員の働き方改革の推進</li> </ul>
	② 現代社会を生き抜くこどもたちに必要な教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国語活動・外国語科研修会</li> <li>● ICT活用研修会</li> <li>● 英語検定料補助金</li> </ul>
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	① 豊かな心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道徳科研修会</li> <li>● 特別活動研修会</li> <li>● 自然生活体験学習</li> <li>● 学校図書館の利用促進</li> <li>● 戦争と平和について学ぶ広島派遣事業</li> </ul>
	② 健やかな体を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の体力向上</li> <li>● 保健指導の充実</li> <li>● 食育の推進</li> </ul>
(3) 教育的ニーズに応じた支援の充実	① 個に応じた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インクルーシブ教育システムの充実</li> <li>● 校内教育支援センター※の拡充</li> <li>● アメニティホーム※の運営</li> <li>● フリースクール※との連携</li> <li>● 教育相談の実施</li> </ul>
	② 多文化共生に向けた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人児童生徒支援の拡充</li> <li>● 国際交流協会との連携強化</li> <li>● 国際教育研修</li> <li>● 中学生海外体験学習事業</li> </ul>
(4) 地域で育む教育の推進	① 地域・家庭・学校が一体となった教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校・地域・学校運営協議会の連携強化</li> <li>● 放課後子ども教室の運営推進</li> <li>● 地産地消の推進</li> <li>● 郷土学習の推進</li> <li>● 部活動地域展開の推進</li> </ul>

用語解説

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※インクルーシブ教育：誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、認め合える「共生社会」に向けて、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に学ぶ仕組み。

※部活動の地域展開：少子化の影響により今後学校部活動の存続が困難な状況になっても、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくため、また教員の部活動に係る負担軽減を図るために、学校単位の部活動から、地域で実施する「地域クラブ活動」へと移行していくこと。

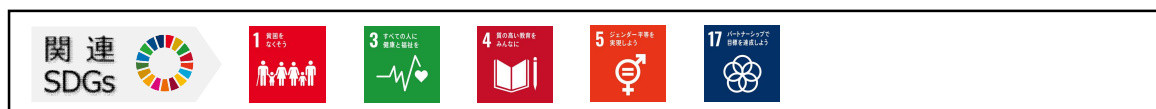
※コミュニティ・スクール(学校運営協議会)：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支える仕組み。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと言う。

※主体的で意欲の高い児童生徒の割合：「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の質問に肯定的に回答した児童生徒。

※校内教育支援センター：不安や悩みなどを抱えて教室に入れない児童生徒をサポートするための別室登校の取組。

※アメニティホーム：学校に行きづらいこどもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、社会的自立に向け支援する鹿沼市教育委員会が運営する施設。

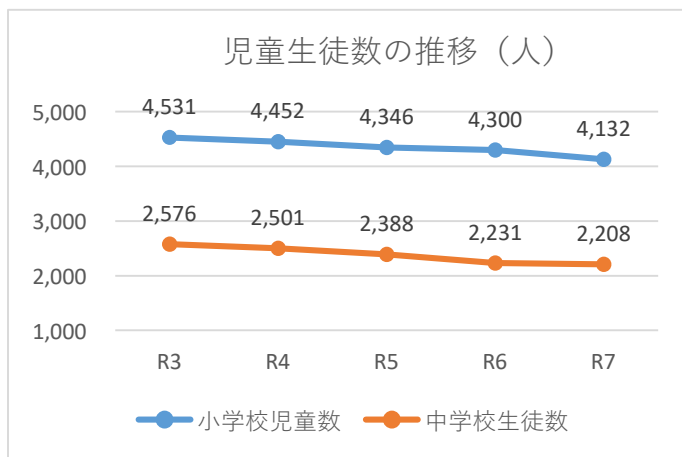
※フリースクール：様々な理由で学校に通うことが難しい児童生徒に対し、学習活動、教育相談などを行っている民間の施設。



### 3 教育環境の充実

#### ▶ 現状と課題

- 近年の酷暑やコロナ禍を経た行動様式の変化などに対応した、安全で快適な教育環境が求められています。
- 小中学校の校舎や給排水等の設備、学校給食調理場などは老朽化が進み、計画的な改修等が必要です。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、小中学校の小規模化及び学級の少人数化が進んでおり、学校規模による教育環境の不均衡を是正する必要があります。
- 地域全体で継続的にこどもたちを交通事故や犯罪被害等から守るため、こどもの安全安心対策が求められています。



出典：鹿沼市調べ

#### ▶ 重点施策

- 屋内運動場等へのエアコン整備や校舎等の長寿命化など、安全で快適な教育環境の整備
- 義務教育の機会均等の趣旨に基づき、全ての児童生徒に効果的な教育環境を提供するための学校再編の推進と、より一層の教育の質の向上を目指す小中一貫教育<sup>\*</sup>の導入
- 歩道やゾーン 30<sup>\*</sup>の整備等による児童生徒の通学等の安全対策
- 遠距離通学者に対するスクールバス等による通学支援
- 国・県と連携した学校給食費無償化の推進

#### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	学校再編計画の進捗率	%	—	100
2	家庭学習におけるタブレット端末の利用率	%	32	100

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 安全で快適な学校づくり	① 校舎等の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋内運動場等のエアコン整備</li> <li>● 西小学校校舎長寿命化改良工事 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> <li>● 北犬飼地区の義務教育学校<sup>※</sup>の整備 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> <li>● 校舎や屋内運動場等の長寿命化を含めた計画的な改修</li> <li>● 施設管理業務委託の実施</li> </ul>
	② 通学等の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通学等の安全確保</li> <li>● 遠距離通学者への通学支援</li> <li>● 地域での見守り活動の推進</li> </ul>
(2) 就学環境の充実	① 小中学校の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校再編の推進</li> <li>● 小中一貫教育の推進 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>
	② ICT 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な情報機器の更新</li> <li>● AIドリル導入等による教育 DX の推進</li> </ul>
	③ 就学支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 奨学金等貸付制度及び減免制度</li> <li>● 就学援助制度</li> </ul>
(3) 安全安心な学校給食の提供	① 学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な設備機器の改修・更新</li> <li>● 学校給食体制再編の推進</li> <li>● 給食費の負担軽減 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>

用語解説

※小中一貫教育：小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行うこと。

※ゾーン30：生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つで、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するもの。

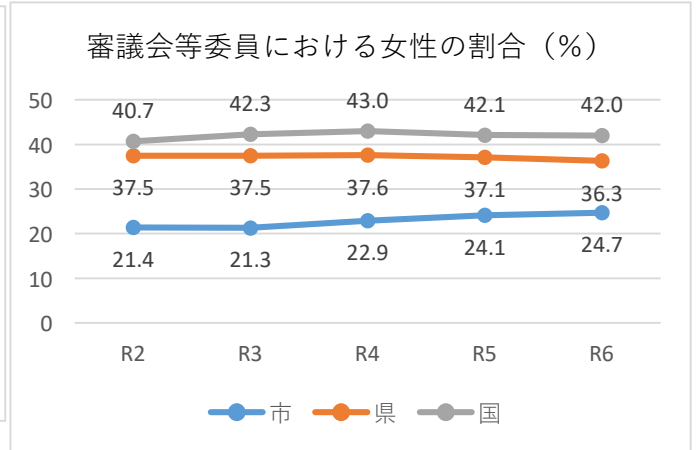
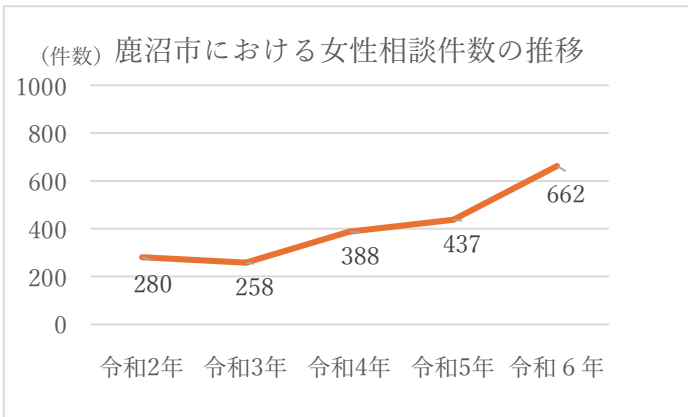
※義務教育学校：小中一貫教育制度の一つで、小学校と中学校の課程を一体として実施し、単一の教職員組織と一人の校長を置く学校。



## 4 人権啓発・男女共同参画の推進

### ▶ 現状と課題

- 社会情勢の変化に伴い、性的少数者に対する差別や偏見、各種ハラスメント、インターネットや SNS 上での人権侵害など新たな問題が生じています。
- 女性の人権問題では、複合差別・交差する差別を踏まえた取組が課題です。
- 女性の社会参画が進む一方で、職場や家庭において、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画の意識向上がより求められています。
- 働く場においては、アンコンシャス・バイアス※による昇進機会の不均衡、職場の理解不足等により女性が能力を十分に発揮できずにいるため、女性が活躍できる環境の整備をすることが必要です。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）※は、顕在化しない事例も多いことから、秘匿性を守りつつ、相談しやすい体制の整備や広報及び啓発を推進することが必要です。
- 本市では、性別にとらわれることなく、お互いを人生のパートナーとして協力し支え合うカップルをサポートするため、令和元年に「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」を施行し、多様な家族の在り方を支援するという視点から、令和4年に「鹿沼市パートナー＆ファミリーシップ宣誓制度」※へ拡大しました。



出典：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ 2025年3月  
栃木県 令和7（2025）年版男女共同参画に関する年次報告

### ▶ 重点施策

- 「第3次鹿沼市人権啓発推進総合計画」の策定やパートナー＆ファミリーシップ宣誓制度の運用
- 様々な人権問題への理解促進に向けた啓発活動の強化
- 「第8期かぬま男女共同参画プラン」の策定、あらゆる分野での男女共同参画意識の啓発や女性リーダーの育成
- DV等の根絶に向けた啓発や相談体制の充実など、困難な問題を抱える女性等への支援

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	市の審議会等委員における女性の割合	％	26.8	40～60
2	「イクボス※かぬま」登録事業所数	箇所	25	65

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 人権問題に対する理解の促進	① 人権啓発及び相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発推進市民会議による啓発事業</li> <li>● 人権啓発標語募集事業</li> <li>● 人権擁護委員による中学生に向けた人権講話</li> <li>● 人権相談窓口の開設支援</li> <li>● パートナー＆ファミリーシップ宣誓制度の運用</li> <li>● 第3次鹿沼市人権啓発推進総合計画の策定</li> </ul>
(2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上	① 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第8期かぬま男女共同参画プランの策定</li> <li>● 意識啓発のための講座の開催及び情報紙の発行</li> <li>● 男女共同参画社会づくり実行委員会による啓発</li> <li>● 女性議会の開催</li> <li>● 女子の理工系分野への進路選択促進</li> </ul>
	② 女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「イクボスカぬま」登録事業所の拡充</li> <li>● 女性活躍推進事業者認定制度の運用 <b>New!</b></li> </ul>
	③ 困難な問題を抱える女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）の推進</li> <li>● 相談支援体制の充実</li> <li>● 困難な問題を抱える女性支援調整会議による関係機関の連携強化</li> </ul>

用語解説

※アンコンシャス・バイアス：自分自身が気付かぬうちに持っている「無意識の思い込み」や「偏見」。

※DV：配偶者や恋人など、親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力。

※パートナー＆ファミリーシップ宣誓制度：性別にとらわれることなく、お互いの人生のパートナーとして協力し支え合うカップルをサポートし、多様な家族の在り方を支援する制度。

※イクボス：部下の育児やワークライフバランスを重視し、仕事と私生活の両立を支援する上司。





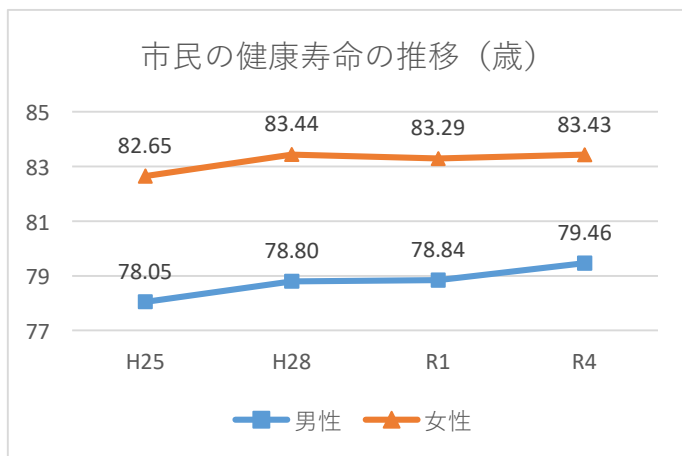
## 大項目 2

みんなが 心も体も健康で  
互いに支え合い思いやりをもって暮らす  
「健やかなまち」

## 1 健康づくりの推進

### ▶ 現状と課題

- 全国的な傾向と同様、65 歳以上の高齢人口は増加しており、今後もその傾向が続く見込みです。
- 医療費や社会保障費についても増加傾向が継続することが見込まれており、日常的に健康意識を高く保ち、定期的な健診・検診により、健康寿命の延伸を図る必要があります。
- 自殺死亡率は、減少傾向にあるものの、依然として尊い命が失われています。
- 関係機関と連携し、こころのケアをさらに充実させる必要があります。
- 山間部における無医地区※においても、安心して暮らせるよう、医療体制の整備・充実が求められます。



出典：栃木県調べ

### ▶ 重点施策

- 市民健康講座などの健康づくりに関する啓発強化による「こころも体も健やかなかぬま」に向けた取組の推進
- 毎年9月を“健康都市推進強調月間”として、集中して官民連携による市民の健康意識の醸成
- 年間を通したチャレンジ 15（いちご）健康マイレージや生活習慣病等の予防対策の強化
- 官学連携の新たな身体活動による健康増進プログラムの構築と展開
- 健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、生活習慣病の発症・重症化予防やフレイル※予防施策、予防接種の拡充
- へき地診療※や在宅医療※、救急医療等、地域の医療体制の確保と充実

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	健康寿命の延伸	歳	男：79.5（令和4年度）	現状値より増加
			女：83.4（令和4年度）	現状値より増加
2	健康マイレージ参加者数	人	555	2,000
3	特定健診受診率	%	36.2	43.0
4	ゲートキーパー養成者数（累計）	人	1,019	2,219
5	身体活動習慣者の増加	%	—	35.0

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進	① 健康増進の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官民連携による健康講座・講演会・フォーラムの実施</li> <li>● 健康相談の実施</li> <li>● 「健康都市推進強調月間」の推進 <b>New!</b></li> <li>● 熱中症予防に向けた啓発</li> </ul>
	② 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間を通じたチャレンジ 15（いちご）健康マイレージの拡充</li> <li>● 官学連携による健康増進プログラムの構築と展開 <b>New!</b></li> <li>● 食生活改善推進員活動の支援</li> <li>● 健康教育・運動教室の開催</li> <li>● フレイル予防対策</li> <li>● クールシェアスポット※やクーリングシェルター※の拡充</li> </ul>
	③ 自殺予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 思春期健康教育</li> <li>● ゲートキーパー※養成研修</li> <li>● まちの保健室の開設</li> </ul>
(2) 疾病の予防・早期発見・重症化予防の推進	① 健診（検診）及び生活習慣病の発症・重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種がん検診</li> <li>● 特定健診※・特定保健指導※</li> <li>● 年代に応じた健診の実施</li> <li>● 生活習慣病の予防、重症化予防</li> <li>● 訪問指導</li> <li>● 医療用ウィッグの購入等、がん治療者への支援</li> <li>● 各種定期予防接種</li> <li>● 感染症予防及び蔓延対策</li> </ul>
(3) 地域医療体制の充実	① 地域医療の維持及び拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急医療の充実</li> <li>● 鹿沼地区休日夜間急患診療所・鹿沼地区休日急患歯科診療所の効率的運営</li> <li>● へき地巡回診療所の維持</li> <li>● 地域中核病院への運営支援 <b>New!</b></li> </ul>

用語解説

※無医地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用できない地区。

※フレイル：健康と要介護の中間段階のこと。適切な予防策を講じることで、健康な状態を維持し、要介護への進行を遅らせることができる。

※へき地診療：山間部や離島など、交通・社会条件に恵まれず医療確保が困難な地域で行われる医療。

※在宅医療：病気や障がいなどで通院が困難な方が、住み慣れた自宅や高齢者施設などで療養できるよう、医師や看護師、理学療法士などの医療・介護専門職が訪問して診療やケアを提供する医療。

※クールシェアスポット：夏の暑い日に家庭でのエアコン使用を控え、公共施設や商業施設等で涼しさを共有することができる場所。

※クーリングシェルター：熱中症特別警戒アラート発生時に冷房が効いた環境で一時的に暑さをしのぐことができる場所。

※ゲートキーパー：自殺の危険を抱えるサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ見守る人。「命の門番」。

※特定健診：40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームを中心に生活習慣病のリスクを早期に発見して予防・改善するための健診。

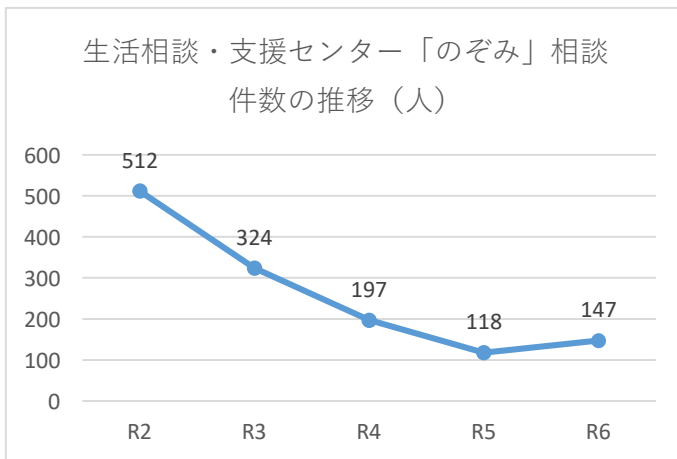
※特定保健指導：生活習慣病の予防・改善を目的として、特定健診の結果に基づいて行われる保健指導。



## 2 地域福祉の推進

### ▶ 現状と課題

- 地域や家族など共同体としての関係性が弱まっていることから、孤立や孤独、生きづらさを感じる人が増えており、地域の相談先や居場所の一層の充実が求められています。
- これまで地域の受け皿を担ってきた人材の高齢化が進行しており、新たな担い手づくりも必要です。
- 介護・障がい・子育て・困窮などの課題が複雑化・複合化していることから、包括的な相談支援体制の構築が必要です。
- 市内には1,100人のひきこもり※の方がいると推測されるため、長期的な支援体制の一層の強化が必要です。
- “生活相談・支援センター「のぞみ」※”への相談件数は、コロナ禍であった令和2年度をピークに減少傾向に転じましたが、依然として100件を超えており、生活困窮者の早期自立に向けた支援体制の構築が求められます。



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 各地域における民生委員・児童委員の活動支援
- 福祉に関する複合的な課題に対応する「福祉まるごと相談」の機能強化による重層的な支援体制の強化
- “ひきこもり地域支援センター「あかりテラス」※”を中心とした、民間支援団体等との連携による相談支援や居場所づくり等、本人及び家族の包括的な支援
- “生活相談・支援センター「のぞみ」”を中心とした、生活困窮者の自立に向けた相談や学習の場による生活・相談支援

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和7年度見込)	目標値 (令和12年度)
1	ひきこもり地域支援センター「あかりテラス」利用者数	人	257	464

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 共に助け合う地域づくりの推進	① 地域コミュニティの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員等の活動支援</li> <li>● 地域住民と関係機関によるネットワークの構築</li> </ul>
	② 地域福祉の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5期地域福祉計画の策定・推進</li> <li>● 社会福祉協議会と連携した福祉活動の推進</li> <li>● 災害時要配慮者への支援</li> </ul>
(2) 包括的な支援体制の整備	① 支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重層的支援体制※の強化</li> <li>● 関係機関との連携体制の構築 <b>New!</b></li> <li>● 「あかりテラス」の運営</li> <li>● アウトリーチ※等を通じた継続的支援及び社会参加支援 <b>New!</b></li> <li>● 成年後見制度の利用促進</li> </ul>
(3) 生活困窮世帯への支援の充実	① 支援事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「のぞみ」における支援事業の拡充</li> <li>● 「いちご塾※」における学習の場の提供と生活・相談支援事業</li> </ul>

用語解説

※ひきこもり：社会的参加を回避し家庭にとどまり続ける状態として整理されてきたが、近年では、社会的に孤立し孤独や生きづらさ・生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的で支援を必要とする本人および家族を広く支援対象とする概念として位置付けられている。

※生活相談・支援センター「のぞみ」：生計や就労、今後の生活に不安な方やお困りな方に対して、どのような支援が必要か一緒に考え課題解消に向けて伴走支援する相談支援センター。

※ひきこもり地域支援センター「あかりテラス」：社会的に孤立感・孤独感を感じている方や様々な生きづらさを抱えている方と対話の中で共に考え、伴走しながら支援していくために令和7年4月開設した相談支援センター。

※重層的支援体制：従来の分野別の支援体制ではカバーしきれない地域住民が抱えるさまざまな複雑化・複合化した課題に対し、包括的な支援をするための新たな支援体制。

※アウトリーチ：支援が必要であるにも関わらず、自発的に支援を求めない、あるいは求められない人々に対して、支援者側から積極的に働きかけ、必要なサービスや援助を提供する取組。

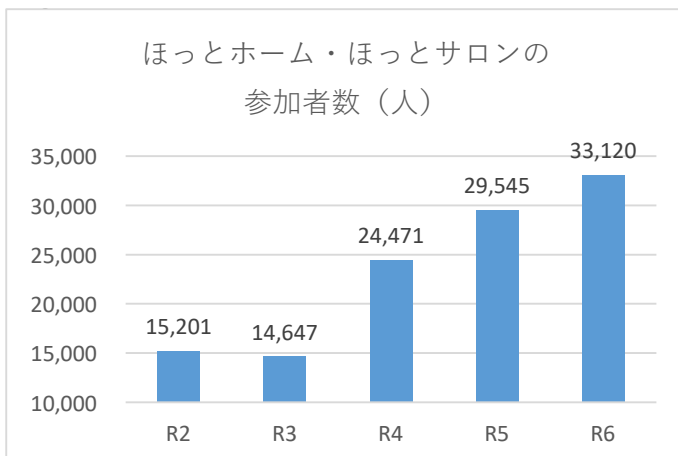
※いちご塾：生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な理由により学習塾等に通えない小学校4年生から中学校3年生を対象とした無料の学習支援事業。また、生活相談・支援センター「のぞみ」の相談員が、保護者の生活の困りごとや不安、就労に関する相談にも対応する取組。



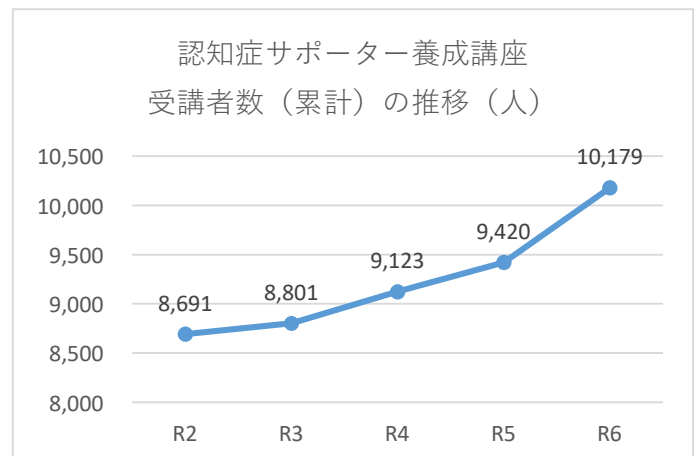
### 3 高齢者福祉の推進

#### ▶ 現状と課題

- 高齢化の進行と社会状況の変化により、高齢者の生活課題は多様化・複雑化しています。
- 特に、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、孤独・孤立対策が求められるとともに、認知症対策や権利擁護施策が必要とされています。
- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、フレイル※予防対策の推進や、生きがいと交流の場づくりが必要です。



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

#### ▶ 重点施策

- 高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム※」の拡充
- 高齢者の通いの場である、ほっとホーム※やほっとサロン※の運営支援と利用促進
- 高齢者の移動手段に関する新たな支援策の確立
- 職員の専門性の向上と、相談支援体制の充実による地域包括支援センターの機能強化
- 健康寿命の延伸に向けた啓発強化や高齢者への多様なフレイル予防教室の開催
- 認知症高齢者を地域全体で支える気運の醸成
- 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障する、介護保険施設・居住系サービスの計画的な整備
- 適正な介護サービスと保険給付の推進

#### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	ほっとホーム・ほっとサロン参加者数	人	33,120	39,120
2	認知症サポーター養成講座受講者数	人	10,179	11,699
3	健康寿命の延伸	歳	男：79.5（令和4年度）	現状値より増加
			女：83.4（令和4年度）	現状値より増加

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 生きがいづくりと社会参加の促進	① 高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙オムツ給付事業や介護手当等の在宅福祉サービス推進</li> <li>● 買い物や通院等、高齢者の移動手段確保のための支援 <b>New!</b></li> </ul>
	② 高齢者の通いの場の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとホーム・ほっとサロンの運営支援と利用促進</li> <li>● 高齢者福祉センターの活用促進</li> </ul>
(2) 地域包括支援センターの機能強化	① 地域支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いきいきかめま長寿計画の策定</li> <li>● 地域包括支援センターの相談支援体制の充実</li> <li>● 高齢者虐待防止対策</li> </ul>
	② 介護予防の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フレイル予防教室の充実</li> <li>● 75歳到達者へのフレイル予防啓発事業 <b>New!</b></li> <li>● KANUMA 元気アップ応援隊の養成推進</li> <li>● 住民主体の介護予防活動の推進</li> </ul>
(3) 認知症とともに生きるまちづくりの推進	① 認知症の総合支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症条例の制定 <b>New!</b></li> <li>● 見守りシール事業 <b>New!</b></li> <li>● 認知症の人や家族の集いの場への参加促進</li> <li>● 認知症サポーター活動の推進</li> </ul>
(4) 介護保険の持続的な運営	① 介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正な要介護・要支援認定</li> <li>● 適正な介護給付</li> <li>● 介護認定審査会における DX 推進 <b>New!</b></li> </ul>
	② 施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別養護老人ホーム等の整備推進</li> </ul>

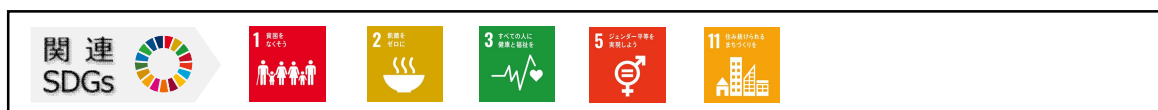
用語解説

※フレイル：健康と要介護の中間段階のこと。適切な予防策を講じることで、健康な状態を維持し、要介護への進行を遅らせることができる。

※地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制。

※ほっとホーム：家に閉じこもりがちになる高齢者の方が、通所による趣味活動を通じて、仲間とふれあいながら心身の健康を維持できるよう、気軽に利用できる生きがい対応型デイサービスセンター。

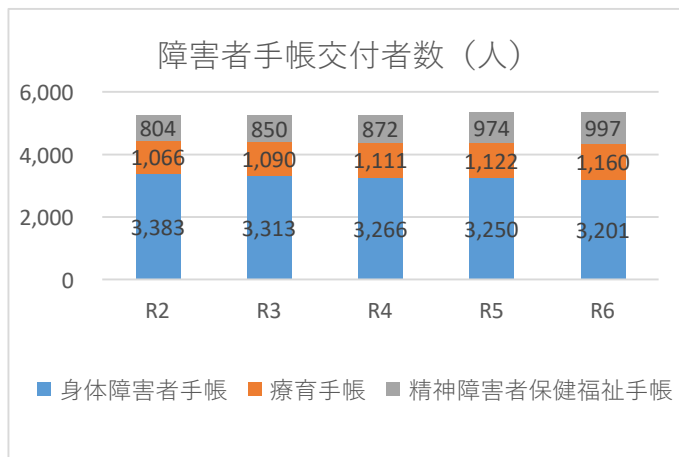
※ほっとサロン：自治会やボランティア団体等が、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を目的に、みんな楽しく歌ったり、体操をしたりする場。



## 4 障がい者福祉の推進

### ▶ 現状と課題

- 社会には、生まれつきや後発性によるもの、軽いものから重いものなど、理由や症状が様々な、心身等に障がいを持つ方々が一緒に暮らしています。
- 障がいのある人が、障がいのない人と同じように社会生活を送ることができるよう、障がいを理由とする差別を解消し、実質的な平等を実現するとともに、誰もが社会に参加できる共生社会を目指す「合理的配慮※」が求められています。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、個々の症状や家庭環境に応じた様々な相談やサービスを利用できるよう、受け入れ体制を整えていくことが求められています。
- 障がいの重度化・重複化や親亡き後の対応を社会全体で検討する必要があります。
- 障がい及び障がい者に関する理解が深まり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生型（インクルーシブ）社会を実現する必要があります。



出典：栃木県調べ

### ▶ 重点施策

- かぬま障がい者計画などに基づく、自立支援サービスの推進
- 障がいに対する理解の促進を図るための、手話言語条例の普及啓発活動の強化
- 相談支援専門員による計画相談支援サービスの利用促進
- 重度心身障がい者医療費の負担軽減の推進
- 地域生活支援緊急時支援事業の推進
- 基幹相談支援センターや地域自立支援協議会等との連携強化による、地域での生活支援体制の整備

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	手話講座受講者数（累計）	人	275	1,750

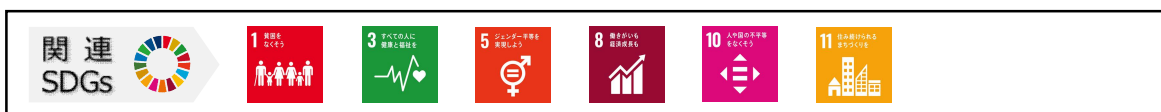
▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 障がいに対する理解の促進	① 手話言語条例等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手話講座の開催</li> <li>● 聴覚・言語障がい者をはじめとする全ての障がい者への理解促進</li> </ul>
	② 障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいに対する理解促進のための普及啓発</li> <li>● ヘルプカード・ヘルプマークの普及促進</li> <li>● 障がい者差別解消の促進</li> <li>● 合理的配慮の推進</li> <li>● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの展開</li> </ul>
(2) 障がい福祉サービスの充実	① 障がい者相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援専門員の確保</li> <li>● 計画相談支援の周知強化</li> </ul>
	② 自立支援サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度心身障がい者医療費の負担軽減</li> <li>● 介護給付・訓練等給付</li> <li>● 自立支援医療の給付</li> <li>● 補装具費の支給</li> </ul>
(3) 地域生活支援の充実	① 基幹相談支援センターの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援の充実</li> <li>● 権利擁護及び虐待防止の推進</li> <li>● 相談支援にあたる人材の育成</li> </ul>
	② 地域自立支援協議会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会資源※の開発</li> <li>● 地域生活の体制作りの強化</li> <li>● 就労支援の拡充</li> <li>● 地域生活支援緊急時支援事業の拡充</li> </ul>

用語解説

※合理的配慮：障がいのある人が、障がいのない人と同じように社会生活を送れるよう、それぞれの状況に応じて行われる個別の調整や支援のこと。

※社会資源：利用者が必要とするサービスを満たし、生活上の課題を解決するために活用できるあらゆる制度、施設、人材、情報などを総称したもの。





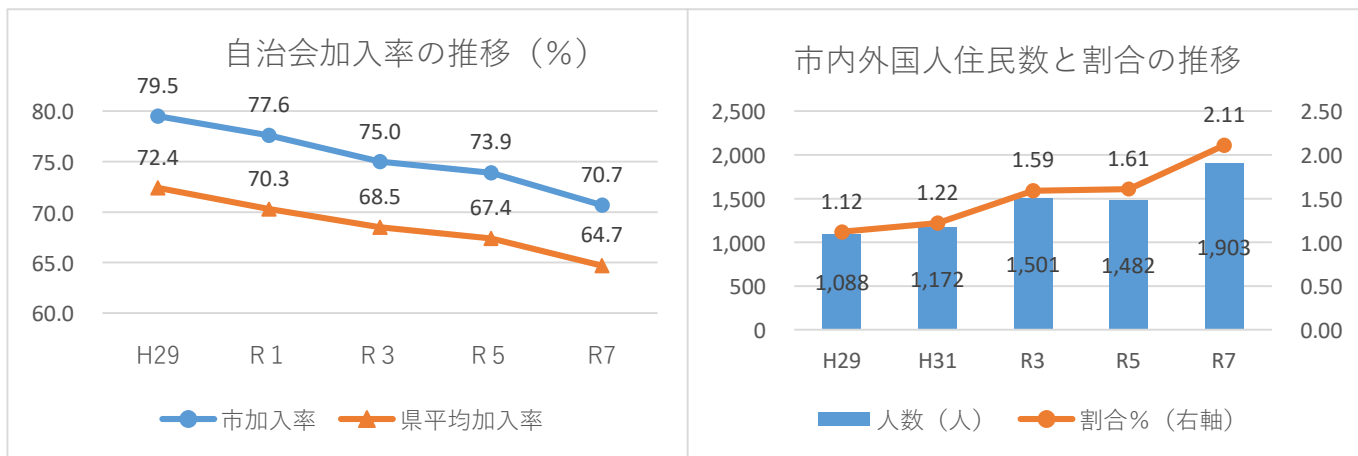
## 大項目 3

みんなが 魅力と実力を認識し  
交流を広げながら楽しく暮らす  
「誇れるまち」

## 1 市民との協働によるまちづくりの推進

### ▶ 現状と課題

- 平成 24 年に自治基本条例<sup>\*</sup>を制定し、市民自治を基本としたまちづくりを推進しています。
- 核家族化や生活様式の変化に伴い、地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化が課題となっています。
- 地域を支えるコミュニティ組織の担い手不足等により、地域活力の低下が懸念されます。
- 多様化する地域課題等に対応するためには、住民・地域団体・NPO・企業・行政などの多様な主体による協働・共創の取組が必要不可欠です。
- 地域活動の拠点であるコミュニティセンターの老朽化が進行し、適切な維持管理や整備が必要です。
- 本市の外国人住民は増加傾向にあり、その国籍も多様化している中、民俗や文化の違いを認め合い、安心して暮らし、共に鹿沼の未来を創ることを目指す多文化共生の地域づくりが求められます。
- 活発に行われている地域活動や市民活動の現状を踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日からコミュニティセンターなどをより柔軟にかつ幅広く活用ができるよう、貸出基準の見直しを行いました。



出典：鹿沼市調べ

出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 地域課題解決に向けた、新たな「地域への支援事業」の構築
- 地域における若者の社会参加促進や多様な主体の連携推進
- 地域活動の拠点であるコミュニティセンターの整備及び効率的な運営による活用拡大
- 市民活動団体の活性化及び中間支援機関の機能強化の支援
- 多文化共生社会の構築に向けた国際理解講座や日本語教室の実施と外国人住民の地域での活躍促進
- 地域コミュニティの核である自治会への支援

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	地域コミュニティ支援事業取組数	件	—	30
2	コミュニティセンター貸館利用者数	人	208,390	255,000

▶ 施策内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 協働のまちづくりの推進	① 地域活動・市民活動への支援及び担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域課題解決型提案事業への支援 <b>New!</b></li> <li>● 地域や市民団体、事業者等が実施する協働事業への支援 <b>New!</b></li> <li>● かぬま市民活動広場ふらっとの運営及び市民活動における中間支援の充実</li> <li>● 若者まちづくり人材育成事業「鹿沼かえる組」の活動支援</li> <li>● 地域ボランティア活動補償制度の運用</li> </ul>
	② 地域コミュニティへの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会連合会及び単位自治会の支援</li> <li>● 自治会加入促進の取組支援 <b>New!</b></li> <li>● 自治公民館建設等への補助</li> </ul>
	③ 多様な主体による協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域と NPO 及び企業との連携支援</li> <li>● 鹿沼市産業経済未来創造懇談会（かぬまエコノミーティング）※を通じた協働事業の展開 <b>New!</b></li> </ul>
(2) 地域活動拠点の整備	① コミュニティセンターの整備及び機能適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の適正な維持管理</li> <li>● 機能の適正化及び整備方針の策定</li> <li>● 東大芦コミュニティセンターの整備 <b>New!</b></li> </ul>
(3) 多文化共生のまちづくりの推進	① 多文化共生に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多文化共生講座の開催</li> <li>● やさしい日本語※の普及・啓発</li> </ul>
	② 外国人住民への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4期多文化共生プランの策定・推進</li> <li>● 外国人住民向け一元的相談窓口の運営</li> <li>● 日本語教室の開催支援</li> <li>● 国際理解講座の実施支援</li> <li>● 多文化共生ボランティアバンクの活用</li> </ul>

用語解説

※自治基本条例：平成24年4月1日に施行した市民自治のルールを明記した市民手作りの条例。まちづくりの原則や仕組みを定め、市民、市、議会の役割及び責任を明確にしたもの。

※鹿沼市産業経済未来創造懇談会（かぬまエコノミーティング）：産業界、金融界、行政が連携し、それぞれが本市の経済成長や産業振興、鹿沼をもっといいまちにするためのアイデアや意見を出し合い、協働・共創によるまちづくりを推進するために設置されたもの。

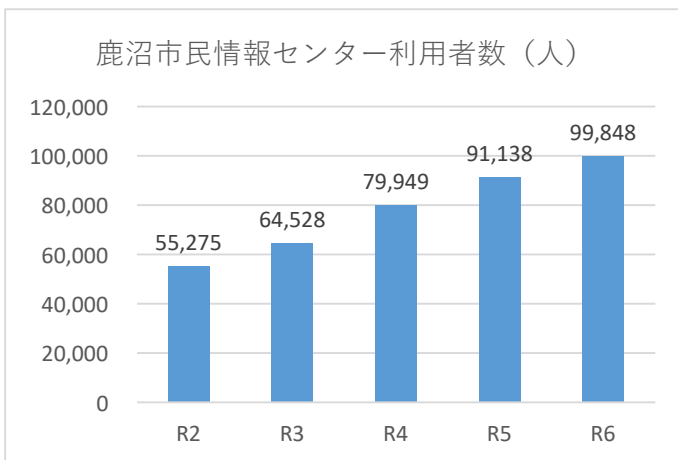
※やさしい日本語：日本語を母語としない方や日本語に不慣れな方にも伝わりやすいよう工夫された日本語。



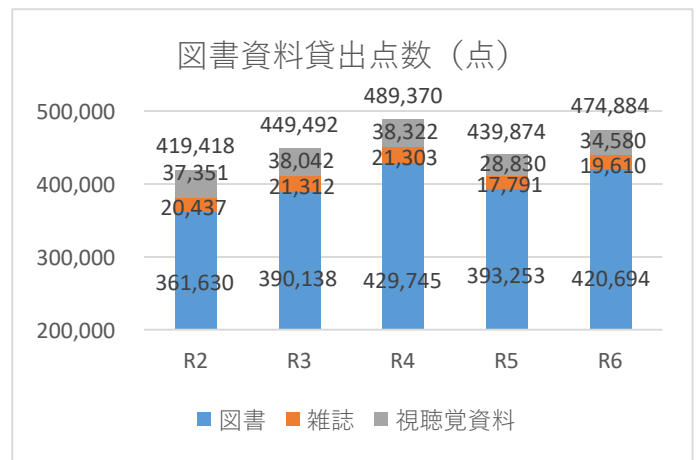
## 2 生涯学習の充実

### ▶ 現状と課題

- 「人生 100 年時代」が到来し、生涯を通じた学習活動の支援が求められています。
- 地域課題の解決に向けた取組や現代社会の課題などについて、学ぶ機会と場の確保が必要です。
- 若者の地域への関心が希薄化している中、青少年の社会参加意識の高揚と地域の連帯感を深めることが重要です。
- 市民情報センターや自然体験交流センターの老朽化に伴う、適切な維持管理が求められています。
- 急激に変化する時代、特にデジタル化が進む中で、生活に必要な資質・能力を育む読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書推進は不可欠と言われています。



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 拠点駅周辺における高校生等の学習スペースの整備
- 自然体験交流センターや市民情報センター等の活用促進
- かぬま生涯学習大学※の充実と、生涯学習総合情報の発信強化
- 青少年育成団体との連携による小中高生等の自主的な社会参画活動の支援
- 若者の社会参加と地域活動の支援
- 図書館 3 館の特色を生かした読書活動の展開と、コミュニティセンター等の貸出文庫の充実による利用促進
- こどもたちの読書活動の活性化を目指す、市立図書館と学校図書館の連携促進

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	生涯学習総合情報誌掲載講座延べ受講者数	人	5,731	10,000
2	図書館来館者数（3 館合計）	人	231,361	231,900

▶ 施策内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 多種多様な学びの機会と活動の場の提供	① かぬま生涯学習大学の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かぬまマイ・カレッジ講座の支援</li> <li>● 生涯学習総合情報誌等による情報発信支援の拡充</li> <li>● 出前講座の活用促進</li> <li>● 学びフェスティバルの充実</li> </ul>
	② 学びの循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自発的・主体的学習機会の提供</li> <li>● 学習成果を生かせる場の提供</li> <li>● まちかど先生・講師情報の活用促進</li> <li>● 家庭教育の支援</li> </ul>
	③ 学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅前学習スペースの確保 <b>New!</b></li> <li>● 市民情報センターの計画的な維持補修</li> <li>● 文化活動交流館及び自然体験交流センターの活用促進</li> </ul>
(2) 青少年の健全育成の推進	① 青少年健全育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年健全育成事業実施団体の支援</li> </ul>
(3) 若者の活躍支援	① 若者の社会参画事業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鹿沼市 20 祭実行委員会*、kavy*等の自主的な活動への支援</li> <li>● 若者まちづくり人材育成事業「鹿沼かえる組」の活動支援【再掲】</li> <li>● 高等学校が実施する課題解決型学習プログラムの支援</li> <li>● 中高生のボランティア活動支援</li> </ul>
(4) 読書環境の充実	① 読書の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種団体と連携した読書推進活動の促進</li> <li>● 市立図書館と学校図書館との連携強化</li> <li>● 図書館システムの更新</li> </ul>
	② 図書館の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 快適な読書及び学習環境の提供</li> <li>● 計画的な設備・機器の改修・更新</li> </ul>

用語解説

※かぬま生涯学習大学：生涯を通して自由に学び、自己の能力を最大限に発揮し、その学習成果を地域や職業、生活の中で生かすことを支援するために開学した、仮想市民大学。

※鹿沼市 20 祭実行委員会：毎年 20 歳の人を中心に、1 年後輩の 19 歳の人、過去に 20 祭に携わった OB・OG の人で構成されている「鹿沼市 20 祭（20 歳を祝う会）」を実施するための組織。

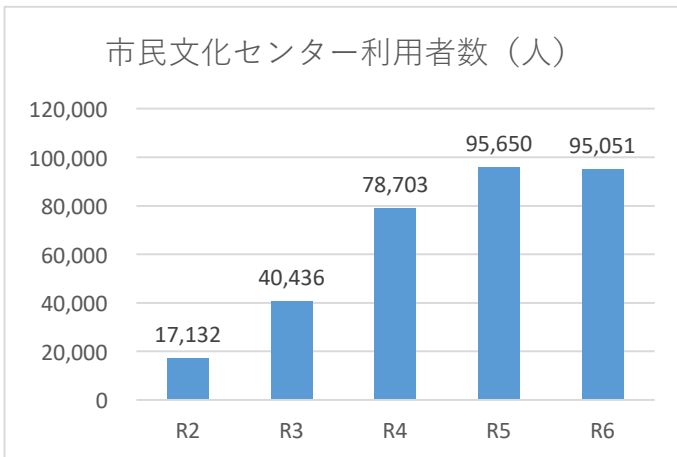
※kavy：自ら学び、自らボランティア活動へ参画することを目的とした団体。小学校 5 年生から 20 代までのメンバーが、市の各種イベント等にスタッフや活動サポーターとして参画している。



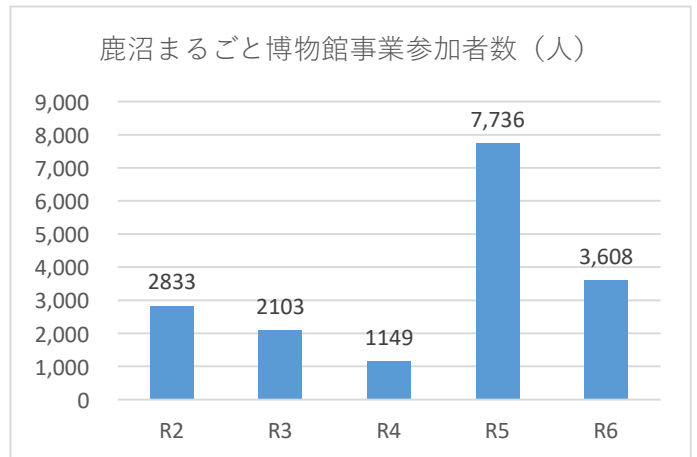
### 3 文化芸術の振興

#### ▶ 現状と課題

- 本市では、市民が主体となった多種多様な文化芸術活動が展開されています。
- 人口減少や少子高齢化の進行により、市民の文化芸術活動や地域の伝統文化等文化財の保存継承が難しい状況です。
- 子どもたちに伝統文化や芸術に触れる機会を提供し、その体験や交流を通して、豊かな人間性のかん養を図り、文化芸術に関わる人材を育成する必要があります。
- 市民との協働により、地域資源の掘り起こしや価値の再発見を行い、歴史や文化に関わる地域資源の適切な保護継承の仕組みづくりを行う必要があります。
- 地域のコミュニティ活動や学校教育、観光など様々な分野で文化財を含む地域資源の活用を図る必要があります。



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

#### ▶ 重点施策

- 「鹿沼ルネサンス構想※」の策定による、市民の文化芸術活動の支援や、歴史や文化に関わる地域資源の保存、地域活性化のための活用拡大
- 民俗文化財を含む地域伝統行事等の後継者育成などによる保護・継承を促進
- 文化芸術活動の拠点である市民文化センターの再整備計画の策定
- 協働・共創による「鹿沼まると博物館※」の取組推進

#### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	市民文化祭の参加者数	人	5,313	6,842
2	川上澄生美術館来場者数	人	15,702	16,200
3	まると博物館事業の参加者数	人	3,608	5,129

▶ 施策内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 文化芸術を活用した地域づくりの推進	① 鹿沼ルネサンス構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における文化観光の推進 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">New!</span></li> <li>● 地域への誇りと愛着の醸成</li> <li>● 文化ゾーンの活用促進</li> </ul>
	② 地域の文化を生かすまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の文化芸術団体への活動支援</li> <li>● アートによるまちづくりの推進</li> </ul>
(2) 文化芸術活動の充実	① 文化芸術や伝統文化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民団体への継続的な支援</li> </ul>
	② 文化活動施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民文化センター再整備計画の策定 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">New!</span></li> <li>● 川上澄生美術館及び文化活動交流館の計画的な維持補修と利活用推進</li> </ul>
(3) 文化財の保存と活用	① 文化財保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財の調査・指定・保護</li> <li>● 地域伝統文化の継承者育成支援</li> <li>● 歴史文化資源等の調査・整理及び保存</li> </ul>
	② 「鹿沼まるごと博物館」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民学芸員の養成と協働事業の拡充</li> <li>● 地域や市民、他分野と連携した企画展・各種講座などの実施</li> <li>● 中央館の整備検討 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">New!</span></li> </ul>

用語解説

※鹿沼ルネサンス構想：市内の歴史・文化芸術分野の様々な資源を活用して、地域への誇りと愛着を醸成し、一人ひとりの豊かな心を育み、さらに未来に向けた新たな地域づくりにつなげることを目的とした構想。

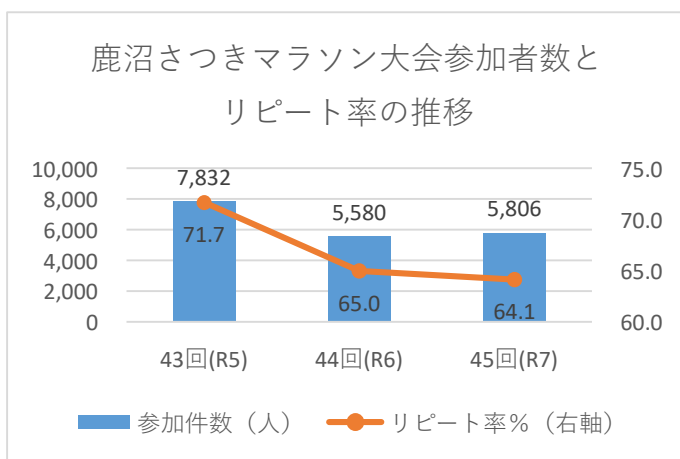
※鹿沼まるごと博物館：市域全体を博物館と捉え、市民との協働により、地域資源の調査収集から公開活用まで、一連の博物館活動を展開する取組。



## 4 スポーツの充実

### ▶ 現状と課題

- 日常的に仕事や家事、遊びなどで身体を動かすことは、スポーツではありませんが、健康維持の効果が認められる身体活動であり、各自がこの広い意味での身体活動量をしっかり把握することが大切とされています。
- 幼少期に遊びの中で体を動かすことは、生涯にわたる運動習慣形成に重要な影響を及ぼすとされ、全ての世代での身体活動への取組は、交流の広がりによる様々な効果が期待されます。
- スポーツ施設は老朽化が進み、計画的な修繕や更新を必要とする施設が増えています。



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 官学連携の新たな身体活動による健康増進プログラムの構築と展開
- 今日の愉しみと将来の健康を目的とした、幼児期・児童期からの運動習慣の形成促進
- 市民が身近な場所で永く身体活動を続けられるよう、スポーツ団体の活動と人材育成の支援
- 「鹿沼さつきマラソン大会」等、内容充実と魅力の向上による、リピーターの拡大推進と市民との交流促進
- 鹿沼運動公園や自然の森総合公園等、スポーツ施設の計画的な更新

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	身体活動習慣者の増加	%	—	35.0
2	スポーツ施設稼働率	%	68.0	71.0

▶ 施策内容

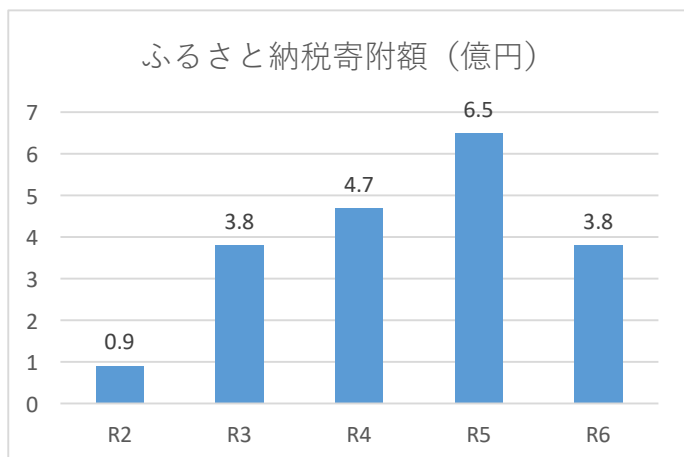
施策展開	5か年の主な取組	
(1) ライフステージに応じた身体活動の推進	① 身体活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児・児童の保護者への運動遊びの普及</li> <li>● 指導者の育成支援</li> <li>● 身体活動の認識変化による生活活動の価値向上 <b>New!</b></li> <li>● 官学連携による健康増進プログラムの構築と展開【再掲】 <b>New!</b></li> </ul>
	② スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ関連団体への支援</li> <li>● スポーツ少年団などの組織強化</li> <li>● 学校開放事業</li> </ul>
(2) スポーツ系事業を通じた人的交流の促進	① スポーツ系事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鹿沼さつきマラソン大会の充実</li> <li>● 外部講師を活用した身体活動機会の充実</li> <li>● 平野早矢香杯卓球大会など、各種スポーツ大会の支援</li> <li>● コミュニティゴルフの普及支援 <b>New!</b></li> </ul>
(3) スポーツ環境の整備	① スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的なスポーツ施設の維持・補修</li> <li>● 自然の森総合公園サッカー場・フットサルコートの改修 <b>New!</b></li> <li>● 鹿沼運動公園の再整備</li> </ul>



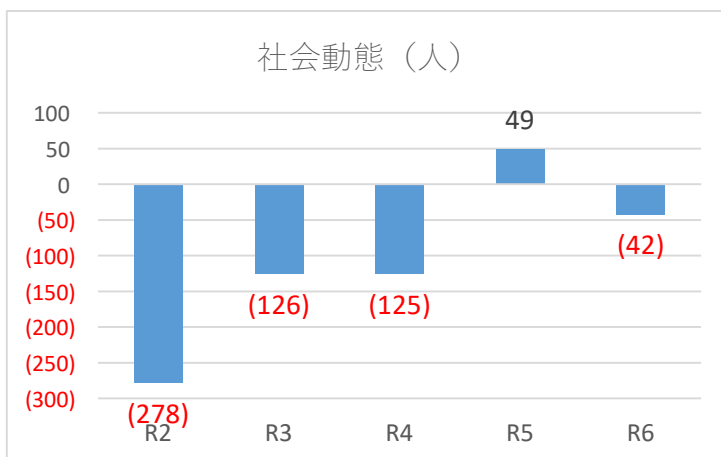
## 5 シティプロモーション・移住定住の推進

### ▶ 現状と課題

- 地方から東京圏を中心とした都市部への人口流出が続き、特に若い世代の転出が目立つため、地域や生産現場での人員不足が深刻化しています。
- 人口の自然増や社会増が困難な中、地域活性化に重要な交流人口や関係人口の増加に力を入れる必要があります。
- 鹿沼市をブランディングし市外に向けてプロモーションを行うことで交流人口や関係人口等の増加を図っていますが、市外・県外に向けて魅力的な鹿沼市像をまだ十分に発信できていない状況であり、ふるさと納税寄附額についても変動が大きくなっています。
- 本市には「ひと」「もの」「技術」「文化」などの素晴らしい誇れる「Made in 鹿沼」の資源が沢山あり、これまでも「かぬまブランド」認定などにより情報発信してきました。それらを市民の皆さんに認識してもらい、一人ひとりの市に対する誇りや愛着心を育てていく必要があります。



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 交流人口と関係人口の増加を目指す「Made in 鹿沼」のブランディングとプロモーションの実施
- 本市の認知度の向上と本市への投資の呼び込みを目指し、東京サテライトオフィスの設置と活用
- ふるさと納税増額とリピーター獲得に向けた返礼品の拡充、情報発信の強化、寄附者との関係性の構築
- 本市出身の若い世代が帰ってきたい・住み続けたいと思えるためのシビックプライド※醸成の仕組みづくり
- 市内で暮らし働く地域の担い手を呼び込むための官民連携の移住定住支援策の展開

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	ふるさと納税額	億円	3.8	10
2	社会動態※	人	△42	±0

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 魅力発信の推進	① アウタープロモーション※の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シティプロモーションガイドラインの改定</li> <li>● 「Made in 鹿沼」のプロモーション <b>New!</b></li> <li>● 「かめまブランド」認定制度の新たな展開</li> <li>● 東京サテライトオフィスを拠点とした営業活動 <b>New!</b></li> <li>● ホームページやSNSなど各種メディアの特性を生かした効果的な情報発信</li> </ul>
(2) シビックプライドの醸成	① インナープロモーション※の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「Made in 鹿沼」の"発見・共有"の仕組みづくり <b>New!</b></li> </ul>
(3) ふるさと納税の強化	① 寄附の獲得拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規返礼品の開拓及び既存返礼品の拡充</li> <li>● クラウドファンディングの拡充</li> <li>● 寄附を通じた関係人口の創出</li> </ul>
(4) 移住定住の促進	① 移住定住事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな移住・定住促進戦略の策定</li> <li>● 市内企業と連携した移住者支援の充実</li> <li>● 移住者交流サロンを活用したニーズ調査の実施</li> <li>● 民間企業と連携した新卒者就職祝金</li> <li>● いちご市 KANUMA サポーターズとの連携による定住支援</li> </ul>
	② 地域とのマッチング促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住まい・仕事に関する交流サロン・ツアーの開催 <b>New!</b></li> <li>● 地域おこし協力隊等の外部人材の活用</li> </ul>

用語解説

※シビックプライド：住民が自分たちが住む地域や都市に対して抱く「誇り」や「愛着」。

※社会動態：人口の移動によって生じる人口の変化。1年間の転入者数と転出者数の差で示される。

※アウタープロモーション：自治体地域の「外」に向けて、当該自治体の特徴を宣伝・広告していく活動。

※インナープロモーション：地域住民や市内事業者等の「内部」の人々に対してまちの魅力や取組の価値を伝え、地域の愛着心やシビックプライドを高める活動。





## 大項目 4

みんなが 生きがいをもって働き  
賑わいを創出し 豊かに暮らす  
「活力あるまち」

## 1 農業の振興

### ▶ 現状と課題

- 本市は、幾筋もの清流が流れ、肥沃で水はけの良い土地が広がり、十分な日照時間の確保という恵まれた生産環境を活かし、市場で高く評価されるいちごやさつき、生産量全国 1 位を誇る伝統作物である麻、GI 登録産品<sup>※</sup>の鹿沼在来そば、全国規模の品評会で最高位を獲得したかぬま和牛など、多彩で質の高い農畜産物が生産されています。また、首都圏にあって東京へ 100 km という経済や交通インフラ等の地理的優位性もあり、新鮮な「Made in 鹿沼」の農畜産物を多くの消費者へすぐに届けられます。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足により、農村地域の活力低下や耕作放棄地の増加などの問題が顕在化しています。
- 近年、食の安全性や環境への配慮に対する消費者意識の高まりにより、安全安心な農畜産物の安定供給に加え、生産過程における環境負荷低減の取組が求められています。
- 安定した供給を実現するためには、新規就農者を確保しながらも、省力化・効率化・低コスト化による生産性と収益性の向上を確保する手段として、AI<sup>※</sup>や DX<sup>※</sup>の急速な進展に伴う新技術や、スマート農業の導入が必要となっています。

### ▶ 重点施策

- 安心して就農できる環境整備や制度の確立により、新規就農者や次世代の担い手を確保
- 農地の集積・集約とスマート農業・大型農業機械等の導入促進による効率的かつ生産性の高い農業の推進
- 土地利用型農業の拠点施設農業公社の施設拡充、生産体制の強化促進
- 「麻」をはじめとする伝統作物の継承に向けた、販路の確保や後継者育成
- 中山間の景観や文化など、本市ならではの地域資源を最大限活用した農業体験の普及と新規作物の導入
- 「さつきの聖地」花木センターのリニューアル
- 農業・農村における地域資源の保全に向けた共同活動の支援
- 堆肥の活用拡大に向けた、地域内循環農業を推進する「堆肥化センター」の再整備

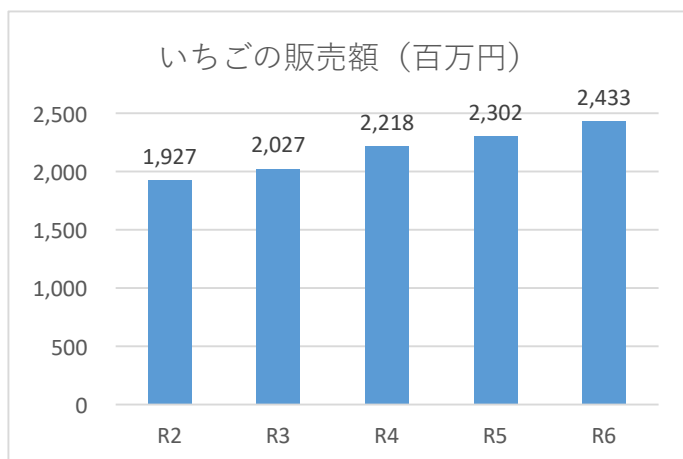
### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	新規就農者数	人	20	25
2	耕作放棄地解消面積	ha	2.6	3
3	いちごの出荷販売額	百万円	2,433	3,000

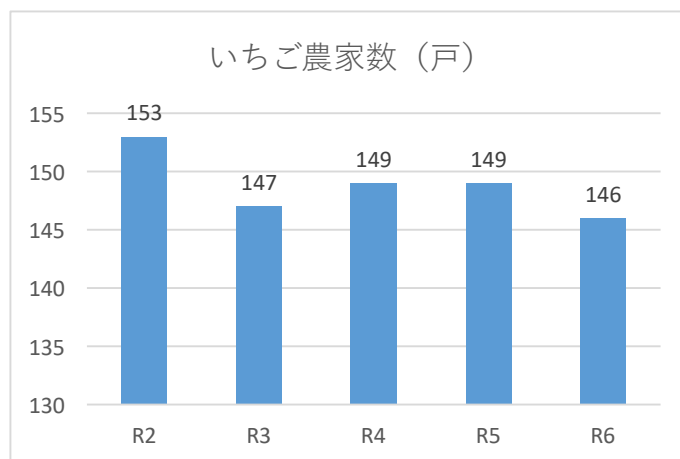
▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 農畜産物の生産振興	① 生産量・品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いちご、にら、トマト、花きなどの園芸作物の振興</li> <li>● 水稻、飼料作物、大豆、雑穀などの土地利用型農業の振興</li> <li>● かぬま和牛など畜産の振興</li> <li>● そば、こんにゃく、茶などの地域特産物等の振興</li> </ul>
	② 市花さつき文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 花木センターを核としたさつき文化の継承</li> <li>● 「さつきの聖地」花木センターのリニューアル <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> <li>● 苗木生産体制の構築 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>
	③ 伝統作物の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「麻」の生産量、質確保の支援</li> </ul>
	④ 設備導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業機械、施設などの導入支援</li> </ul>
(2) 担い手確保と生産基盤の整備	① 新規就農促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規就農者支援制度の拡充</li> <li>● セーフティネット制度の構築</li> </ul>
	② 効率化・省力化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地改良事業</li> <li>● 耕作放棄地解消活動の促進</li> <li>● スマート農業の推進</li> <li>● いちご栽培におけるスマート農業団地の形成拡大</li> </ul>
	③ 農業公社の施設拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水田作近代化施設の拡充 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>
(3) 農業・農村の魅力向上とPR	① 農村への移住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規就農者支援とあわせた移住の促進 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> <li>● 首都圏の就農フェアでのPR</li> </ul>
	② 中山間農業の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間活力と地域とのマッチングを促進 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> <li>● 都市間交流や農業体験などによる関係人口の拡大</li> <li>● 農村環境の保全</li> </ul>
	③ 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地産地消の推進【再掲】</li> <li>● 農村レストラン・直売所の活性化</li> <li>● 農林商工連携・6次産業化の支援</li> <li>● 鹿沼そばの振興・PR</li> <li>● かぬま和牛の振興</li> </ul>
(4) 環境に配慮した農業の推進	① 安全安心な農作物の生産推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有機農業や減化学肥料・減農薬栽培の促進</li> <li>● 農業用廃プラスチックの適正処理の促進</li> </ul>
	② 循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堆肥化センターの再整備 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> <li>● 耕畜連携の推進</li> </ul>

#### 4 みんなが 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす「活力あるまち」



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

#### 用語解説

※GI登録産品：特定の地域で生産され、その地域の自然的、文化的、社会的要因によって特有の品質や評判を持つ産品。

※AI：人間が行う知的な活動をコンピューターで模倣や再現する技術やシステム。

※DX：デジタル技術が社会に浸透し、人々の生活をあらゆる面でより良いものに変えていくこと。

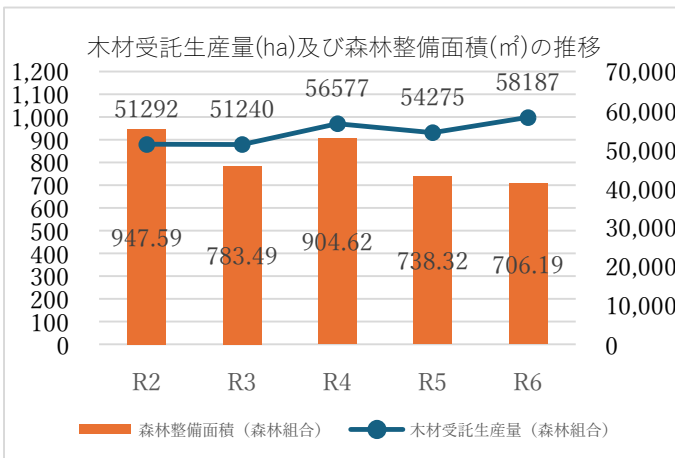




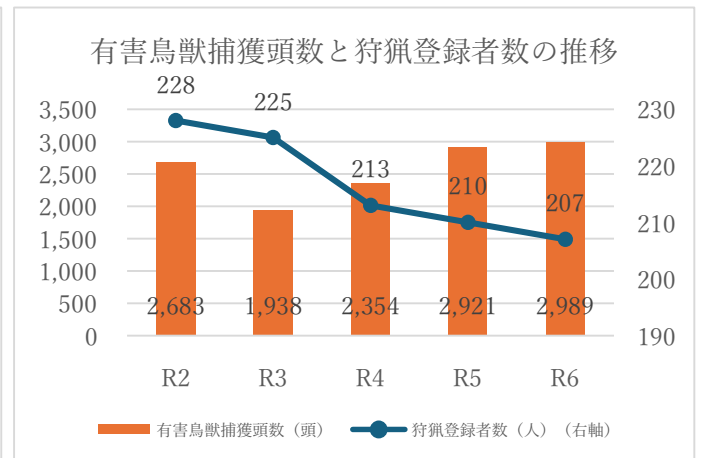
## 2 林業の振興

### ▶ 現状と課題

- 本市は、市域の約7割を山林が占め、豊富な森林資源を活用した林業、木工業が盛んです。
- 森林経営管理制度に民間活力を導入し、効率的な森林整備を進める一方で、林業経営体の減少による山林の放置や、山奥や急傾斜地等では、施業の行き届かない場所が増えています。
- 豊富な森林資源を活かした、効率的な森林経営と木材の循環利用の促進や、山地災害を予防するため、森林路網の整備や適切な維持管理が必要です。
- 近年、野生鳥獣による農林業被害が増加傾向にあることから、より一層、防護、環境整備、捕獲（駆除）の推進が求められます。
- 有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでおり、担い手、特にハンターの育成・確保が急務となっています。
- 特定外来生物を含めた森林病害虫による被害も拡大しており、被害防止の対策も急務となっています。



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 持続可能な森林経営を実現するため、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度<sup>※</sup>の推進
- 労働環境の改善や効率的な森林経営を推進するためのスマート林業の推進
- 森づくり条例に基づき、林業大学校や市内高等学校等との連携による担い手の確保
- 災害防止や景観形成など、森林の有する多面的な機能の維持、向上
- 良質な鹿沼産木材を「Made in 鹿沼」として発信し、利活用及び販路拡大を促進
- 多面的な機能を有する森林の異分野のビジネスでの活用
- 有害鳥獣や特定外来生物などの病害虫による、農林業や森林等への被害防止対策を推進

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	木材受託生産量 (森林組合)	m <sup>2</sup>	58,157	72,000
2	新規狩猟登録者数	人	23	30

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 健全な森づくりの推進	① 森林経営の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森づくり条例運用のためのガイドラインの作成 <b>New!</b></li> <li>● 森林環境譲与税の活用</li> <li>● 森林経営管理制度の推進</li> <li>● 労働環境の改善と効率的な森林整備を促進するためのスマート林業の推進</li> </ul>
	② 計画的な林道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林道改良工事</li> <li>● 県と連携した基幹林道の整備</li> </ul>
(2) 担い手の確保と育成	① 林業大専科との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内事業所への就労支援 <b>New!</b></li> <li>● 21世紀林業創造の森の利活用 <b>New!</b></li> <li>● 市内高等学校との連携強化 <b>New!</b></li> </ul>
	② 森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育と木育の連携推進</li> </ul>
(3) 木材の利用促進	① 販路拡大の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 友好都市を中心とした首都圏への認証材PR</li> <li>● 鹿沼産木材の積極的な利活用の促進</li> </ul>
	② 他分野での森林資源活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官民一体となった森林ビジネスの創出 <b>New!</b></li> </ul>
(4) 野生鳥獣による農林業被害軽減	① 担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 狩猟免許取得への支援 <b>New!</b></li> <li>● 狩猟に関する初期投資費用の支援 <b>New!</b></li> <li>● 有害鳥獣捕獲従事者の支援 <b>New!</b></li> </ul>
	② 野生鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害鳥獣捕獲報奨金</li> <li>● 野生鳥獣対策防護柵設置の支援</li> </ul>

用語解説

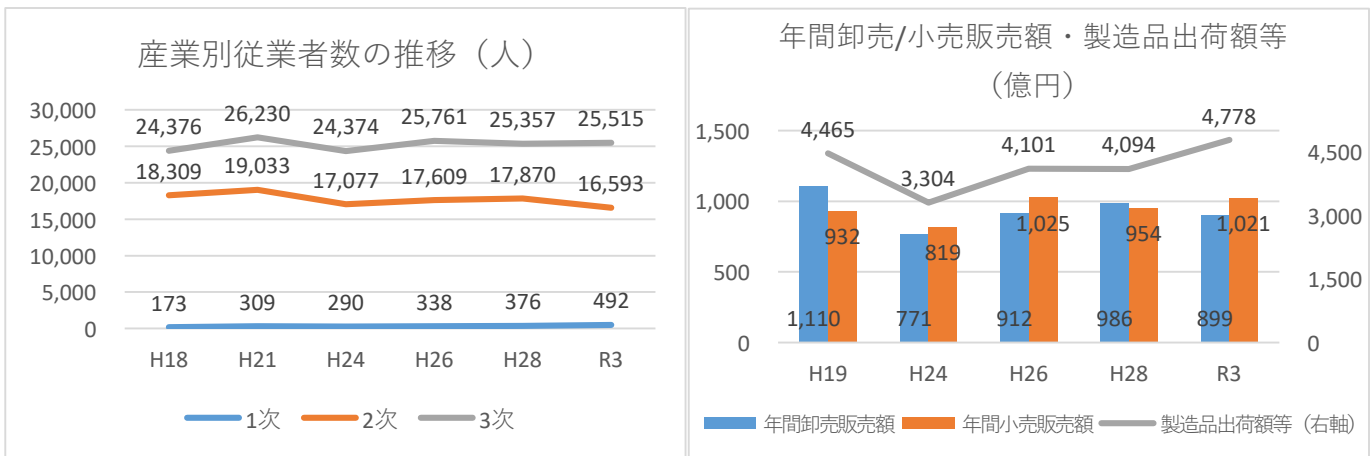
※森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。



### 3 商工業の振興

#### ▶ 現状と課題

- 全国的な経済情勢として、原油価格や物価の高騰、ウクライナ情勢、米国関税など直面する課題が複合化されています。
- 地場産業においては、高齢化や後継者不足により継続困難に陥っている事業者が増加しており、地域経済が活力を損なう危険性が高まっています。
- 事業の継続や拡大に向けては、人材確保や育成、事業活動の生産性向上など、企業が直面する課題や取組は多様化しています。
- ラストワンマイル物流の維持困難や災害発生時の対応などを含めた地域課題の解決には、物流業界における新たな付加価値の創出が求められるなど、市内事業者と地域経済の持続的な発展が求められています。
- 新規創業は、ノウハウや資金面でのハードルが高く、実現に結びつかない事例がみられます。
- 地域経済の好循環を実現するためには、多様化する企業ニーズを収集しながら、有効な支援策を講じる必要があります。



出典：経済センサス

出典：経済センサス

#### ▶ 重点施策

- 企業の持続的な成長と本市の経済活性化に繋げるため、事業者の DX<sup>\*</sup>や GX<sup>\*</sup>等を支援
- 本市の優れた技術力を「Made in 鹿沼」として発信
- 宇宙産業をはじめとした成長分野への進出等を支援
- 地域と連携したモーダルシフト事業の展開など、新たなスマート物流事業を推進
- 事業者や経済団体等との連携により、中心市街地、東武新鹿沼駅や JR 鹿沼駅周辺等の活性化を推進
- 商工団体や金融機関等と連携し創業や起業、異分野進出を支援
- 伝統技術を継承するため、後継者や技術者の育成
- 成長意欲のある企業や事業承継のための支援策や融資メニューの拡充
- 経済情勢に応じた各種支援策を推進

#### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	製造品出荷額等	億円	5,285	6,127
2	空き店舗活用数 (累計)	件	31 (令和 2 ~ 6 年度)	40 (令和 8 ~ 12 年度)
3	特定創業支援事業による証明書発行件数	件	16	20

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 商業の振興	① 地域商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業者が主体となっていく「地域活性化イベント」の開催支援</li> <li>● UR（独立行政法人都市再生機構）との包括連携協定に基づく公民連携によるまちづくりの推進</li> <li>● 民間主導の事業と連携した東武新鹿沼駅前活性化の推進 <b>New!</b></li> <li>● 農林商工連携・6次産業化の支援【再掲】</li> <li>● 鹿沼そばの振興・PR【再掲】</li> <li>● かぬま和牛の振興【再掲】</li> </ul>
	② 創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定創業支援事業</li> <li>● 空き家・空き店舗等の活用促進</li> <li>● かぬま創業支援ネットワークと連携した創業支援</li> </ul>
(2) 工業の振興	① 企業の持続的な成長支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DX やデジタル化による業務効率や生産性向上の支援</li> <li>● GX や脱炭素化に向けた支援制度の創設 <b>New!</b></li> <li>● 企業支援体制の枠組み強化 <b>New!</b></li> </ul>
	② 成長分野への参入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇宙産業などへの参入支援 <b>New!</b></li> </ul>
	③ スマート物流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな地域内物流の促進 <b>New!</b></li> </ul>
	④ 伝統技術の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「鹿沼の名匠」の認定と後継者育成の支援 <b>New!</b></li> <li>● 職業訓練や技術者育成の支援</li> </ul>
(3) 中小企業の経営支援	① 融資による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度融資・保証料補助による資金調達円滑化</li> <li>● 鹿沼市中小企業融資振興会との共同による制度融資の拡充</li> <li>● 県よろず支援拠点等と連携した経営指導による経営安定化の支援</li> </ul>
	② 地元企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業訪問による連携強化</li> <li>● 各種支援制度による経営支援</li> <li>● 県や事業引継ぎ支援センター、市内各団体とのネットワークを活かした事業承継支援</li> </ul>

用語解説

※DX：デジタル技術とデータを活用して、企業や組織の「ビジネスモデル」や「企業文化」を変革し、競争上の優位性を確立すること。

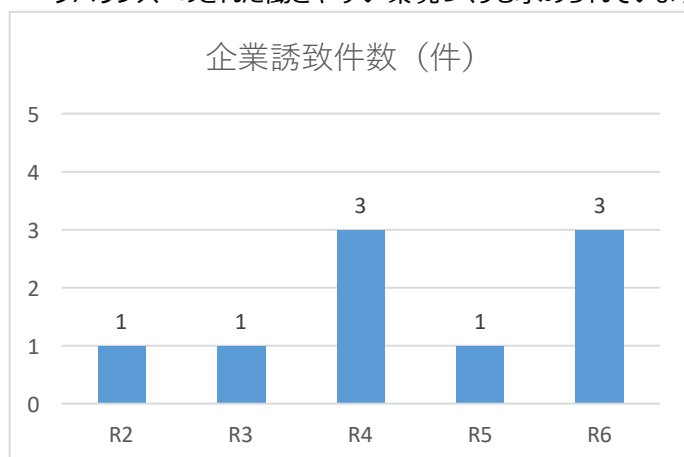
※GX：経済社会システム全体を、温室効果ガスを排出しないクリーンなものへと変革し、それを通じて産業競争力を向上させ、持続的な経済成長を実現していくこと。



## 4 企業誘致の推進と働く環境づくり

### ▶ 現状と課題

- 昭和 36 年に鹿沼木工団地の整備を開始して以来、鹿沼工業団地、宇都宮西中核工業団地等、7 か所の工業団地を整備し、127 社の企業が操業、または操業を予定しています。
- 令和 7 年度に完成した鹿沼インター産業団地では、4 企業を誘致しており、今後、約 1,000 人の雇用創出が見込まれています。
- 首都圏にあって東京から 100 km、高速道路のインターチェンジがあることなどの地理的優位性により、本市への立地ニーズが高い一方で、市内 7 か所の工業団地には空き区画がなく、大規模な立地ニーズに応えられない状況です。
- 産業団地整備には長期間を要することから、次期産業団地の整備に着手し、早期完成を目指して事業を進めています。
- 市内企業は、人材の確保と定着に課題を抱える一方、高齢者や外国人など、多様な人材の受入れやワークライフバランス※のとれた働きやすい環境づくりも求められています。



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 民間事業者との連携による情報収集、公共施設跡地や空き工場バンクの利活用、企業立地優遇制度などによる適地への企業誘致推進
- 次期産業団地の整備と新たな産業用地の創出
- 鹿沼工業団地の雨水対策と緑地面積率緩和
- 複数企業の合同説明会や入社式の開催支援
- 女性や高齢者、外国人等、多様な人材が活躍できる労働環境づくり

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	企業誘致件数（累計）	件	9 (令和 2～6 年度)	7 (令和 8～12 年度)
2	誘致企業での雇用者数（累計）	人	33 (令和 2～6 年度)	1,050 (令和 8～12 年度)
3	市内高等学校卒業生における就職希望者のうち市内への就職率	%	35.3	41.0

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 企業誘致の推進	① 適地への企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業立地促進補助金を活用した企業誘致</li> <li>● 工場跡地や市有地・公共施設跡地の利活用促進 <b>New!</b></li> <li>● 東京サテライトオフィスを活用した企業誘致 <b>New!</b></li> <li>● 「空き工場バンク」の活用</li> </ul>
	② 次期産業団地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期産業団地の整備</li> <li>● 継続的な産業用地創出に向けた適地調査の実施 <b>New!</b></li> </ul>
	③ 既存工業団地の価値向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地面積率の緩和 <b>New!</b></li> </ul>
(2) 人材の確保・定着支援の充実	① 人材の確保促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会との連携による合同企業説明会等の雇用支援事業の拡大</li> <li>● 企業と高校による情報交換会の開催 <b>New!</b></li> </ul>
	② 人材の定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 奨学金返還支援補助金の交付 <b>New!</b></li> <li>● 合同入社式の開催支援 <b>New!</b></li> <li>● 鹿沼市勤労者福祉共済会の運営支援などによる中小企業等勤労者の福祉向上</li> <li>● 民間企業と連携した新卒者就職祝金【再掲】</li> <li>● いちご市 KANUMA サポーターズとの連携による定住支援【再掲】</li> </ul>
(3) 働きやすい労働環境づくりの推進	① 労働環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場環境改善の促進</li> <li>● 女性や高齢者、外国人等の受入れ促進</li> <li>● 「イクボスカぬま」登録事業所の拡充【再掲】</li> <li>● 女性活躍推進事業者認定制度の運用【再掲】</li> </ul>

用語解説

※ワークライフバランス：仕事（ワーク）と私生活（ライフ）の調和を図り、どちらか一方に偏ることなく、心身の健康を保ちながら、充実した生活を送ることを目指す考え方。



## 5 観光の振興

### ▶ 現状と課題

- 花木センター、出会いの森オートキャンプ場、千手山公園、屋台のまち中央公園、横根や古峰ヶ原高原、山と清流、神社仏閣など、広大な市域にはそれぞれ魅力ある観光スポットやアクティビティがあり、南摩ダムや「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパ」など新たな拠点施設も加わり、多くの観光客が訪れています。
- 市民が自主的に開設する「まちの駅」は日本一の認定数を誇り「まちの駅“新・鹿沼宿”」を拠点として、おもてなし活動を展開しています。
- 市内各地の観光スポットを結びつけ相乗効果を生み出す周遊ルート等の確立や、ゴルフやアウトドア、いちご狩りなど、資源を活かす施策が効果的です。
- 鹿沼秋まつりや発光路の強飯式等、国指定無形民俗文化財のイベントやさつき祭り等、本市独自の産業振興イベントをはじめ、年間を通して集客力のある多彩なイベントが開催されています。
- 観光イベントの継続には、担い手の確保や新たな資金調達の方法などを検討する必要があります。
- 観光施設の多くは老朽化が顕著で、安全かつ衛生的に使用していくためには、適切な点検と修繕が必要です。
- 利活用や管理の効率化を図るため、観光施設全体の今後の在り方の検討を進める必要があります。
- 鹿沼市観光協会は、観光施設の管理や観光案内など、本市の観光振興において重要な役割を担っていますが、その役割や体制等の見直し、安定した財源の確保が課題となっています。
- 市内 12 か所のゴルフ場には、市内外から多くの来訪があるため、ゴルフを活用した観光振興施策の検討を進めています。
- HP や SNS 活用の観光 PR に努めていますが、そのアピール力は弱く、常にニーズに応じた改善が必要です。

### ▶ 重点施策

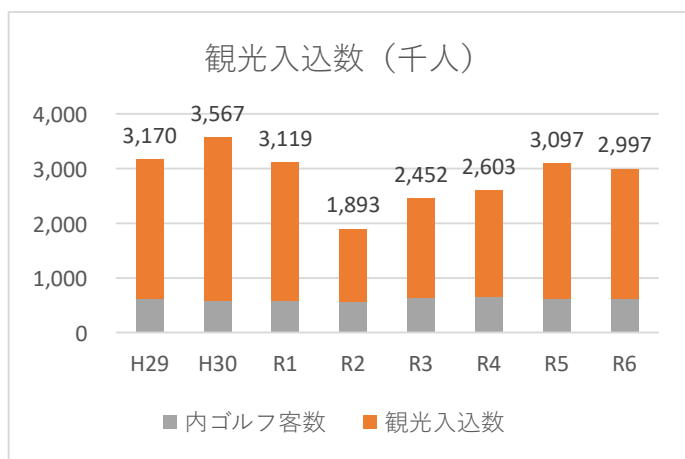
- 中長期的な観光ビジョンの策定
- 滞在の長時間化を目指し、二次交通や道路網の拡充、「Made in 鹿沼」の観光資源や地域の史跡名跡の連携による周遊観光ルートの確立
- 「キャンプ+」をはじめとする観光戦略の推進や、アウトドアコンテンツを活用した観光 PR
- 南摩ダムやダム湖面、周辺施設の観光活用推進
- 市民活動の活性化と文化の継承を目的とした、観光イベントの開催支援
- 鹿沼市観光協会等と連携した観光案内や PR の強化と「まちの駅“新・鹿沼宿”」を拠点とする観光案内システム構築
- 利用者の満足度向上に向け、観光施設の適切な維持管理に加え、民間活力導入の検討
- 分かりやすい案内標識の拡充など、観光環境の整備による、ユニバーサルツーリズム<sup>※</sup>の促進
- 「まちの駅」のおもてなし活動支援
- 前日光県立自然公園などの観光資源の保全と活用促進と、新たな観光資源の発掘
- 「ゴルフのまち鹿沼」の推進

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	観光客入込客数	千人	2,997	3,453
2	観光ウェブサイトアクセス数	PV	1,567,000	1,805,000
3	ゴルフ場来場者数 (ゴルフ場利用税納入者数)	千人	619	686

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 情報発信・案内の拡充	① 観光団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光協会の活動支援</li> <li>● 地域や団体による観光イベントの開催支援</li> <li>● 観光事業者との連携</li> <li>● 「まちの駅ネットワークかぬま」の活動の支援</li> </ul>
	② 観光案内・PRの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周遊提案マップのリリース <b>New!</b></li> <li>● 旅マエの情報発信強化</li> <li>● 旅ナカの案内機能強化</li> </ul>
(2) 観光戦略の推進	① 周遊観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光ビジョンの策定 <b>New!</b></li> <li>● 「キャンプ+」等「+戦略」の推進 <b>New!</b></li> <li>● 南摩ダムの活用 <b>New!</b></li> <li>● 観光広域連携の推進 <b>New!</b></li> <li>● ゴルフ場への誘客支援 <b>New!</b></li> </ul>
	② 観光地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光二次交通の拡充 <b>New!</b></li> <li>● ユニバーサルツーリズムの推進 <b>New!</b></li> </ul>
(3) 観光資源の充実	① 観光施設の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光施設の適切な維持管理及び整備の実施</li> <li>● 「さつきの聖地」花木センターのリニューアル【再掲】</li> <li>● 民間活力の導入</li> </ul>
	② 前日光県立自然公園を中心とした観光資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前日光ハイランドロッジの整備構想の策定 <b>New!</b></li> <li>● 横根高原保全活用協議会との連携</li> </ul>
	③ 観光資源の発掘と磨き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の優れた観光資源の掘り起こし</li> <li>● 磨き上げによるシビックプライド*の向上と市民による情報発信の促進</li> </ul>



出典：鹿沼市調べ

用語解説

※ユニバーサルツーリズム：国籍や年齢、障がい等の有無にかかわらず、すべての人が安心して楽しめる旅行を指す言葉。

※シビックプライド：住民が自分たちが住む地域や都市に対して抱く「誇り」や「愛着」。

関連 SDGs



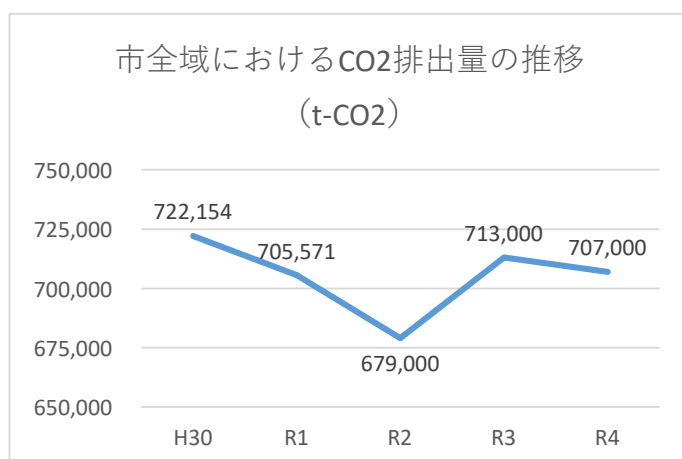
## 大項目 5

みんなが きれいな環境と安全安心な  
地域のなかで 助け合いながら暮らす  
「快適なまち」

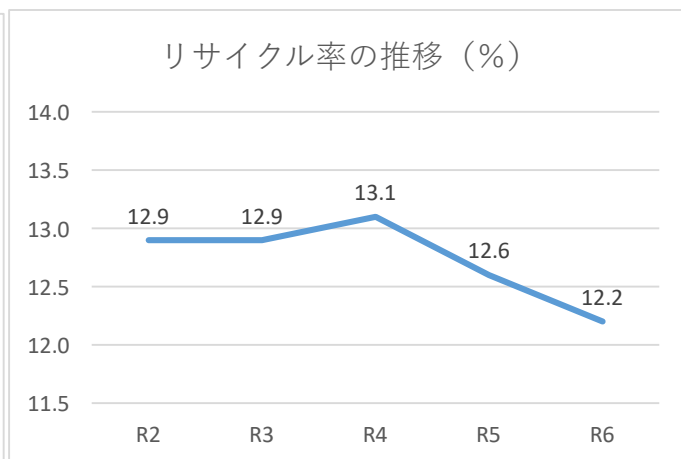
## 1 脱炭素社会と循環型社会の構築

### ▶ 現状と課題

- 自然災害の激甚化や頻発化により、本市が誇る豊かな自然環境や安全・安心な生活環境が脅かされています。これらは、地球温暖化に端を発する気候変動に起因すると考えられ、持続可能な社会の実現には、その要因となる温室効果ガスの排出量の削減が急務となっています。
- 本市では「鹿沼市気候非常事態宣言」及び「2050年カーボンニュートラル<sup>※</sup>表明」を行い、気候が非常事態にあるという危機感を市民、行政、事業者等が共有し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。
- 脱炭素社会の実現に向けた取組を進める上では、温室効果ガスの削減だけでなく、併せて経済の好循環を創出することにより、地域課題の解消や地域の魅力向上につなげ、関わる企業や地域にも利益をもたらす取組が求められています。
- 多くの廃棄物処理施設は老朽化が進行し、安定稼働に向けた整備を進める必要があります。
- 循環型社会の構築にあたっては、3R+<sup>※</sup>の実践やごみ分別の実践など、市民及び事業者との協働による取組を推進する必要があります。



出典：鹿沼市調べ



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 公共施設への太陽光発電設備の導入や公用車のクリーンエネルギー化、木質バイオマスエネルギー<sup>※</sup>の導入検討と、エネルギーの地産地消の推進
- 省エネルギーの推進に向けた公共施設の全照明 LED 化
- 製品プラスチックや廃食油の再商品化などによる、資源循環とごみの減量化の推進
- 廃棄物処理施設の適切な運営と次期クリーンセンター整備の推進
- 再生可能エネルギー設備及び省エネ設備の導入支援

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	市全域の二酸化炭素排出量（国のシステムに基づき算出しているため、2年の時差が生じる。）	t-CO2 <sup>※</sup>	707,000 (令和4年度)	493,878 (令和10年度)
2	リサイクル率	%	12.2	14.7
3	1人1日あたりの燃やすごみ排出量	g	526	514

▶ 施策内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 地域や住民と連携した脱炭素・資源循環	① 環境啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境学習講座の開催</li> <li>● エコライフ・フェアの開催</li> <li>● 「デコ活※」の推進</li> <li>● 公共交通の利用促進</li> </ul>
	② 市民協働による資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域団体等への資源物回収報奨制度活用促進</li> <li>● 新しい資源化に伴うサイクルの促進</li> </ul>
(2) 再生可能エネルギーの導入	① 設備導入支援促進	● 再生可能エネルギー設備導入者への支援
	② 公共施設への導入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電設備の導入</li> <li>● グリーン電力※の活用 <b>New!</b></li> <li>● 木質バイオマスエネルギー設備の導入 <b>New!</b></li> </ul>
	③ エネルギー転換推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気自動車設備導入者への支援</li> <li>● 公用車における次世代自動車の導入</li> </ul>
(3) 省エネルギーの推進	① 省エネ設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギー設備導入者への支援</li> <li>● 事業者向け省エネ設備導入支援</li> <li>● 公共施設における全照明 LED 化</li> </ul>
(4) ごみの減量化と再資源化の推進	① ごみの減量推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの適正処理にかかる周知啓発</li> <li>● 3R+の推進</li> </ul>
	② 再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃食用油のリサイクル事業 <b>New!</b></li> <li>● 製品プラスチックのリサイクル事業 <b>New!</b></li> <li>● 生ごみ、剪定枝等のバイオマス資源の活用検討 <b>New!</b></li> </ul>
(5) 廃棄物処理施設の安定稼働と次期施設の整備推進	① 次期クリーンセンター及び最終処分場整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設整備基本構想の策定 <b>New!</b></li> <li>● 施設整備基本計画の策定 <b>New!</b></li> </ul>

用語解説

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から森林などにより「吸収量」を差し引き、実質的にゼロとすること。

※3R+：ごみを出来る限り減らす「3R」は、「Reduce（リデュース）＝ごみの発生を減らす」、「Reuse（リユース）＝くり返し使う」、「Recycle（リサイクル）＝資源として再利用する」。「+」とは、このほか、より広範な環境配慮行動や持続可能性への取組を含めたもの。具体例として、「Refuse（リフューズ）＝不要なものを断る」、「Repair（リペア）＝修理する」、「Rethink（リシンク）＝見直す」、「Recovery（リカバリー）＝回収する」、「Renewable（リニューアブル）＝再生可能な資源に替える」等がある。

※木質バイオマスエネルギー：木質廃材や林地残材等を含む森林資源をボイラーで燃焼させることにより生み出された熱や電気エネルギーのこと。

※t-CO2：二酸化炭素（CO2）以外のメタンや一酸化二窒素などの温室効果ガスを、二酸化炭素の温室効果の強さに換算した値。

※デコ活：脱炭素の「DE（Decarbonization）」と環境に良い「ECO（エコ）」と活動・生活を組み合わせた造語。

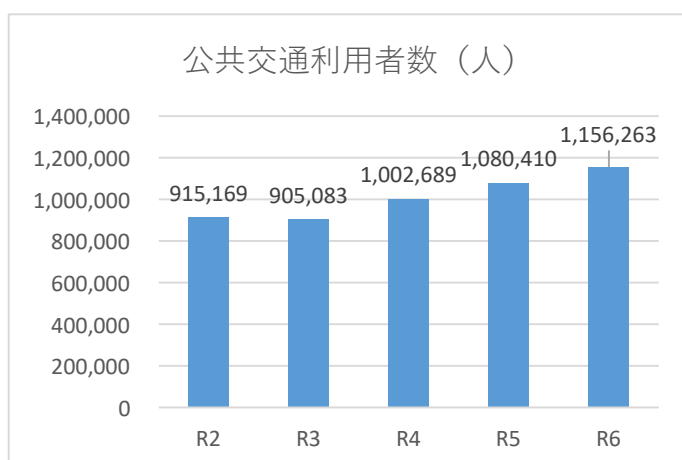
※グリーン電力：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった自然エネルギーを利用して発電された電力。



## 2 計画的な土地利用と道路交通ネットワークの整備

### ▶ 現状と課題

- 持続可能なまちづくりを進めるため、豊かな自然や歴史文化が息づく景観の保全と、地域経済の活性化、災害に強く快適で安心な生活環境の確保など、様々な要素の調和を図り、計画的な土地利用を推進しなければなりません。
- 人口減少や超高齢化に伴い、都市のスポンジ化※が進行しているため、都市機能の集約による利便性の向上とコミュニティ機能の充実が必要です。
- また、広域道路網の充実や交通結節点機能の強化に加え、通学路等の生活道路の安全性を高め、快適な道路ネットワークを構築する必要があります。
- 交通ネットワークの確立においては、特に移動制約のある市民の生活の足の確保が求められています。



出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 総合的かつ計画的な土地利用の推進
- 都市計画マスタープラン※の改定と用途地域の見直し
- スマートインターチェンジの整備推進と新たな広域連携軸の形成
- JR 鹿沼駅東側をはじめ、通学路や幹線道路などの整備推進と快適な道路ネットワークの構築
- 古峯原宮通りの整備等による宇都宮とのアクセス強化
- それぞれの地域の特性に合わせた移動手段の強化等、公共交通の充実
- UR※等民間事業者との協働によるリノベーションまちづくりと賑わいの創出

### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	公共交通利用者数 (路線バス・リーバス・予約 バスの利用者)	人	1,156,263	1,184,292

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 地域の特性を生かした効率的な土地利用の推進	① 効率的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の開発事業等に対する適正な指導等による総合調整</li> <li>● 都市計画マスタープランの改定に合わせた用途地域等の見直し <b>New!</b></li> <li>● 立地適正化計画の推進</li> <li>● 地籍調査の推進</li> </ul>
	② 地域特性を生かした土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スマートインターチェンジの整備推進 <b>New!</b></li> <li>● 新たな広域連携軸の整備推進 <b>New!</b></li> <li>● UR（独立行政法人都市再生機構）との包括連携協定に基づく公民連携によるまちづくりの推進【再掲】</li> <li>● 外部人材活用による中心市街地の活性化 <b>New!</b></li> <li>● 民間主導の事業と連携した東武新鹿沼駅前活性化の推進【再掲】</li> </ul>
(2) 道路網の整備推進	① JR 鹿沼駅東側の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通結節点としての機能強化</li> </ul>
	② 市道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幹線道路や地域間交流道路の整備</li> <li>● 通学路や生活道路の整備</li> <li>● 踏切道の拡幅 <b>New!</b></li> </ul>
(3) 公共交通の充実	① 効率的なバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運行ルートや資源配分の最適化</li> <li>● AI オンデマンドバス*の導入 <b>New!</b></li> <li>● 公共交通の DX 推進</li> </ul>
	② 多様な移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域主体の新たな移動手段の導入支援</li> <li>● 観光二次交通の拡充【再掲】 <b>New!</b></li> <li>● 移送サービス、福祉有償運送等と公共交通の相互利用促進</li> </ul>

用語解説

※都市のスポンジ化：都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。

※都市計画マスタープラン：「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を市民の意見を反映させ、市町村自らが定めるもの。

※AI オンデマンドバス：AI がリアルタイムで最適な運行ルートを計算し運行する乗合交通サービス。



### 3 地域防災・消防体制の充実

#### ▶ 現状と課題

- 近年、災害が激甚化・頻発化し、自身や家族を自分たちで守る「自助」、近所や地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」、それぞれの防災力と互いの連携を強化する必要があります。
- 大地震や風水害などの災害に備え、消防力や危機管理体制の強化が求められる中、地域防災の中核を担う消防団員の人員確保が困難な状況にあります。
- 大雨による被害の減災に向けた総合的な治水対策を進めるとともに、市内 77 カ所の孤立可能性集落への対策を講じる必要があります。

#### ▶ 重点施策

- いちごっこ防災クラブ<sup>※</sup>や女性防火クラブ<sup>※</sup>の活動支援
- 地域防災力の向上を図るための防災士の育成、自主防災会の設立と活動の支援、消防団の強化
- 防災拠点となる東部台防災多目的広場の整備
- 消防体制強化のための消防施設・車両・設備の計画的な更新
- 鹿沼工業団地の雨水対策や雨水幹線の整備
- 河川の修繕など、総合的な治水対策の推進
- 市内各地への防災倉庫と避難所の再配置
- 孤立可能性集落への支援体制整備
- 防災情報システムの充実

#### ▶ 施策指標

No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	防災アプリ登録者数	人	6,251	10,000
2	地区防災計画の策定数	地区	9	60
3	消防団の充足率	%	90.9 (令和 7 年度)	93.5

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 地域防災力の強化	① 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災計画に基づく防災対策の推進</li> <li>● 自主防災会の設立や活動の支援</li> <li>● 地域防災のリーダーとなる防災士の養成</li> <li>● いちごっこ防災クラブの設立と活動支援 <b>New!</b></li> <li>● 災害時要配慮者への支援【再掲】</li> </ul>
	② 消防団の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団地域防災力充実強化ビジョンに基づく消防団の活動支援</li> <li>● 車両・施設等の計画的な更新</li> </ul>
	③ 火災予防の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性防火クラブの活動支援</li> <li>● 住宅用火災警報器の設置促進</li> <li>● 防火講話など啓発活動の実施</li> </ul>
(2) 消防力の強化	① 消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防庁舎、各分署の災害対応力の強化</li> <li>● 女性消防士の活躍推進</li> <li>● 車両・資器材等の計画的な更新</li> <li>● 消防通信体制の充実</li> <li>● 防火水槽の整備など消防水利の確保</li> </ul>
	② 救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急救命士の計画的な育成</li> <li>● 応急手当の普及啓発</li> <li>● 救急業務のDX推進 <b>New!</b></li> </ul>
(3) 危機管理体制の強化	① 防災基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (仮称) 広域防災倉庫の整備 <b>New!</b></li> <li>● 東部台防災多目的広場の整備 <b>New!</b></li> <li>● 避難所の再配置と資器材・備蓄の充実</li> </ul>
	② 防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時応援協定などによる協力体制の充実</li> <li>● 防災情報アプリなど情報発信手段の充実</li> <li>● 孤立可能性集落の対策推進 <b>New!</b></li> </ul>
(4) 治水対策の推進	① 河川の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川の適切な維持管理</li> <li>● 河川施設の予防保全型管理 <b>New!</b></li> </ul>
	② 雨水対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鹿沼工業団地の雨水対策 <b>New!</b></li> <li>● 雨水幹線の計画的な整備</li> <li>● 総合治水対策の推進</li> </ul>

用語解説

※いちごっこ防災クラブ：こどものころから『自分の命は自分で守る』という自助力を身につけ、あらゆる自然災害から命を守ることへ繋げるとともに鹿沼市防災のシンボリック存在へと育成することを目的に令和8年度創設。

※女性防火クラブ：家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に、10地区の女性防火クラブ連絡協議会（中央地区、東部地区、北部地区、菊沢地区、東部台地区、北犬飼地区、東大芦地区、西大芦地区、板荷地区、南押原地区）で構成されている組織。



## 4 安心して暮らせる生活環境の整備

### ▶ 現状と課題

- 住宅困窮者はもとより、若者や子育て世代の定住促進に向けた住宅支援が求められています。
- 危険な空き家の増加は、倒壊や火災、不法投棄等、地域全体に悪影響を及ぼすおそれがあり除却を促進する一方で、優良な空き家の利活用を促進する必要があります。
- 道路や上下水道等のインフラの老朽化が進んでおり、長寿命化を含む適切な維持管理が必要です。
- 経済活動や観光事業等により美しい自然や地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす問題が発生しており、規制条例制定のほか、大芦川流域の河川のオープン化と規制と緩和両面の取組を実施しています。
- ペットの放し飼いや野良猫への餌付けなどの飼育環境の悪化やクマ等野生鳥獣及び病害虫による人的・物的被害も拡大しています。
- 悪質商法や特殊詐欺等の犯罪、悲惨な交通事故などの危険から、市民が自ら身を守るための対策が求められています。
- 少子化や単身世帯の増加により、お墓に対するニーズは多様化しています。
- 「多死社会」を迎える中、火葬需要の増加が想定されます。

### ▶ 重点施策

- 快適な住まい整備の推進と居住支援
- 市営住宅の適正管理と有効活用
- 空き家等の適切な管理・除却と空き家バンクによる利活用の促進
- 道路・橋りょう・公園の長寿命化計画に基づく適正管理と計画的な補修
- 持続可能な上下水道事業の経営
- 老朽化した上下水道施設等の計画的な更新
- 協働・共創によるきれいなまちづくりの推進
- 生活環境を守るための環境調査や事業許認可の実施
- ペットの適正飼養の推進やクマ等野生鳥獣及び病害虫の被害防止対策の実施
- 警察や関係機関などと連携した防犯及び交通安全に関する啓発活動の推進
- 永代にわたって市が管理する合葬墓の整備

### ▶ 施策指標

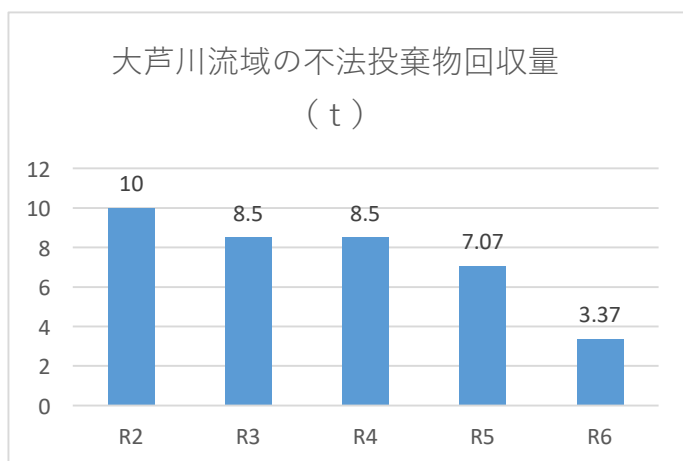
No.	内容	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	住宅耐震化率	%	90 (令和 7 年度)	95
2	有収率※ (水道事業)	%	79.1	80
3	重要管路耐震化率 (下水道事業)	%	47.0	63.2
4	空き家バンクリフォーム補助件数 (累計)	件	14 (令和 7 年度)	56

▶ 施策の内容

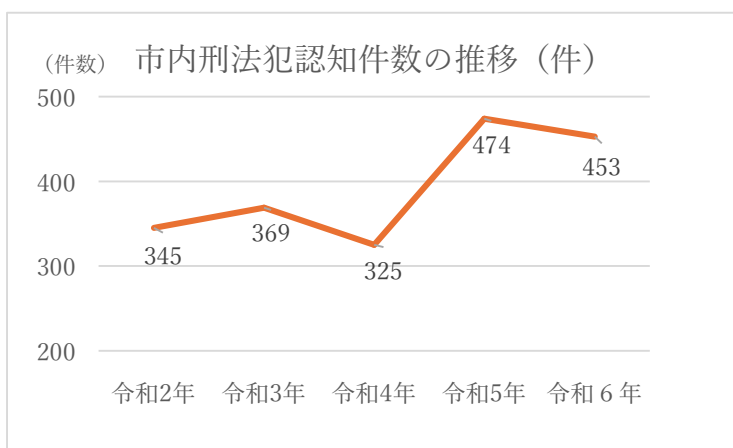
施策展開	5か年の主な取組	
(1) 住環境の充実	① 快適な住まい整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住まい探しの困りごとを相談できる住宅総合窓口の設置</li> <li>● 住宅リフォーム助成事業補助金による支援</li> <li>● 木造住宅の耐震化への支援の拡充 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>
	② 居住支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低所得者や高齢者等の住まい探しを支援する居住支援協議会の活動支援</li> <li>● セーフティネット住宅、居住サポート住宅の登録促進と普及・啓発 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>
	③ 市営住宅の適正管理・有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修と用途廃止</li> <li>● 市営住宅の空き室の目的外使用による有効活用</li> </ul>
(2) 空き家の適正管理と利活用の促進	① 空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空家解体補助金による危険な空き家等の除却の促進</li> <li>● 空き家バンクや空き家バンクリフォーム補助金による利活用の促進</li> <li>● 子育て世帯に対する空き家バンクリフォーム補助金の拡充 <span style="color: red; font-weight: bold;">New!</span></li> </ul>
(3) 道路・橋りょう・公園の長寿命化推進	① 長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種長寿命化計画に基づく計画的な長寿命化</li> <li>● 新技術の活用や定期点検の効率化</li> </ul>
	② 予防保全型維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な補修による突発的な破損等のリスク低減及び大規模改修コストの削減</li> <li>● メンテナンスコストの削減に向けた雑草抑制工事</li> </ul>
	③ 市民との協働による維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路愛護活動の支援</li> <li>● 地域に密着した公共物の日常管理の促進</li> </ul>
(4) 安定した上下水道サービスの提供	① 上水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営戦略に基づく持続可能な経営</li> <li>● 施設の老朽化対策及び耐震化の推進</li> <li>● 高度浄水施設の整備</li> </ul>
	② 下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営戦略に基づく持続可能な経営</li> <li>● 施設の老朽化対策及び耐震化の推進</li> </ul>

## 5 みんなが きれいな環境と安全安心な地域の中で 助け合いながら暮らす「快適なまち」

(5) 自然と調和した生活環境の充実	① 環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気・水質などの環境調査の実施</li> <li>● 不法投棄対策の充実及び観光公害対策の実施・検証・見直し</li> <li>● 土砂の埋立や再生可能エネルギー設備の設置等の適切な規制</li> <li>● ペット霊園等の設置及び適正管理</li> </ul>
	② 市民との協働による環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● きれいなまちづくり推進員の活動支援</li> <li>● 市民協働による環境美化の推進</li> <li>● 動物の愛護及び飼育に関する普及啓発及び飼い主等によるペットの適正飼養推進</li> </ul>
	③ 野生鳥獣・病害虫対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クマによる野生鳥獣被害防止対策の実施 <b>New!</b></li> <li>● 緊急銃猟の適切な実施 <b>New!</b></li> <li>● クビアカツヤカミキリの被害防止対策の支援</li> <li>● ヤマビル防除対策</li> </ul>
(6) 防犯・交通安全意識と消費生活の向上	① 防犯及び交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察や防犯協会等と連携した防犯啓発活動の実施</li> <li>● 交通安全教室の実施</li> <li>● 交通指導員の配置</li> </ul>
	② 消費者行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者教育と見守り、啓発活動の推進</li> <li>● 消費生活相談窓口の充実</li> </ul>
(7) 斎場・市営墓地の運営	① 斎場の適正管理と更新の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火葬炉の計画的な改修</li> <li>● 新たな斎場の整備基本計画策定 <b>New!</b></li> </ul>
	② 霊園・市営墓地の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合葬墓の整備と管理運営</li> <li>● 見せ霊園・市営墓地の適正な維持管理</li> </ul>



出典：鹿沼市調べ



出典：栃木県警察調べ

### 用語解説

※有収率：浄水場で作った水量に対して、料金収入の対象となった水量の割合。この値が高いほど、効率的ということになる。







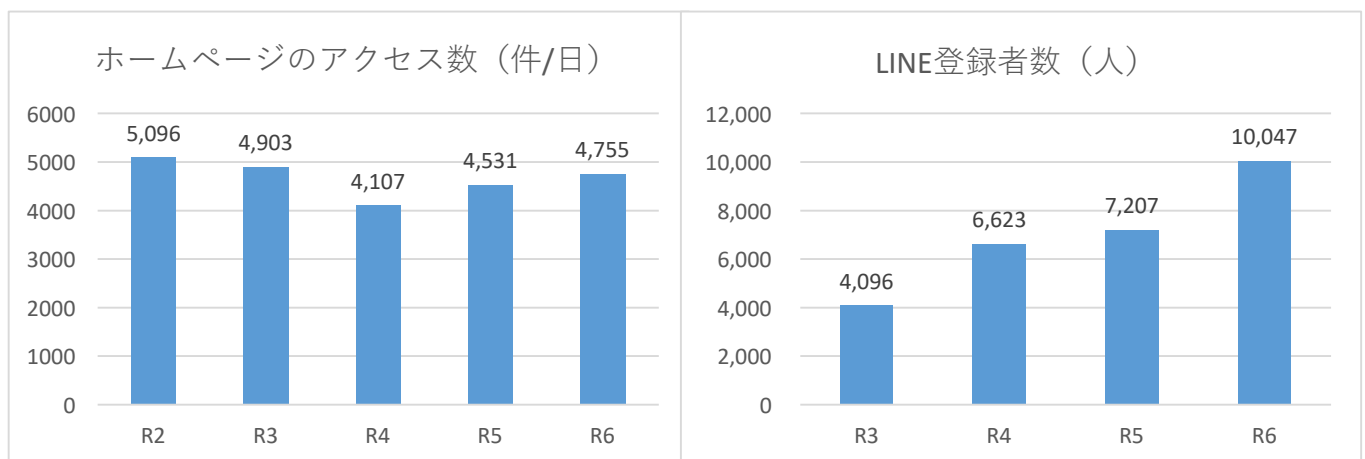
## 大項目 6

みんなが 情報を共有し  
必要な行政サービスを受けながら  
便利に暮らす「開かれたまち」

## 1 広報・広聴の充実

### ▶ 現状と課題

- 市に関する情報は、市公式ホームページや広報かめま、SNS など様々なツールを用いて、効果的かつタイムリーに発信していますが、デジタル化の進展に伴い、市民が情報を得る手段は多様化し、より戦略的な情報発信が求められています。
- 市民との対話集会や世論調査、広聴メール等の市政運営へのさらなる活用について検討する必要があります。
- 市政運営の見える化に向け、積極的な情報の開示が求められています。



出典：鹿沼市調べ

出典：鹿沼市調べ

### ▶ 重点施策

- 利便性が高くアクセスしやすく、適時性の高い情報発信ができる公式ホームページの運用・更新
- 広報紙や SNS など、各種メディアの特性を生かした効果的な情報発信
- 市民の意見に対するスピーディで適切な対応
- 市民との対話の場の拡充

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	市公式ホームページ閲覧数	回	1,813,000	2,041,000
2	市公式ライン登録者数	人	10,047	47,221

▶ 施策の内容

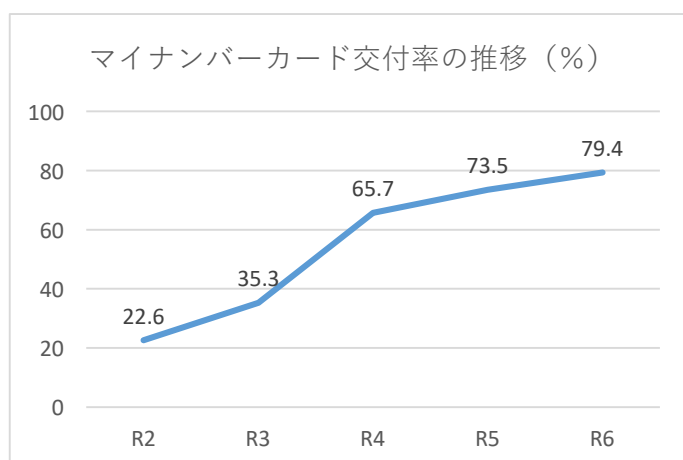
施策展開	5か年の主な取組	
(1) 広報の充実	① 行政情報の速やかな発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報かぬまの発行</li> <li>● 市長定例記者会見の開催</li> <li>● 利便性の高いホームページへの改善</li> <li>● ホームページやSNSなど各種メディアの特性を生かした効果的な情報発信【再掲】</li> </ul>
	② 統計情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国勢調査など基幹統計調査の実施</li> <li>● 鹿沼市統計書の公表</li> </ul>
(2) 広聴の充実	① 市民の声を反映した市政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広く市民の声を収集するための市政に関する世論調査の実施</li> <li>● 市の施策への意見を聴取するためのパブリックコメントの実施</li> <li>● 市民の意見に対するスピーディで適切な対応</li> </ul>
(3) 市民参画機会の充実	① 市民との対話の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民との対話事業（かぬま未来ミーティング等）の開催</li> <li>● 和やかな雰囲気です市長と意見交換する「かぬま夢談議」の開催</li> </ul>
	② 情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開・個人情報保護制度の適正運用</li> <li>● 審議会等の公開</li> </ul>



## 2 DX の推進

### ▶ 現状と課題

- デジタル技術の進展を背景に、人と人の接触を避けるコロナ禍を経て、DX※は急速に浸透してきました。
- 生産年齢人口の減少により、あらゆる場面で担い手が不足し、生産性や作業効率の向上にデジタル技術が担う役割は大きくなっています。
- 行政における市民の利便性の向上と業務の効率化を目的とした、DX の活用が求められています。
- デジタル技術を活用できる人とできない人の格差をなくし、すべての市民がその恩恵を享受できるよう対策が必要です。
- 地域社会や経済の持続的な発展に向けて、あらゆる分野への DX 導入が求められています。



出典：総務省「マイナンバーカード交付状況」

### ▶ 重点施策

- 市役所に来なくても行政手続きができる、オンライン化や使用料等のキャッシュレス化の推進
- AI※を含むデジタル技術を活用した行政業務の効率化とデジタル人材の育成
- スマホ教室の開催等によるデジタルデバイドの解消

### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	オンライン申請のメニュー数	件	74	150
2	諸証明書交付申請におけるオンライン申請の割合	％	20.7	23.0

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 市民サービスの利便性の向上	① 「行かない」窓口の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いつでも、どこでも手続きできるオンライン化の推進</li> <li>● 証明書等のコンビニ交付の推進</li> </ul>
	② 「待たない」「書かない」「迷わない」窓口の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合窓口システムの効果的な運用と次期システムの導入</li> <li>● マイナンバーカードの円滑な更新</li> </ul>
	③ キャッシュレス決済の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クレジットカード決済やコード決済の決済手段の拡充 <b>New!</b></li> </ul>
(2) 行政事務の効率化の推進	① デジタル人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高度なデジタル技術と専門的なノウハウを持った外部人材の活用</li> <li>● 研修及び教育プログラムの実施による、職員自らがDXを推進する能力の育成</li> </ul>
	② デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務へのAI-OCR<sup>*</sup>・RPA<sup>*</sup>導入の推進</li> <li>● 生成AI・音声認識システムの活用</li> <li>● テレワークの推進</li> <li>● BPR<sup>*</sup>の推進</li> <li>● 電子決裁・文書管理システムの導入 <b>New!</b></li> </ul>
	③ 情報セキュリティ対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の徹底</li> </ul>
(3) 活力ある地域づくりの推進	① デジタルデバイドの解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民向けスマホ教室の開催</li> <li>● 公共施設の公衆Wi-Fiの運用</li> </ul>
	② マイナンバーカードの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカード活用の周知・啓発</li> </ul>
	③ 地域におけるDXの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各分野におけるDX推進の支援</li> <li>● オープンデータの活用推進</li> <li>● スマート農業の推進【再掲】</li> <li>● 労働環境の改善と効率的な森林整備を促進するためのスマート林業の推進【再掲】</li> <li>● 公共交通のDX推進【再掲】</li> <li>● AIドリル導入等による教育DXの推進【再掲】</li> </ul>

用語解説

※DX：デジタル技術が社会に浸透し、人々の生活をあらゆる面でより良いものに変えていくこと。

※AI：人間が行う知的な活動をコンピューターで模倣や再現する技術やシステムのこと。

※AI-OCR：紙文書をスキャンにより読み取り、文字をデジタルデータに変換するOCR技術に取り込み、読み取り精度を高めたもの。

※RPA：人がコンピューターを操作して行う作業をソフトウェアにより自動化する仕組み。

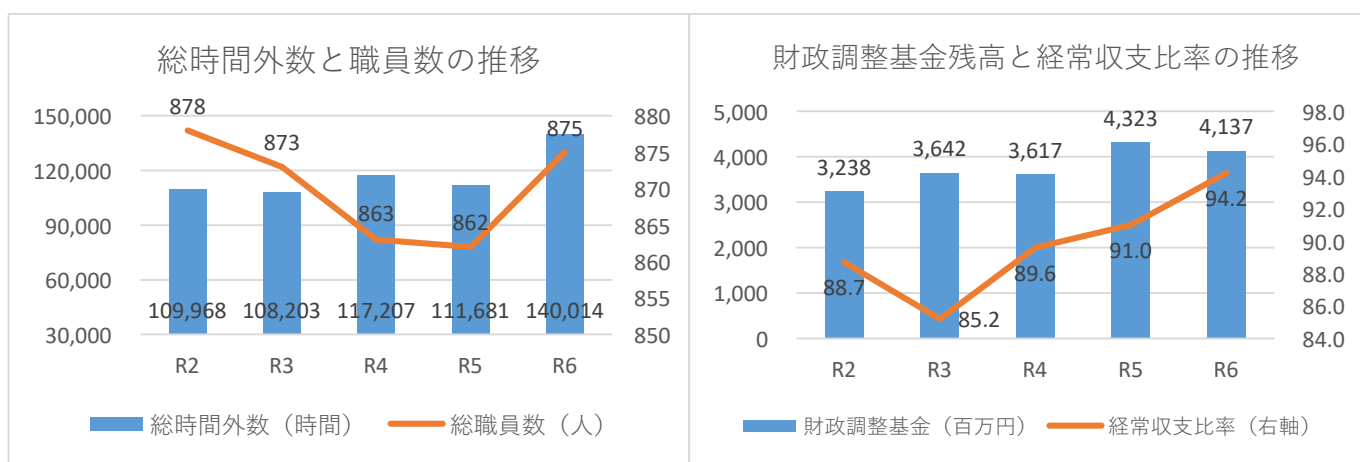
※BPR：業務プロセスを根本から見直し、再設計して効率化と最適化を図る取組。



### 3 安定した行財政運営の推進

#### ▶ 現状と課題

- 人口減少等の社会情勢等の急激な変化や市民ニーズの多様化により、求められる行政サービスも多様化しています。
- 社会保障関連経費の増大や労務単価、物価の高騰等により財政の硬直化が進んでおり、事業の選択と集中の徹底とともに、一層の行政改革や業務改善の取組が必要となっています。
- 老朽化した施設やインフラの維持管理や更新費用も増大しており、除却も含め、効果的・効率的な公共施設の運営が必要となっています。
- 行政需要の広がりに対応できる職員の育成が求められています。



出典：鹿沼市調べ

出典：鹿沼市調べ

#### ▶ 重点施策

- 外部委員による政策評価を通じた第9次総合計画の着実な推進
- 財政健全化推進計画に基づく安定した財政基盤の堅持
- ふるさと納税の拡充等による「稼ぐ自治体」の実現
- 市民の利便性向上と行政運営の効率化の両立を目指し、行政改革大綱の推進
- 公共施設等総合管理計画に基づく効率的な管理と賃貸借や売却等による効果的な資産運用の推進
- 定員適正化計画に基づく定員管理と新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる人材の育成

#### ▶ 施策指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	公共施設の民間活用数 (累計)	件	8 (令和2～6年度)	10 (令和8～12年度)
2	市税徴収率 (国保除く)	%	97.3	97.9

▶ 施策の内容

施策展開	5か年の主な取組	
(1) 効率的かつ効果的な行政運営の推進	① 計画行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合計画の進行管理と毎年度の予算を伴う実施計画の策定</li> <li>● 業務改善に向けた政策評価の実施</li> <li>● 根拠に基づく政策立案の推進</li> <li>● 近隣自治体や友好都市と連携した広域行政の推進</li> </ul>
	② 効率的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政改革大綱に基づく行政改革の推進</li> <li>● 庁内業務の効率化・最適化</li> <li>● 入札・契約事務の効率化</li> </ul>
(2) 健全な財政運営の堅持	① 健全財政の堅持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政健全化推進計画に基づく計画的な財政運営の推進</li> </ul>
	② 財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化</li> <li>● 市税の適正な賦課と市税収入の確保</li> <li>● 公金納付の口座振替の推進</li> <li>● ふるさと納税制度の活用拡充</li> </ul>
(3) 職員の人材育成	① 人員配置の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定員適正化計画に基づく定員管理</li> <li>● 適材適所の人員配置</li> <li>● 人事管理業務 DX 化 <b>New!</b></li> </ul>
	② 職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職責、職種、キャリアに応じた研修</li> <li>● 業務に必要な資格の取得支援の拡充</li> </ul>
(4) 公共施設の総合的な管理	① 公共施設の総合管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設等総合管理計画に基づく維持管理コストの削減</li> <li>● 統廃合・複合化・長寿命化などによる適正配置の検討</li> </ul>
	② 市有財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間提案制度や公売による遊休資産の有効活用</li> <li>● ネーミングライツの活用拡充</li> </ul>

